

ASEAN 主要国と中東地域における ハラール認証制度調査

2025 年 3 月

マレーシア輸出支援プラットフォーム

日本貿易振興機構（ジェトロ）

クアラルンプール事務所

【免責条項】

【本報告書の利用についての免責条項】本報告書は、マレーシア輸出支援プラットフォームが株式会社矢野経済研究所に作成委託し、2025年2月にまでに入手した情報に基づくものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。農林水産省、ジェトロおよび株式会社矢野経済研究所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ農林水産省、ジェトロおよび株式会社矢野経済研究所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

はじめに

世界のムスリム人口の増加に伴い、ムスリムマーケットは拡大を続け、当該市場を対象としたハラール製品・サービスに関してますます関心が高まっている。

マレーシアは、2023年に新産業マスタープラン（NIMP 2030）を発表し、世界のハラール産業におけるマレーシアの地位向上、国内のハラール産業のさらなる拡大を目指すことを明記している。

本レポートでは、自国をハラールハブとしての地位を高めたいマレーシアならびに東南アジア各国のハラール認証制度や規制、近年の動向、さらにはムスリム人口の多い中東諸国、トルコのハラール認証制度の概要、東南アジア各国とのハラール認証制度の関係性についてについてまとめた。

本情報が、今後増加が見込まれているムスリム市場への販路拡大を目指す日本企業の一助となれば幸いである。

2025年3月
マレーシア輸出支援プラットフォーム
日本貿易振興機構（ジェトロ）
クアラルンプール事務所

〈目次〉

1. 調査実施概要対象国	7
2. ハラール認証制度（本報告書要約）	8
3. 東南アジアの概況	17
3.1 ムスリム人口推移と宗教構成比	17
3.2 年齢別人口比率	19
3.3 市場規模と成長性	19
4. 中東地域・トルコの概況	22
4.1 ムスリム人口推移と宗教構成比	22
4.2 年齢別人口推移	23
4.3 市場規模と成長性	24
4.4 マレーシアから中東3カ国への輸出額、輸出品目	27
4.5 日本からサウジアラビア、UAE、トルコへの輸出額、輸出品目	28
5. 各国のハラール認証制度の概要	31
5.1 マレーシア	31
5.2 インドネシア	38
5.3 シンガポール	45
5.4 タイ	51
5.5 フィリピン	55
5.6 ブルネイ	60
5.7 サウジアラビア	66
5.8 UAE	70
5.9 トルコ	74
6. ハラール認証制度の動向	82
6.1 関連・関係機関・ハラール関連法規制	82
6.2 最近の動向	87
7. ハラール能力証明/研修の要求事項	90
8. 日本企業の事例紹介	92
8.1 オタフクソースマレーシア	92
8.2 ビアードパパ運営シンガポール法人	95
8.3 日系食品メーカーA	97
9. 東南アジアから中東地域への輸出拡大のための要件	100
9.1 東南アジアから中東地域へ輸出する優位性とは	100
9.2 ハラール認証は必要かどうか?	100
9.3 ハラール認証を取得しない選択について	100

図 1 ASEAN のムスリム人口推移 (2010-2050)	18
図 2 ASEAN の宗教構成比 (2020 年)	18
図 3 ASEAN 主要国の年齢別人口比率 (2023 年)	19
図 4 ASEAN 主要国の名目 GDP 推移 (2004-2023)	20
図 5 ASEAN 主要国の 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004-2023)	21
図 6 ASEAN 主要国の 1 人当たり名目 GDP 推移	21
図 7 中東主要国とトルコのムスリム人口推移 (2010-2050)	22
図 8 中東主要国とトルコの宗教人口構成比 (2020 年)	22
図 9 中東主要国とトルコの年齢別人口構成比 (2023 年)	23
図 10 中東地域とトルコの名目 GDP 推移 (2004-2023)	25
図 11 中東主要国とトルコの 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004-2023)	25
図 12 中東主要国とトルコの 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004,2014,2023)	26
図 13 マレーシア JAKIM 認証プロセス	33
図 14 インドネシア BPJPH ハラール認証義務化の対象製品・サービス	40
図 15 インドネシア BPJPH ハラール認証の義務化スケジュール	41
図 16 インドネシア BPJPH ハラール認証プロセス	42
図 17 シンガポール MUIS ハラール認証プロセス	47
図 18 シンガポール MUIS ハラール認証のために必要な書類	48
図 19 シンガポール MUIS ハラール認証にかかる費用 (製品/工場の場合)	48
図 20 シンガポール MUIS ハラール認証にかかる費用 (食肉処理場/保管施設/輸出入品の場合)	49
図 21 シンガポール MUIS ハラール認証にかかる費用 (飲食店/調理場の場合)	49
図 22 シンガポール MUIS ハラール認証にかかる費用 (ケータリング/セントラルキッチンの場合)	50
図 23 ブルネイ MUIB ハラール申請手続き (飲食店、食品製造業の場合)	62
図 24 ブルネイ MUIB ハラール海外と畜施設の承認手続き	64
図 25 ブルネイ MUIB ハラール食肉輸入手続き	65
図 26 ブルネイ MUIB ハラール性に関するモニタリング	65
表 1 ASEAN 諸国のハラール認証制度の概要	9
表 2 中東諸国・トルコのハラール認証制度の概要	10
表 3 ASEAN 主要国相互承認状況まとめ	11
表 4 中東諸国・トルコの相互承認状況まとめ	12
表 5 ASEAN 主要国のハラール基準・ガイドライン	13
表 6 中東諸国・トルコのハラール基準・ガイドライン	14
表 7 ASEAN 主要国認証機関の特徴	15
表 8 中東諸国・トルコ認証機関の特徴	16
表 9 ASEAN 主要国ハラール認証の有効期限、手続き期間、費用	16
表 10 中東諸国・トルコのハラール認証有効期限、手続き期間、費用	17

表 11 東南アジア主要国の過去 20 年（2004-2023）の名目 GDP 増加額.....	20
表 12 東南アジア主要国の過去 10 年（2014-2023）の名目 GDP 増加額と年平均成長率.....	20
表 13 中東地域・トルコの過去 20 年（2004-2023）の名目 GDP 増加額	24
表 14 中東地域・トルコの過去 10 年（2014-2023）の名目 GDP 成長率と年平均成長率	24
表 15 マレーシアから中東主要国・トルコへの農水産品/加工食品の輸出額（2023 年）	27
表 16 3 カ国向け食品飲料分野における輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	27
表 17 サウジアラビア向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	27
表 18 UAE 向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	28
表 19 トルコ向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	28
表 20 日本から中東主要国・トルコへの農水産品/加工食品の輸出額（2023 年）	28
表 21 3 カ国向け食品飲料分野における輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	29
表 22 サウジアラビア向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	29
表 23 UAE 向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	29
表 24 トルコ向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）	29
表 25 HS コード品目表	30
表 26 ASEAN 諸国の相互承認状況	87
表 27 中東諸国・トルコの相互承認状況.....	88
表 28 ハラール研修概要（ASEAN 諸国）	90
表 29 ハラール研修概要（中東諸国・トルコ）	91

1. 調査実施概要対象国

東南アジア（マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ）、中東地域（サウジアラビア、アラブ首長国連邦）、トルコ

■ 調査内容

- 東南アジアの概況
- 中東地域とトルコの概況
- ハラル認証制度
- ハラル認証制度の動向
- 日系企業の動向
- 東南アジアから中東諸国への輸出拡大のための要件

■ 調査実施期間

2024年9月～2025年2月

■ 実査担当

株式会社矢野経済研究所 ハラル認証/研修 事務局

2.ハラール認証制度（本報告書要約）

ハラール認証の義務と規制の現状

- ほとんどのイスラム教の国で輸入食肉及び肉加工品以外のハラール認証の義務はないが、一部のイスラム教徒が多数派の国（以下、イスラム諸国という）では認証の制度があり、各国で認定されたハラール認証機関が認定している。
- ハラール認証の取得義務がない場合でも、特にイスラム教徒が少数派の国々で生産された製品については、イスラム諸国側がハラール品質の保証や信頼性について疑問にもつことがあるため、イスラム諸国向けに製品を販売するにあたって日本、韓国、中国、欧米各国の製造事業者はハラール認証の取得を検討する機会が多い。

ASEAN 主要国

＜ハラール認証義務化の状況＞

ハラール認証の取得、その表示を義務化している国はインドネシアのみである。輸入食肉及び肉加工品についてはマレーシア、インドネシア、ブルネイのイスラム諸国でハラール認証が義務となっている。

＜ハラール認証の制度＞

・マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイは宗教機関が国内唯一のハラール認証機関で、国内販売や輸入品に対するハラール認証の制度を所管している。

・ブルネイは宗教機関 MUIB（Majlis Ugama Islam Brunei Darussalam）が唯一の認証機関で、国内の食品製造業や飲食店のハラール認証/許可証の申請を義務化しているが、食肉以外、輸入品のハラール認証の規制はない。

・フィリピンは政府（貿易産業省フィリピン認定局）による国内製造品の海外輸出向けハラール認証の制度はあるが、国内販売や輸入品に対する制度はなく、さまざまな民間認証機関の認証が存在し、フィリピン国内でハラール認証を直接的に取り締まる制度にはなっていない。

表 1 ASEAN 諸国のハラール認証制度の概要

国 (ムスリム人口比 比率)	認定機関	組織概要	取得義務	認証機関
マレーシア (66%)	JAKIM (JABATAN KEMAJUAN ISLAM MALAYSIA/マレーシア・ イスラーム開発局)	政府系宗教機関 (首相府直轄 /MKI 事務局)	・ 輸入食肉及び肉 加工品は義務。	JAKIM もし くは JAIN (JAKIM の 州イスラーム評議会) もしくは JAKIM 認定 の外国ハラ ール認証機 関の認証で なければな らない。
インドネシア (87%)	BPJPH (Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal/ ハラール製 品保証実施機 関)	政府系宗教機関 (大統領直轄/宗 教省連携)	・ 輸入食肉及び肉 加工品は義務。 ・ 食品飲料、化粧 品、医薬品等とそ の関連サービスは 認証取得かハラ ールでないこと を表示する義務 がある。 ・ 衣類、日用品、 医療機器は動物 由来品が含まれ る場合のみ認証 取得かハラール でないことを表 示する義務があ る。	BPJPH もし くは BPJPH 認定の外国 ハラール機 関の認証で なければな らない。
タイ (6%)	CICOT (Central Islamic Committee of Thailand/ タイ国中央イスラーム委 員会)	法定民間宗教機 関 (タイ国中央 イスラーム委員 会)	・ 義務ではない。	CICOT がタ イで唯一の ハラール認 定機関であ り、輸入さ れるハラ ール原料は CICOT 認定 の外国ハラ ール認証機 関の認証で なければな らない。
シンガポール (16%)	MUIS (Majlis Ugama Islam Singapore/シンガポー ル・イスラーム宗教評議 会)	政府系宗教機関 (文化地域青年 省)	・ 義務ではない。	MUIS もし くは MUIS 認定の外国 ハラール認 定機関の認 証でなけれ

				ばならない。
ブルネイ (76%)	MUIB (Majlis Ugama Islam Brunei Darussalam/ブルネイ・イスラーム宗教委員会) ・ HFCD (Halal Foods Control Division/ハラール食品管理部門)	政府系宗教機関 (ブルネイ・イスラーム宗教委員会/宗教省ハラール食品管理部門)	・輸入食肉は義務。 ・国内にある食品製造業、内服用の医薬品・サプリメント製造業、飲食店はハラール認証/許可証申請が義務。	・国内での認証はMUIB 認証のみ。 ・輸入製品のハラール認証は規制がないが、ハラール表示がある場合は輸入手続きで原料の確認をうける。
フィリピン (6%)	民間認証機関	民間認証機関	・義務ではない。	・認定の制度はない。

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

サウジアラビア・アラブ首長国連邦・トルコ

＜ハラール認証義務化の状況＞

- ・サウジアラビアとアラブ首長国連邦（以下、UAE）では、輸入食肉と肉加工品についてはハラール認証の取得が義務である。
- ・トルコでは食品におけるハラール認証は義務ではない。

＜ハラール認証の制度＞

- ・サウジアラビア国内ではサウジアラビア食品医薬品局（SFDA）傘下の Saudi Halal Center が唯一の認定機関だが、政府が認める認定機関（現在は湾岸承認センター）認定もしくは Saudi Halal Center 認定のハラール認証機関が発行するハラール認証のみ認めている。
- ・UAE 国内では産業・先端技術省（MoIAT）が唯一の認定機関だが、政府が認める認定機関（現在は湾岸承認センター）若しくは MoIAT のハラール認証機関が発行するハラール認証のみ認めている。
- ・トルコは、それぞれの国家基準の認定機関により認定された認証機関を承認する形をとっており、承認登録されたハラール認証機関のハラール認証のみを輸入品や国内製品のハラール認証として認めている。

表 2 中東諸国・トルコのハラール認証制度の概要

国 (ムスリム人口比率)	認定機関	組織概要	取得義務	認証機関

サウジア ラビア (93%)	SFDA Saudi Halal Center	サウジア ラビア食 品医薬品 局 (SFDA) 傘下の機 関	・輸入食肉及び 肉加工品は義 務。 ・また、輸入さ れるハラール表 示製品は認証が 義務。	Saudi Halal Center 認定の外国 ハラール認証機関 の認証でなければ ならない。
アラブ首 長国連邦 (UAE) (75%)	MoIAT(Ministry of Industry and Advanced Technology)	UAE 国家 基準のハ ラール適 合性評価 機関	・輸入食肉及び 肉加工品は義 務。	MoIAT もしくは GAC (湾岸認証セ ンター) が認定す る認証機関の認証 でなければならない。
トルコ (98%)	HAK※ (Halal Accreditation Agency※同機関使用の英語略称) 認定の認証機関	トルコ国 家基準の ハラール 適合性評 価機関	・義務ではな い。	HAK から認定を受 けた認証機関の認 証でなければならない。

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

相互承認状況のまとめ

- ASEAN 主要国であるマレーシア、インドネシア、シンガポール、タイのハラール認証機関はそれぞれ相互承認という形でハラール認証を支障なく使用できる状況となっているため、いずれか1カ国の認証を取得すれば、その他の3カ国にハラール認証製品として販売できる仕組みが整っている。なお、マレーシアとインドネシアは製品の製造国に所在する認証機関の認証しか認めていない点は留意する必要がある。

ASEAN 主要国

- ・ マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイはそれぞれ他の主要政府系ハラール認証機関と相互承認を行い双方で認め合っている。フィリピンとブルネイはハラール認証の規制がなく、どの国の認証も基本的に受け入れる状況がある。
- ・ マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイの4カ国のいずれかのハラール認証を取得すると他の3カ国で有効となる。ただし、マレーシアとインドネシアでは製造国の認証しか認めていない点は留意する必要がある。

表 3 ASEAN 主要国相互承認状況まとめ

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

認定機関	相互認証国					
	マレーシア	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ
JAKIM (マレーシア)		承認	承認	承認	外国 ハラール 認証の 制度なし	外国 ハラール 認証の 制度なし
BPJPH (インドネシア)	承認		承認	承認		
MUI (インドネシア) (民間) 民間、国内では検査機関だが、国外向けには認証機関として承認されている国がある。(2024年12月現在)	NA		承認 2026年1月 まで	承認		

MUIS (シンガポール)	承認	承認		承認	
CICOT (タイ)	承認	承認	承認		
フィリピンの 主要認 証機関	IDCP	承認	申請中	承認	承認
	HDIP	承認	申請中	承認	承認
	HICCIP	承認	申請中	承認	承認
	Prim Cert.	NA	申請中	NA	NA
	他 (4 機関)	NA	NA	NA	承認

サウジアラビア・UAE・トルコ

- ・ サウジアラビア、UAE、トルコの3カ国全てで承認を受けているハラール認証機関はCICOT (タイ) である。
- ・ また、MUIS (シンガポール) はサウジアラビアとUAEで承認されているが、トルコの承認リストには載っていない。
- ・ 一方、JAKIM (マレーシア) とBPJPH (インドネシア) はSaudi Halal Center (サウジアラビア) と相互承認の形で承認されているが、UAEのMoIAT登録リストには掲載されておらず、トルコの承認リストにも掲載がない。
- ・ なお、2024年12月現在、UAEとトルコのウェブサイト公開情報によると、インドネシアのハラール検査機関LPPOM MUI (民間) が、UAEとトルコでハラール認証機関として承認されており、インドネシアからUAEもしくはトルコへハラール製品を輸出する場合、LPPOM MUIの認証は有効となっている。

表 4 サウジアラビア・UAE・トルコの相互承認状況まとめ

認定機関	相互認証国		
	サウジアラビア	UAE	トルコ
JAKIM (マレーシア)	承認	NA	NA
BPJPH (インドネシア)	承認	NA	NA
LPPOM MUI (インドネシア) 民間、国内では検査機関だが、国外向けには認証機関として承認されている国がある。 (2024年12月現在)	NA	承認	承認
MUIS (シンガポール)	承認	承認	NA
CICOT (タイ)	承認	承認	承認
フィリピンの 主要認証 機関	IDCP	NA	NA
	HDIP	NA	NA
	HICCIP	NA	NA
	Prim Cert.	承認	承認
	他 (4 機関)	NA	NA
MUIB (ブルネイ)	NA	NA	NA
Saudi Halal Center (サウジ)		NA	NA
UAE 政府	MoIAT		NA
UAE の主 要認証機関	Gulftic Certification	承認	承認
	Halal Center Quality Cert.	承認	承認
	International Halal Cert.	承認	承認
	RACS Quality Cert.	承認	承認
	Cotecna Inspection SA	承認	承認
	SGS Gulf Limited	承認	承認
	TUV SUD MIDDLE	承認	NA
	Pioneers of Quality	承認	NA
	Gulf Halal Center	NA	NA
	GIMDES	NA	承認

トルコの主要認証機関	KASCERT	NA	NA	承認
	Halal Center Quality Certification	承認	承認	承認
	World Halal Trust Certification and	承認	NA	NA

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

各国のハラール基準・ガイドライン

ASEAN 主要国のハラール基準・ガイドラインは国家規格、法律、認証機関の規則・ガイドラインの形で提供されている。一方、中東諸国・トルコの場合は、地域規格（GSO や OIC/SMIIC など）と国家基準が公開されているが、承認された認証機関が定める詳細基準や要求事項は公開されておらず、各認証機関に確認が必要である。

ASEAN 主要国

各国のハラール基準は国によって異なり、それぞれの国の制度や事情により、国家規格、法律、認証機関の基準・ガイドラインなどがある。参照にされる基準・ガイドラインの種類と内容は以下となる。

表 5 ASEAN 主要国のハラール基準・ガイドライン

国	国家規格	法律	認証機関の規則	国際規格
マレーシア	MS (製品別規格)		JAKIM ハラール保証システム、手続きマニュアル	ISO,HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) , 適正製造規範 (GMP:Good Manufacturing Practice)など品質管理と安全管理システムで国際規格が参照される。
インドネシア	SNI (製品別規格)	BPJPH ハラール製品保証システムの要求事項と手続きの要求事項	法律で規制されているため左を参照	同上

シンガポール			MUIS ハラール要求事項（分野別） Halal Certification Conditions	同上
タイ			CICOT 規則	同上
フィリピン	PNS （製品別規格）		各認証機関による	同上
ブルネイ	PBD （製品別規格）	手続きの要求事項	BGC 手続きガイドライン	同上

（出所）各種調査を基に矢野経済研究所作成

サウジアラビア・UAE・トルコ

湾岸 6 カ国の統一規格機関である GSO が規格を策定、サウジアラビアが国家規格として採用している。UAE も GSO 規格に準拠しているが、トルコは OIC/SMIIC 規格のハラール基準になっている。

表 6 中東諸国・トルコのハラール基準・ガイドライン

国	地域規格	国家規格	認証機関の規則
サウジアラビア	GSO 規格（湾岸 6 カ国の共通基準）	SFDA.FD/GSO	サウジ国家規格に準じた規則・ガイドライン （各認証機関による）
UAE	同上	UAE.S GSO と UAE.S	UAE 国家規格に準じた規則・ガイドライン （各認証機関による）
トルコ	OIC/SMIIC 規格（OIC 諸国の共通基準）	OIC/SMIIC	トルコ国家規格に準じた規則・ガイドライン （各認証機関による）

（出所）各種調査を基に矢野経済研究所作成

各認証機関の特徴

- ASEAN 主要国の認証機関は主に宗教機関が国で唯一の認証機関となっており、いずれも 20 年以上のハラール認証実績がある。各主要認証機関の認証発行数は認証を義務化しているインドネシア*を除いて概ね 4 千～1 万施設（事業所）の範囲である。

※インドネシアは、約 200 万施設、内、大規模事業者（海外含）は約 1 万施設（2024 年 10 月現在）

- 一方、サウジアラビア・UAE・トルコのハラール認証制度は、国家基準を順守するハラール認定機関を設置し、その認定機関に認証された各認証機関が、それぞれの国家基準を順守した独自のやり方でハラール認証の発行手続きを行う。
- なお、サウジアラビアについては、国内向けは2018年に設立されたSFDA傘下のSaudi Halal Centerがハラール認証を担い、海外の製品についてはSaudi Halal Centerより承認された国家基準に準拠している外国認証機関のハラール認証を承認する。現在、サウジアラビアの国家ハラール認証制度は移行期間となっている。

表 7 ASEAN 主要国認定機関の特徴

認定機関 (ハラール認証開始時期)	国	認証可能地域		認証発行数	外国認証機関の承認
		国内	海外		
JAKIM (1974年)	マレー シア	●	●	9,794 施設 (約 30 万製品/サービス (内、食品飲料製品 は 88%))	88 機関 (49 カ国、内、 日本の認証機関は 6 機 関)
BPJPH (2019年) *インドネシアとしては 1989年よりハラール認証 開始	インドネ シア	●	●	約 200 万施設 (内、海外施設は約 1 万施設) (約 524 万製品)	承認済: 61 機関 (27 カ 国) 内、日本の認証機関 は 4 機関 承認手続き中: 77 機関 (31 カ国) 内、日本の 認証機関は 1 機関 承認済と承認手続き中含 めて計 137 機関 (46 カ 国)
MUIS (1978年)	シンガポ ール	●	不可	4,000 事業所以上に 発行 (国内事業者の み: 飲食店 7 割、製 造業 2 割弱)	101 機関 (48 カ国) 内、 日本の認証機関は 6 機関
CICOT (2001年)	タイ	●	不可	7,143 社 認証発行 数: 10,141 (195,893 製品)	146 機関 (52 カ国) 内、 日本の認証機関 6 機関
MUIB/HFCD (1998年)	ブルネ イ	●	●	飲食店・食品施設: 2,570 国内工場: 402 (10,374 製品) 海外工場: 26 (414 製品)	承認手続きそのものがな く、外国の認証機関の制 限はない。2024年12月 の HFCD への取材では、 JAKIM、MUIS、 BPJPH が発行するハラ

					ール認証を承認している とコメントしている。
--	--	--	--	--	---------------------------

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

表 8 サウジアラビア・UAE・トルコ認定機関の特徴

認定機関	国	認証可能地域		外国認証機関 の承認状況	承認している国内外の認証機関
		国内	海外		
SFDA Saudi Halal Center (2018年設立)	サウジ アラビ ア	●	不可	約 80 機関 (内、日本の認 証機関は 1 機 関)	NA
UAE 政府認定機 関 (2014 年法規 制)	UAE	認証機 関によ る	同左	同左	約 100 機関 (内、UAE 国内が 8 機関で最多、日 本の認証機関は 2 機関)
トルコの認定機 関 (2019 年認定 制度開始)	トルコ	認証機 関によ る	同左	同左	約 70 機関 (内、約半数がトルコ国内 の機関、日本の認証機関は 1 機関)

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

ハラール認証の有効期限、手続きにかかる時間、費用

ハラール認証の有効期間は 1～3 年、手続きは 1～6 カ月が目安となっている。認証費用は事業規模や製品数や原料のリスクレベルなどにより変動するため一概に言うことはできないが、概ね 1 回当たりの申請で 1,000～5,000USD の間になることが多い。

表 9 ASEAN 主要国ハラール認証の有効期限、手続き期間、費用

認証	国	有効期限	手続き期間	認証費用 (目安) ※大企業の食品製造業の場合	
JAKIM	マレーシア	1～3 年	1～3 カ月	RM2,000(約 7 万円) ～/申請 RM10,000(約 35 万円) ～/申請*海 外事業者からの申請 (製造は国内) の場合 その他、研修受講も必要 RM 210(約 7 千円) ～3,000(約 10 万円)/名	10
BPJPH	インドネシア	無期限	支払い完了 後、25 日 ～30 日以内 (法定手続 き期間)	約 Rp2,540 万(約 25 万円)～/申請 *検査機関 (LPH) による その他、ハラールスーパーバイザ ーの能力証明書 (研修費含) Rp.470 万(約 4.6 万円)～/名	

MUIS	シンガポール	1～2年	40～60日	約SGD2,134(約24万円)～/申請 その他、HCA(能力証明書) SGD125(約1.4万円)/名など
CICOT	タイ	3年	約2カ月 (工場の従業員数や製品の数による)	約THB64,000(約29万円)～/申請 (30～40名の研修費用や年間のコンサルティング費用含)
MUIB/HFCD	ブルネイ	3年	45暦日(問題点がなく是正措置が必要ない場合)	BND1,000(約11万円)～ 20製品まで。 (多国籍企業の場合)

※換算レートは以下通り

RM: 約35円/100Rp: 約1円/SGD: 約115円/THB: 約5円/BND: 約115円

[税関長レート\(2025年1月\)](#)

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

表 10 サウジアラビア・UAE・トルコのハラール認証有効期限、手続き期間、費用

認証	国	有効期間	手続き期間	認証費用
SFDA Saudi Halal Center	サウジアラビア	1年	NA	SAR3,750 (約16万円)
UAEで承認されている認証の事例	UAE	3年	最短で21日、6カ月以内	※目安、製品や規模などによる 1年目 AED13,500(約58万円) 2年目 AED5,000(約21万円) 3年目 AED5,000(約21万円) 更新時 AED8,100(約35万円)(初回の60%の費用)
トルコで承認されている認証の事例	トルコ	3年	通常平均して1～2カ月	費用は従業員規模や製品数などにより異なる。従業員規模50名の工場の場合約2500EUR(約40万円)

※換算レート

SAR: 約42円/AED: 約43円/EUR: 約161円

[税関長レート\(2025年1月\)](#)

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

3. 東南アジアの概況

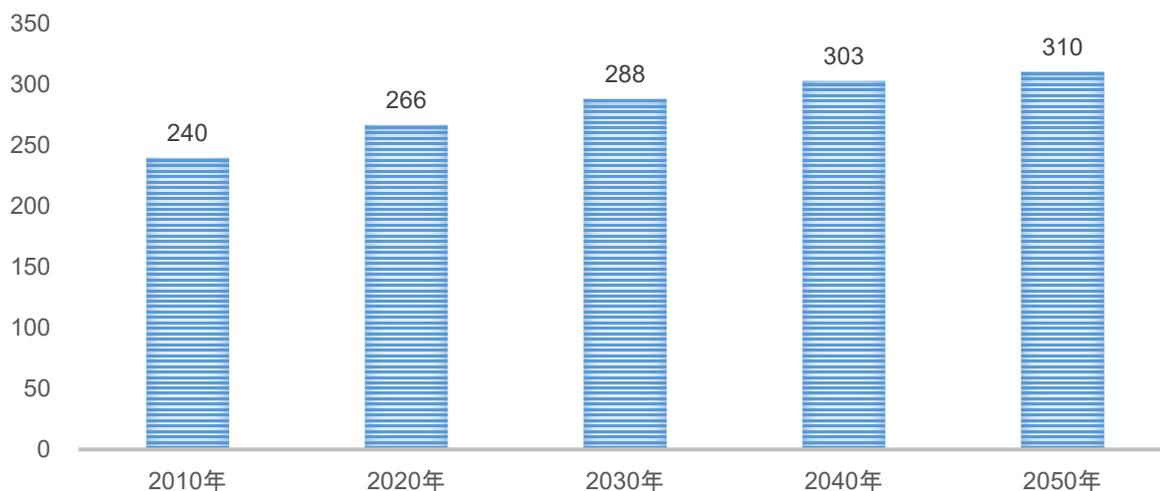
3.1 ムスリム人口推移と宗教構成比

2020年の推計値ではASEANのムスリム人口は266百万人、ムスリム人口比率は41%となっており、各国のムスリム人口比率はマレーシア66%、インドネシア87%、シンガポール16%、タ

イ 6%、フィリピン 6%、ブルネイ 76%、となっている。2050 年には 310 百万人（44 百万人増/対 2020 年比で 17%増）まで増加すると予測されている。（図 1 図 2 参照）

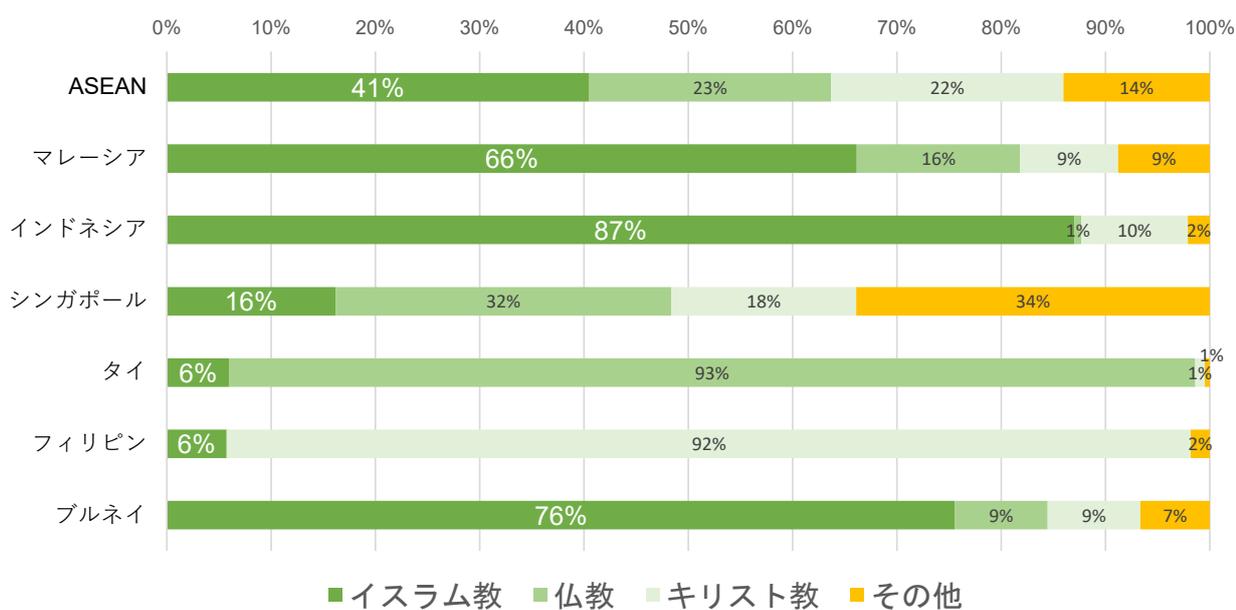
図 1 ASEAN のムスリム人口推移（2010-2050）

（単位：百万人）



（出所）Pew Research Center の予測データをベースに矢野経済研究所で集計

図 2 ASEAN の宗教構成比（2020 年）

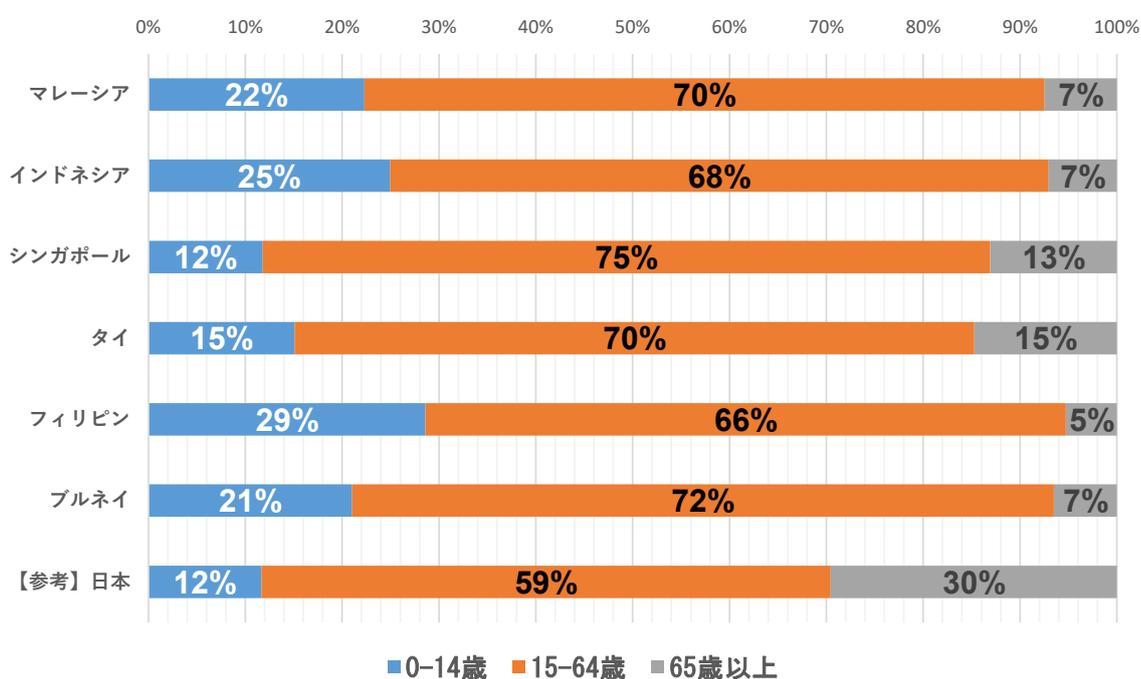


(出所) Pew Research Center の予測データをベースに矢野経済研究所で集計

3.2 年齢別人口比率

65歳未満の労働人口が多い市場である。タイ・シンガポールを除き、各国とも高齢人口比率は低く65歳以上の人口比率は、マレーシア7%、インドネシア7%、シンガポール13%、タイ15%、フィリピン5%、ブルネイ7%である。(参考：日本の場合は全人口の30%が65歳以上である。)

図 3 ASEAN 主要国の年齢別人口比率 (2023 年)



(出所) [Gender Data Portal/World Bank Group](#) (2025年2月調査時)

3.3 市場規模と成長性

東南アジア主要国の市場は過去10年間で大きく成長している。世界銀行の統計データをベースに各国の過去10年間の名目GDPの増加を見た場合、インドネシアの名目GDPは5.3倍、フィリピンは4.6倍、シンガポール4.4倍、マレーシア3.2倍、タイ3.0倍となっている。(参考：日本は過去10年間の名目GDPの増加は0.9倍でマイナス成長となっている。)

表 11 東南アジア主要国の過去 20 年（2004-2023）の名目 GDP 増加額

（単位：百万USD）

	2004年	2023年	名目GDP増加額 (2004-2023)	
インドネシア	256,837	1,371,171	1,114,334	5.3倍
タイ	172,896	514,969	342,073	3.0倍
シンガポール	115,034	501,428	386,394	4.4倍
フィリピン	95,002	437,146	342,144	4.6倍
マレーシア	124,749	399,705	274,956	3.2倍
ブルネイ	8,619	15,128	6,509	1.8倍
【参考】日本	4,893,120	4,204,495	-688,625	0.9倍

（出所） [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

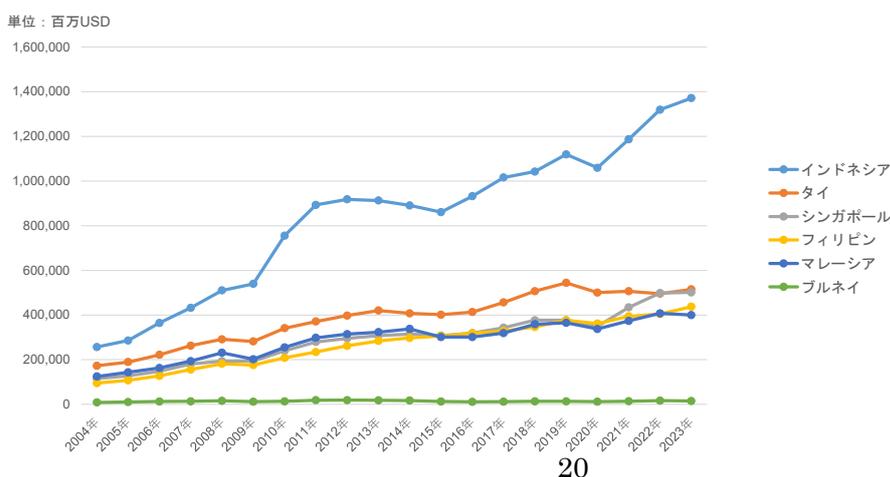
表 12 東南アジア主要国の過去 10 年（2014-2023）の名目 GDP 増加額と年平均成長率

（単位：百万USD）

	2014年	2023年	名目GDP増加額 (2014-2023)	年平均成長率 (2014-2023)
インドネシア	890,815	1,371,171	480,356	5%
タイ	407,339	514,969	107,630	3%
シンガポール	314,864	501,428	186,564	5%
フィリピン	297,484	437,146	139,662	4%
マレーシア	338,066	399,705	61,639	2%
ブルネイ	17,098	15,128	-1,970	-1%
【参考】日本	4,896,990	4,204,495	-692,495	-2%

（出所） [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

図 4 ASEAN 主要国の名目 GDP 推移（2004-2023）



(出所) [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

図 5 ASEAN 主要国の 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004-2023)

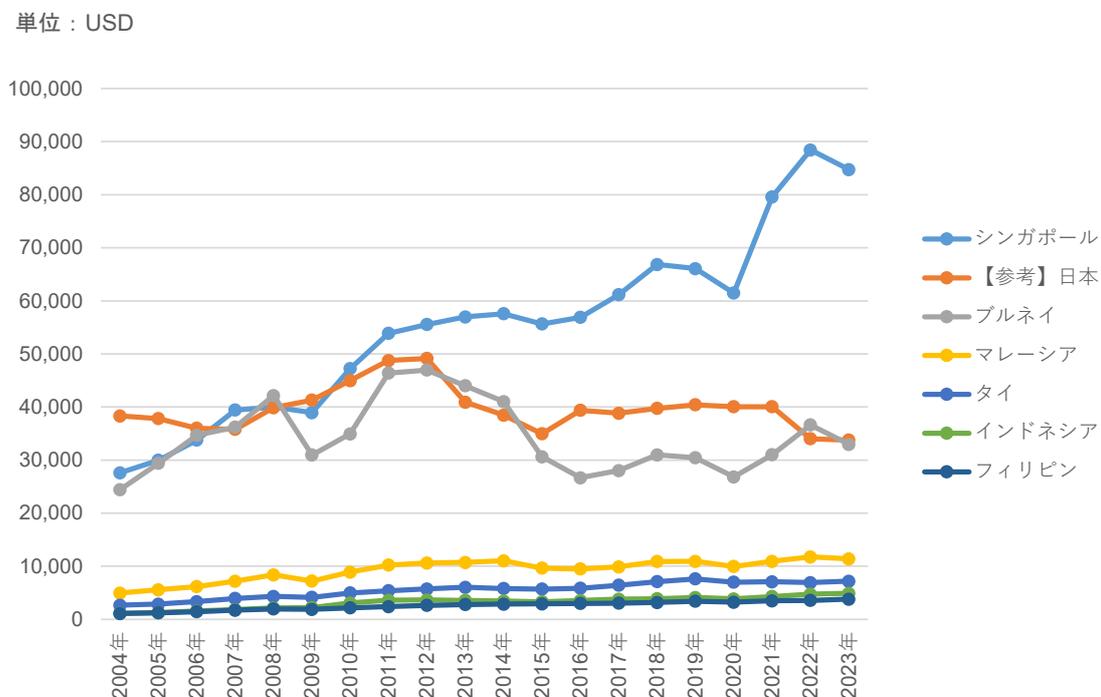
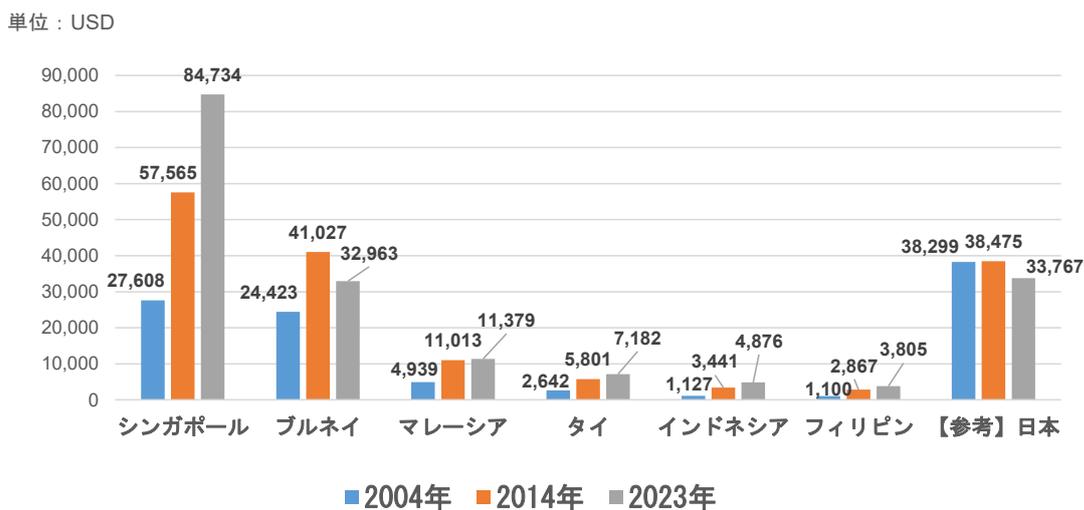


図 6 ASEAN 主要国の 1 人当たり名目 GDP 推移



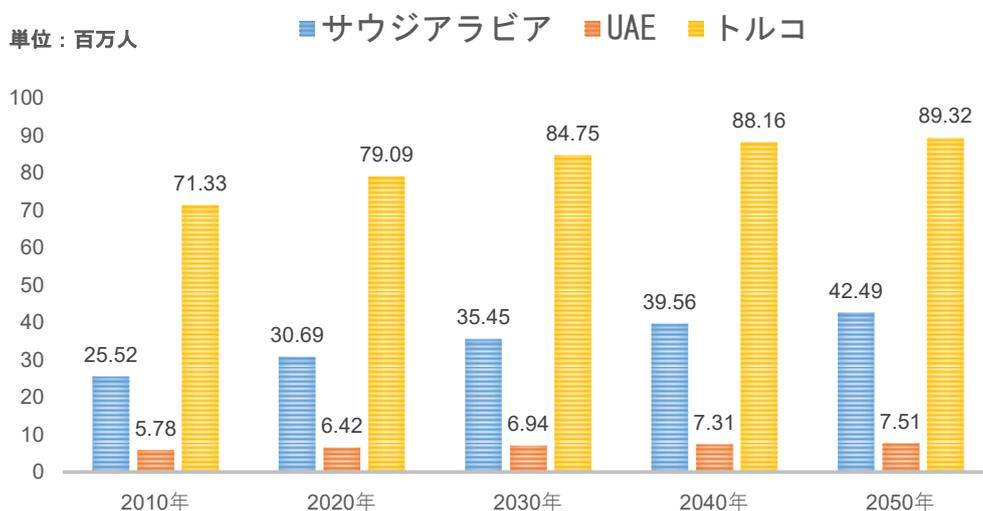
(出所) [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

4. 中東地域・トルコの概況

4.1 ムスリム人口推移と宗教構成比

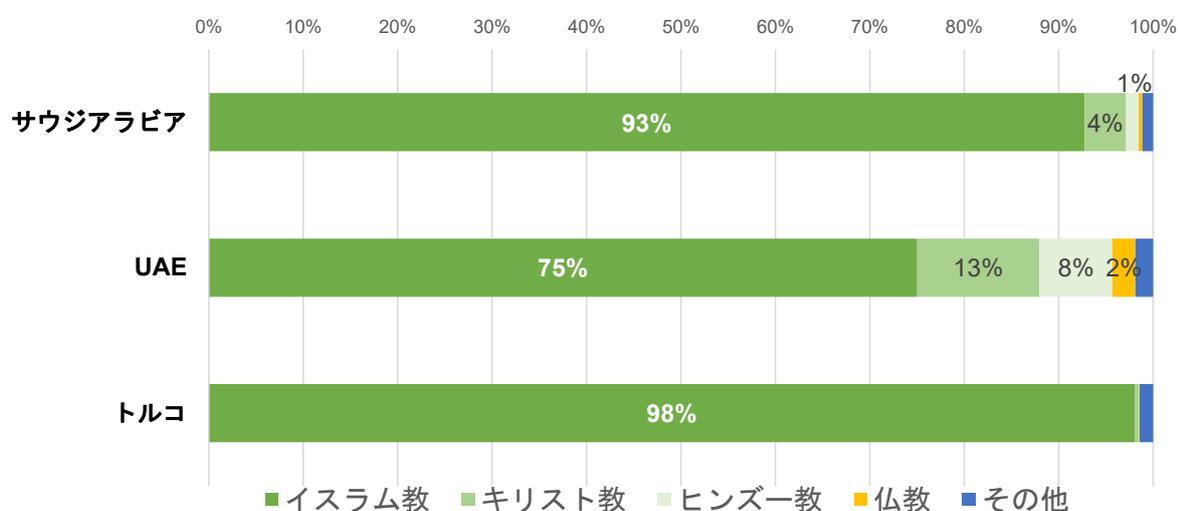
各国のムスリム人口は増加することが予測されている。2020年の推計値では、ムスリム人口はサウジアラビア 30.7 百万人（全人口の 93%）、UAE 6.4 百万人（同左 75%）、トルコ 79.1 百万人（同左 98%）となっており、3カ国のムスリム人口は合わせて 116.2 百万人となっているが、2050年には 139.32 百万人（23 百万人増/対 2020 年比で 20%増）まで増加すると予測されている。

図 7 中東 3 カ国のムスリム人口推移（2010-2050）



（出所）Pew Research Center のデータをベースに矢野経済研究所で集計

図 8 中東 3 カ国の宗教人口構成比（2020 年）

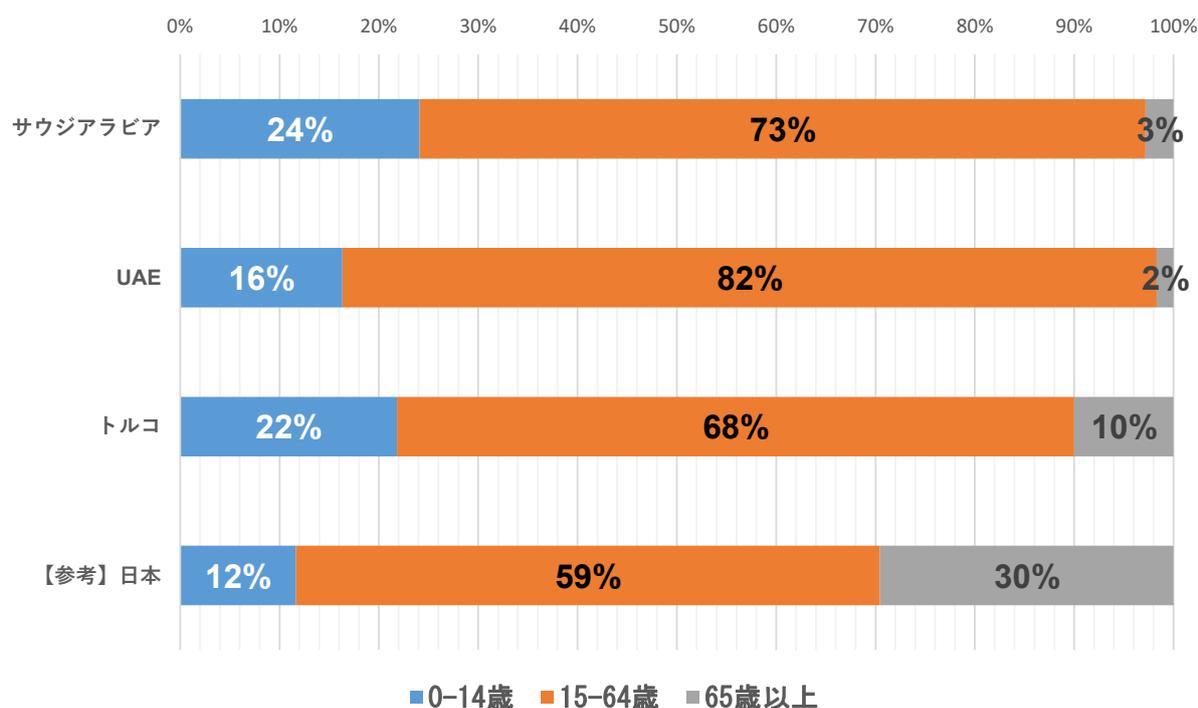


（出所）Pew Research Center のデータをベースに矢野経済研究所で集計

4.2 年齢別人口推移

65歳未満の労働人口の非常に多い市場である。各国とも高齢人口比率は低く65歳以上の人口比率は、サウジアラビア3%、UAE2%、トルコ10%である。（参考：日本の場合は全人口の30%が65歳以上である。）

図 9 中東3カ国の年齢別人口構成比（2023年）



(出所) [Gender Data Portal/World Bank Group](#) (2025年2月現在) (2025年2月調査時点)

4.3 市場規模と成長性

サウジアラビア・UAE・トルコの市場は過去10年間で大きく成長している。世界銀行の統計データをベースに各国の過去10年間の名目GDPを見た場合、サウジアラビアの名目GDPは4.1倍、UAEは3.4倍、トルコ2.7倍となっている。(参考：日本は過去10年間の名目GDPの増加は0.9倍でマイナス成長となっている。)

表 13 中東3カ国の過去20年(2004-2023)の名目GDP増加額

(単位：百万USD)

	2004年	2023年	名目GDP増加額 (2004-2023)	
サウジアラビア	258,742	1,067,580	808,838	4.1倍
UAE	147,824	514,130	366,306	3.4倍
トルコ	408,865	1,118,250	709,385	2.7倍
【参考】日本	4,893,120	4,204,495	-688,625	0.9倍

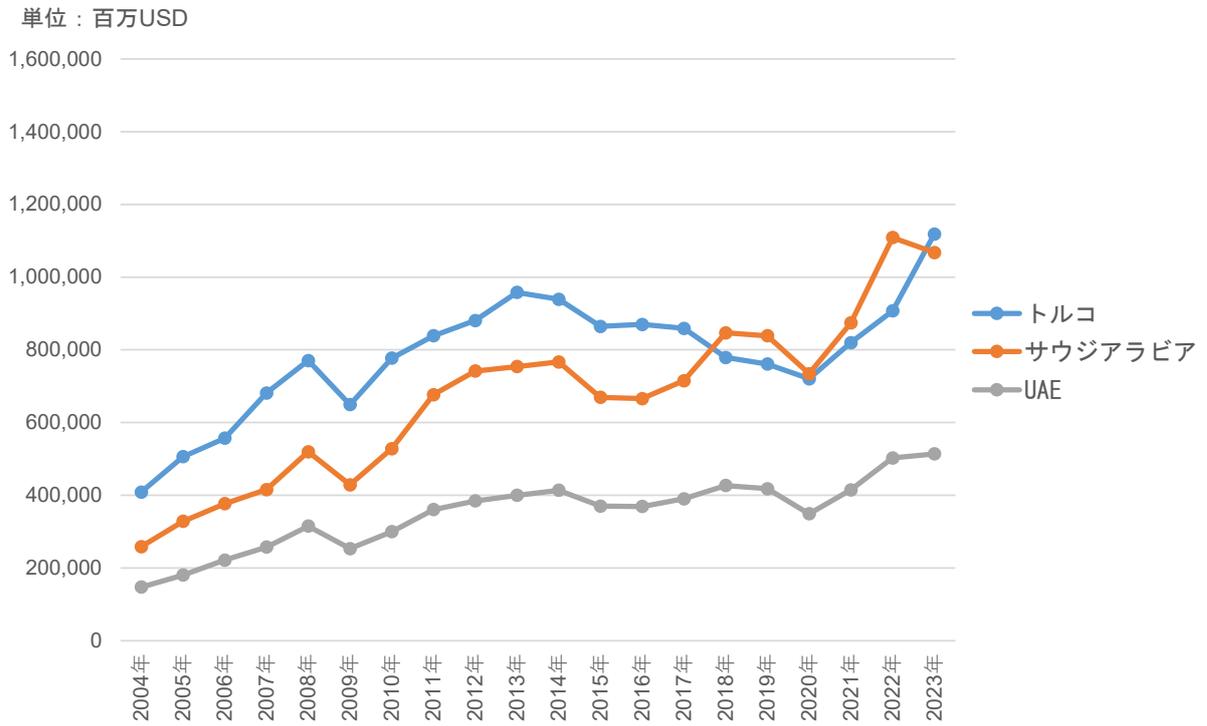
表 14 中東3カ国の過去10年(2014-2023)の名目GDP成長率と年平均成長率

(単位：百万USD)

	2014年	2023年	名目GDP増加額 (2014-2023)	年平均成長率 (2014-2023)
サウジアラビア	766,606	1,067,580	300,974	4%
UAE	414,105	514,130	100,025	2%
トルコ	938,935	1,118,250	179,315	2%
【参考】日本	4,896,990	4,204,495	-692,495	-2%

(出所) [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

図 10 中東 3 カ国の名目 GDP 推移 (2004-2023)



(出所) [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月調査時)

図 11 中東 3 カ国の 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004-2023)

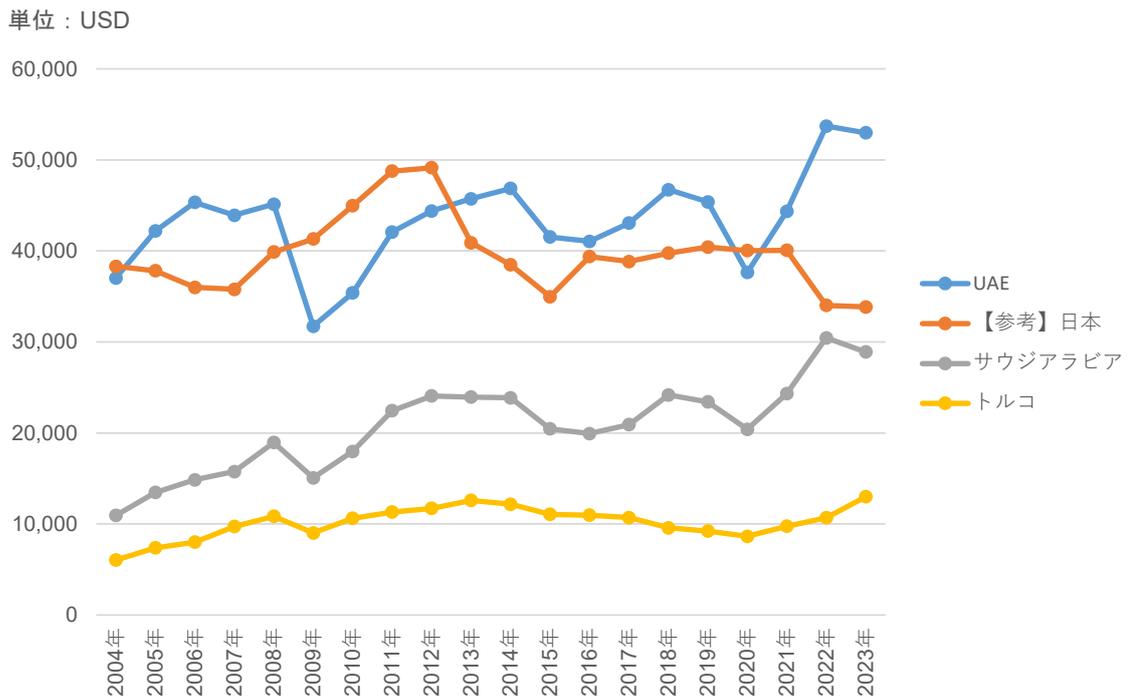
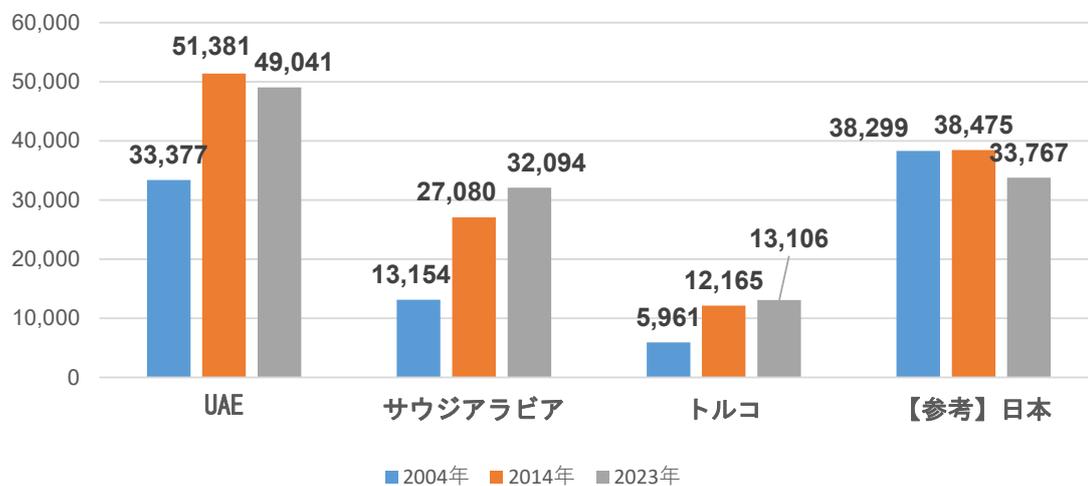


図 12 中東 3 カ国の 1 人当たり名目 GDP 推移 (2004,2014,2023)

単位 : USD



(出所) [World Bank national accounts data, and OECD National Accounts data files](#) (2025年2月現在)

4.4 マレーシアから中東3カ国への輸出額、輸出品目

【対象】：食品飲料分野（HS 01～22 類）

【2023年実績】2023年輸出額は、サウジアラビア向け526百万米ドル、UAE向け484百万米ドル、トルコ向け1,047百万米ドルで、3カ国の中ではトルコ向けの輸出額がもっとも大きかった。品目別輸出額では、加工食品1,969百万米ドル、農産/水産品87百万米ドルで食品飲料分野の96%を加工食品が占めている。品目別輸出額では、HS15（油製品等）の輸出額がもっとも大きく1,567百万米ドル、つづいてHS21(各種調製食品)143百万米ドル、HS16（肉魚加工品）88百万米ドルとなっている。

表 15 マレーシアから中東3カ国への農水産品/加工食品の輸出額（2023年）

（単位：百万USD）

	農産/水産品 (HS01-14)	加工食品 (HS15-22)	合計
サウジアラビア向け	23 (約34億円 [※])	503 (約754億円 [※])	526 (約788億円 [※])
UAE向け	19 (約28億円 [※])	465 (約698億円 [※])	484 (約726億円 [※])
トルコ向け	45 (約68億円 [※])	1,002 (約1,503億円 [※])	1,047 (約1,571億円 [※])
合計	87 (約131億円 [※])	1,969 (約2,954億円 [※])	2,046 (約3,069億円 [※])
構成比	4%	96%	100%

※USD=150円換算

表 16 3カ国向け食品飲料分野における輸出品目トップ3（2023年輸出額ベース）

輸出額トップ3(2023年)	輸出額(百万USD)	
HS 15 油製品等	1,567	約2,351億円
HS 21 各種調整食品	143	約214億円
HS 16 肉/魚加工品等	88	約132億円

※USD=150円換算

表 17 サウジアラビア向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ3（2023年輸出額ベース）

輸出額トップ3(2023年)	輸出額(百万USD)	
HS 15 油製品等	354	約530億円
HS 16 肉/魚加工品等	71	約107億円
HS 19 穀物加工品等	36	約54億円

※USD=150円換算

表 18 UAE 向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万USD)	
HS 15	油製品 等	327	約491億円
HS 21	各種調整食品	56	約85億円
HS 19	穀物加工品 等	31	約46億円

※USD=150 円換算

表 19 トルコ向け食品飲料分野（HS01-22）輸出品目トップ 3（2023 年輸出額ベース）

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万USD)	
HS 15	油製品 等	886	約1,329億円
HS 21	各種調整食品	64	約97億円
HS 03	水産品	43	約65億円

※USD=150 円換算

(出所) [ASEANstats database](#)

4.5 日本からサウジアラビア、UAE、トルコへの輸出額、輸出品目

【対象】：食品飲料分野（HS 01～22）

【2023 年実績】

2023 年輸出額は、サウジアラビア向け 3,105 百万円、UAE 向け 8,445 百万円、トルコ向け 387 百万円で、3 カ国の中では UAE 向けの輸出額がもっとも大きかった。品目別輸出額では、加工食品 8,504 百万円、農産/水産品 3,433 百万円で、食品飲料分野の輸出額の 71%が加工食品、29%が農産/水産品であった。また輸出品目トップ 3(輸出額ベース) は、HS22 (飲料、アルコール及び食酢) 2,534 百万円、HS21(各種調製食品)2,370 百万円、HS19 (穀物加工品等) 1,578 百万円であった。

表 20 日本からサウジアラビア・UAE・トルコへの農水産品/加工食品の輸出額（2023 年）

(単位：百万円)

輸出額 (2023年)	農産/水産品 (HS01-14)	加工食品 (HS15-22)	合計
サウジアラビア向け	1,032	2,073	3,105
UAE向け	2,219	6,225	8,445
トルコ向け	182	205	387
合計	3,433	8,504	11,937
構成比	29%	71%	100%

表 21 3 カ国向け食品飲料分野における輸出品目トップ 3 (2023 年輸出額ベース)

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万円)
HS 22	飲料、アルコール及び食酢	2,534
HS 21	各種調整食品	2,370
HS 19	穀物加工品 等	1,578

表 22 サウジアラビア向け食品飲料分野 (HS01-22) 輸出品目トップ 3 (2023 年輸出額ベース)

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万円)
HS 19	穀物加工品 等	732
HS 16	肉/魚加工品 等	595
HS 09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	433

表 23 UAE 向け食品飲料分野 (HS01-22) 輸出品目トップ 3 (2023 年輸出額ベース)

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万円)
HS 22	飲料、アルコール及び食酢	2,446
HS 21	各種調整食品	1,901
HS 03	水産品	908

表 24 トルコ向け食品飲料分野 (HS01-22) 輸出品目トップ 3 (2023 年輸出額ベース)

輸出額トップ3(2023年)		輸出額(百万円)
HS 21	各種調整食品	123
HS 22	飲料、アルコール及び食酢	52
HS 06	花き、球根、植物 等	49

(出所) [財務省貿易統計](#)

表 25 HS コード品目表

HS 01	動物（生きているものに限る。）
HS 02	肉及び食用のくず肉
HS 03	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
HS 04	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
HS 05	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
HS 06	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
HS 07	食用の野菜、根及び塊茎
HS 08	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
HS 09	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
HS 10	穀物
HS 11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
HS 12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
HS 13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
HS 14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
HS 15	動物性、植物性又は微生物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
HS 16	肉、魚、甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物又は昆虫類の調製品
HS 17	糖類及び砂糖菓子
HS 18	ココア及びその調製品
HS 19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
HS 20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
HS 21	各種の調製食料品
HS 22	飲料、アルコール及び食酢

(出所) [関税局「輸出入手続、輸出統計品目表」](#)

5. 各国のハラール認証制度の概要

5.1 マレーシア

- ・ ハラール認証は基本的に義務ではないが、「輸入食肉」はハラール認証が求められる。また、マレーシアで承認されるハラール認証は、JAKIM、JAIN（JAKIMの州イスラーム評議会）もしくはJAKIM承認ハラール認証機関の認証に限定される。
- ・ マレーシアは、総人口の66%はイスラーム教徒で、取引において製品のハラール認証を求められることが多い。マレーシア政府はハラール認証を推進する政策を取っており、マレーシアの事業者のハラール認証に対する意識は高いといえる。

機関名	JAKIM (JABATAN KEMAJUAN ISLAM MALAYSIA) マレーシア・イスラーム開発局
政府/民間	首相府直轄の政府機関（マレーシアで唯一のハラール認証機関） マレーシア国家イスラーム宗教評議会（MKI）事務局
所在地	Aras 6 & 7, Blok D, Kompleks Islam Putrajaya (KIP), No. 3 Jalan Tun Abdul Razak, Presint 3, 62100 Putrajaya, Malaysia
URL	https://myehalal.halal.gov.my/portal-halal/v1/index.php
Email	pr_halal@islam.gov.my
沿革	1974年よりハラール監査活動開始 1994年 ハラール証明書とロゴの発行開始
ロゴ	

認証発行数
認証発行数 9,794 施設（約 30 万製品/サービス（内、食品飲料製品は 88%））*2025 年 1 月現在 JAKIM 認証検索サイトでの検索結果
外国の認証機関との相互承認
88 機関（49 カ国、内、日本の認証機関は 6 機関）*2024 年 5 月 JAKIM 公表リスト

JAKIM が承認している他国の認証機関（一部）

地域	国	政府/民間	JAKIM が承認している認証機関
東南アジア地域	インドネシア	政府	BPJPH
	シンガポール	政府	MUIS
	タイ	民間（政府公認）	CICOT
	ブルネイ	政府	MUIB
	フィリピン	民間	HDIP, HICCIP, IDCP
中東地域	サウジアラビア	政府	SFDA
	UAE	政府	なし
	トルコ	民間（政府公認）	GIMDES, KASCERT
日本		民間	JMA, JHA, MPJA, JHF, JIT, NAHA

規格・ガイドライン

■ MS(マレーシア国家規格)

MS1500:2019 食品/MS 2634:2019 化粧品/MS2424:2019 医薬品/MS2200:2019 物流・倉庫・小売 /MS2636:2019 医療機器

■ MHMS(マレーシアハラール管理システム)2020 /SISTEM PENGURUSAN

HALAL MALAYSIA (MHMS) 2020

■ MPPHM Domestik（マレーシアハラール認証手続きマニュアル（国内向け））

2020/MANUAL PROSEDUR PENSIJILAN HALAL MALAYSIA (DOMESTIK) 2020

ハラール認証申請者

- ・ 製造業者/生産者
- ・ 流通業者貿易業者
- ・ 下請け製造業者
- ・ 再梱包リパック事業者
- ・ 飲食店
- ・ 屠殺/と畜施設

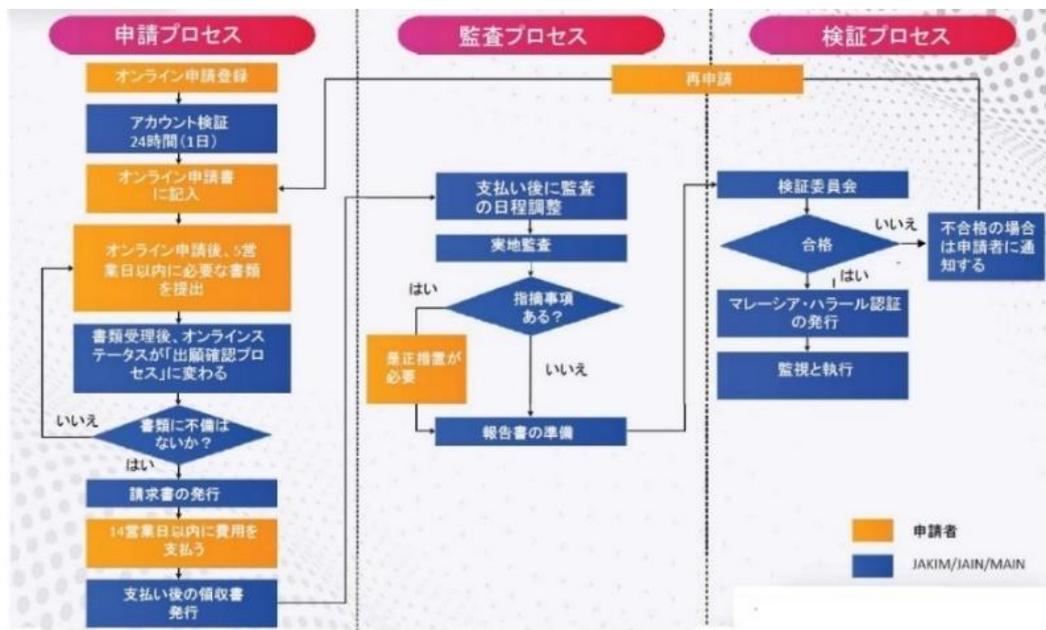
申請方法

- ・ 国内および国際市場向けのハラール認証申請は、JAKIM ハラールハブにてオンライン申請する。
- ・ マレーシア国内市場向けハラール認証の申請は、JAIN/MAIN のいずれか該当する方に直接申請書類を提出する。

認証プロセス

マレーシア JAKIM が公表しているハラール認証プロセスは以下となる。

図 13 マレーシア JAKIM 認証プロセス



出所：Halal Malaysia Portal/JAKIM（日本語は矢野経済研究所による仮訳）

必要情報・書類

申請書は、以下の必要書類および関連証明書を添付の上、オンラインで提出する。

- ・ 会社概要
- ・ 会社/事業所登録情報
- ・ 認証対象の製品名/メニュー名とその説明
- ・ 使用原材料
- ・ 製造業者/原材供給業者の名称と住所
- ・ 原材料、およびリスクのある原材料（該当する場合）がハラールである情報もしくは説明（ハラール証明書や仕様書など）
- ・ 包装資材の種類
- ・ 製造工程および手順；
- ・ HACCP、ISO、GHP、GMP、TQM など品質保証に係るその他の文書（もしあれば）。
- ・ 敷地/工場の位置図
- ・ 申請者は「ハラール確認証明書」ファイルを作成し、すべての関連書類を保管し、監査時に参照できるようにしなければならない。

海外の工場の認証申請の場合は以下の文書が要求される。認証申請可能なカテゴリーは食品/飲料、化粧品、医薬品、日用品、医療機器に限定される。

- 1 申請のカバーレター（以下の内容を含む）
 - a. 申請に関する概要
 - b. 原材料/成分の概要
- 2 マレーシアでの会社登記
- 3 現地当局からの製造許可証（国際製造業者）
- 4 ハラルエグゼクティブ証明書およびハラルエグゼクティブの任命書（メーカーおよび/または申請者）*ハラルエグゼクティブはイスラーム教徒でなければならない
- 5 ムスリム従業員 2 名（いる場合）の身分証明書と任命書のコピー
- 6 以下のハラル保証システム（HAS）（製造業者および/または申請者）
 - i: 新規申込者または新規製造業者の場合：
ハラル保証システム・マニュアル/手順書
 - ii: 更新および/または既存製造業者の場合：
 - ハラルポリシー
 - 社内ハラル委員会
 - ハラルリスク管理計画概要
 - HAS の修正（もしあれば）
- 7 すべての原材料または成分のハラル証明書または製品仕様書；
 - a. 書類は、MYeHALAL システムの原材料リストに従って作成されなければならない。
 - b. 原材料は、ハラル証明書または関連文書に明記されていなければならない。
- 8 工場で使用される浄水器/浄化装置を含む加工助剤のハラル証明書または製品仕様書
- 9 国家医薬品規制庁（NPRA）からの製造許可証（医薬品および化粧品のみ）（該当する場合）
- 10 公的機関からの設立許可、医療機器局（MDA）による医療機器登録、ISO 13485:2017（医療機器製品のみ）（該当する場合）
- 11 製品加工のフローチャート
- 12 包装の図柄
- 13 工場レイアウト図
- 14 工場位置図
- 15 ハラル証明書、HACCP、ISO、GHP、GMP、TQM など、製造業者のその他の書類（該当する場合）

出所：Halal Malaysia Portal/JAKIM, Malaysian Halal Certifications Procedure for International Manufacturing

手続きにかかる期間：1 カ月~3 カ月

対象製品や規模、申請事業者の準備状況によって異なる。なお、JAKIM は認証費用の支払い後、全て要求事項を満たしていれば 30 日以内にハラル認証を発行すると Halal Malaysia Portal サイトの Client Charter で述べており、また、2024 年 11 月に Inisiatif Segera Pensijilan Halal

Malaysia 2.0 (ISPHM)導入による JAKIM 側の 30 日手続きスケジュール（事業者側の対応スケジュールを含めない）を公表している。

ハラール認証の有効期限：

- ・ と畜場：1 年
- ・ 食品/飲料製品および飲食店：2 年
- ・ 化粧品、医薬品、日用品、物流サービス、委託製造製品、医療機器：3 年
- ・ 国外登記の事業者で、マレーシア国内で運営し、経費を出す企業：2 年
- ・ 国外工場：2 年

出所:Halal Malaysia Portal/JAKIM

ハラール認証にかかる費用

- ・ 予め設定された産業別事業規模別のカテゴリで費用は設定され変更される可能性もある。
- ・ 監査手続き時に原料のハラール性確認のためにラボ検査が必要となった場合、その費用は全て事業者側の負担となる。
- ・ 費用は更新ごとに請求される。

出所:Halal Malaysia Portal/JAKIM

<手続き手数料>

国内で登録されている事業者の申請	RM20
国外で登録された企業または申請者で、国内で製品の委託製造を行う企業	RM200

<認証費用>

1. 国内登録事業者により国内工場の認証申請をする場合

【対象】 食品/飲料、化粧品、医薬品、日用品、物流サービス、受託製造/OEM、医療機器、セントラルキッチンの場合

年間売上高	認証費用
RM30 万未満の企業の場合	RM100/年
RM30 万～RM1.5 千万未満の場合	RM400/年
RM1.5 千万～RM5 千万未満の場合	RM700/年
RM5 千万以上の企業の場合	RM1000/年

【対象】 飲食店

飲食店	各飲食店の認証費用
1. レストラン、カフェ 2. 食堂 3. パン屋 4. フランチャイズレストラン 5. 移動販売 6. フードコート	RM100/年

7. フードキオスク	
------------	--

【対象】 飲食店（ホテル内）

飲食店（ホテル）	
ホテルの種類	各レストラン/キッチン 認証費用
4 スター以上	RM500/年
3 スター以下	RM200/年

【対象】 ケータリング/フードサービス/展示会場のセントラルキッチン

ケータリング/フードサービス/展示会場セントラルキッチン		認証費用
産業分類	特徴	
小企業	年間売上高 RM50 万未満	RM100/年
中企業	年間売上高 RM50 万～500 万未満	RM400/年
大企業	年間売上高 RM500 万以上	RM700/年

【対象】と畜場

と畜場			
産業分類	動物の種類	生産量（頭数）	認証費用
小企業	鶏・他に家禽・ウサギ	1－2,999 頭	RM100/年
	山羊・羊・鹿	1－499 頭	
	牛・バッファロー・ラクダ	1－49 頭	
中企業	鶏・他に家禽・ウサギ	3,000－10,000 頭	RM400/年
	山羊・羊・鹿	500－700 頭	
	牛・バッファロー・ラクダ	50－100 頭	
大企業	鶏・他に家禽・ウサギ	10,000 頭より多い	RM700/年
	山羊・羊・鹿	700 頭より多い	
	牛・バッファロー・ラクダ	100 頭より多い	

2. 国外で登録された企業または申請者で、国内で製品の委託製造を行う事業者の場合

【対象】 食品/飲料、化粧品、医薬品、日用品、医療機器

申請者の所在地	認証費用
ASEAN 諸国	RM2,500/申請
ASEAN 諸国以外	RM10,000/申請

出所: Manual Prosedur Pensijilan Halal Malaysia (Domestik) 2020(JAKIM)

ハラール研修

Manual Prosedur Pensijilan Halal Malaysia (Domestik) 2020 のガイドラインによると、ハラール認証の新規申請事業者と既に認証を受けている事業者は少なくとも3年に1回、JAKIM 公認の研修機関が提供する以下のハラール研修を受ける必要がある。

1. ハラール意識向上研修（ハラール基礎研修）

対象1：新しく担当する従業員は就任から3カ月以内

対象2：ハラール認証製品の加工及びサービスに従事する全従業員、3年に1回

2. ハラール能力研修

対象：社内ハラール委員会のメンバー全員、3年に1回

<JAKIM 公認の研修機関>

- ・ HDC のハラール研修は2008年に研修を開始以来、これまで国内外でハラール専門知識がある担当者と認められた1万人を含む6万人が参加している。提供される研修プログラムには、ハラール産業におけるベストプラクティス、ハラールベンチマーク研修モジュール、ハラールを通じたキャリアアップ、学生のためのハラール教育などがある。HDCは、国際戦略パートナーと協力し、ハラールエコシステム全体を網羅する包括的なハラール研修を提供している。ハラール研修プログラムの内容と日程はHDCウェブサイトにて確認することができる。
- ・ その他、JAKIMより承認されているハラール研修機関のリストはHalal Malaysia Portal/JAKIMウェブサイトを確認することができる。（マレーシア国内で38機関の登録がある。）

HDC のハラール研修費用例 ※詳細はHDCウェブサイトを確認できる。

	時間	対面研修	オンライン研修
ハラール基礎研修	半日	RM210/名	RM190/名
ハラール能力研修	2日間	RM840/名	RM760/名
ハラールエグゼクティブ認証研修	8日間	RM2,600/名	NA
内部ハラール監査員認証研修	9日間	RM3,000/名	NA

出所：HDC

5.2 インドネシア

- ・ インドネシアではハラール製品保証法 2014 年第 33 号 (UUJPH) により、現在、食品飲料、化粧品、医薬品等の分野でハラール認証の義務化が規定され、その後の実行規則の規定にて分野別に準備期間を設け段階的にハラール認証義務化を進めることになっている (当初の 2024 年 10 月から最長で 2026 年 10 月に延期)。
- ・ ハラール認証義務化の法律により、対象製品・サービスは、ハラール認証を取得するか、ハラールでないことを明確に表示しなければならない。対象となる製品は、ハラール認証を取得しない選択肢もあるが、総人口の 87% をムスリム人口が占めるため、ハラールでないと表示された製品の販売や売上を伸ばしていくことが難しくなることから、インドネシア国内ではほとんどの企業がハラール認証取得にむけて動いている。
- ・ インドネシアで承認されるハラール認証は、BPJPH もしくは BPJPH に承認を受けた外国ハラール認証機関の発行した認証に限定される。

機関名	BPJPH (Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal) ハラール製品保証実施機関
政府/民間	宗教省傘下の政府機関
所在地	Jl. Raya Pd. Gede No.13, RW.1, Pinang Ranti, Kec Makasar, Kota Jakarta Timur, Daerah Khusus Ibukota Jakarta 13560
URL	https://bpjph.halal.go.id/
Email	layanan@kemenag.go.id
沿革	ハラール製品保証に関する法律 2014 年第 33 号に基づき 2017 年 10 月に設立。 2019 年 10 月より国内唯一のハラール認証発行機関。
ロゴ	

認証発行数
認証発行数 約 524 万製品 (約 200 万施設 (内、大規模事業者および海外施設は約 1 万施設)) *2024 年 10 月現在
外国の認証機関との相互承認
承認済 : 61 機関 (27 カ国) 内、日本の認証機関は 4 機関 承認手続き中 : 77 機関 (31 カ国) 内、日本の認証機関は 1 機関 承認済と承認手続き中含めて計 137 機関 (46 カ国) *2024 年 11 月現在

承認分野 *認証機関ごとに異なる
食品、飲料、医薬品、化粧品、バイオ製品、化学製品、GMO、生活用品、と畜サービス、加工サービス、倉庫サービス、梱包サービス、物流サービス、給仕サービス、等

BPJPH が承認している他国の認証機関（一部）

地域	国	政府/民間	BPJPH が承認している認証機関と分野
東南アジア地域	マレーシア	政府	JAKIM 食品 飲料 医薬品 化粧品 日用品 と畜サービス 加工サービス 包装サービス 保管サービス 流通サービス
	シンガポール	政府	MUIS 食品 飲料 化学製品
	タイ	民間（政府公認）	CICOT 食品 飲料 と畜サービス
	ブルネイ	政府	なし
	フィリピン	民間	（手続き中）HDIP, HICCIP, IDCP, PRIME
中東地域	サウジアラビア	政府	SFDA 食品 飲料 と畜サービス
	UAE	民間（政府政府公認）	（手続き中）GULFTIC, HCQC, IHC
	トルコ	民間（政府公認）	（手続き中）GIMDES
日本		民間	JIT （食品 飲料 化粧品 化学製品 と畜サービス） JMA （食品 化学製品） JHA （食品 化粧品） MPJA （食品 飲料 医薬品 化粧品 日用品） （手続き中）NAHA

規格・ガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> ・ SNI（インドネシア国家規格） SNI99001:2016 ハラール管理システム/SNI99002:2016 家禽のハラール屠殺/SNI99003:2018 反芻動物のハラールと畜/SNI99004:2021 ハラール食品の一般要求事項 ・ BPJPH 長官決定 2023 年第 20 号 ハラール製品保証システムの要求事項（2021 年第 57 号の改訂版） Keputusan Kepala BPJPH No.20 Tahun 2023 tentang Perubahan SJPB

- ・ **BPJPH 長官決定 2023 年第 77 号反芻動物および家禽のと畜における SJPH ガイドライン**
Keputusan Kepala BPJPH No.77 Tahun 2023 Tentang Pedoman Penyelenggaraan SJPH Dalam Pemotongan Hewan Ruminansia Dan Unggas
- ・ **BPJPH 長官決定 2023 年第 78 号 飲食店のハラール認証ガイドライン**
Keputusan Kepala BPJPH No.78 Tahun 2023 Tentang Pedoman Sertifikasi Halal Makanan Dan Minuman Dengan Pengelolaan

ハラール認証義務化の対象製品・サービス

- ・ 食品飲料、と畜施設、飲食店、化粧品、医薬品等は、ハラール認証を取得するかハラールでないことを表示しなければならない。(ハラール製品保証法 2014 年第 33 号)
- ・ ハラール認証義務化の製品・サービスとその要件は以下である。食品飲料、医薬品、化粧品とその関連サービスと食品飲料、化粧品、医薬品に関連する化学製品/バイオ製品/遺伝子組み換え製品が対象となる。また、衣類/日用品や医療機器などは動物由来成分が含まれている場合のみ対象となる。(政令 2024 年第 42 号)

図 14 インドネシア BPJPH ハラール認証義務化の対象製品・サービス



出所：矢野経済研究所作成

ハラール認証義務化の対象製品リスト

- ・ 法律でハラール認証義務化の対象製品リストが公表されている。
 - ・ 宗教大臣決定 2021 年第 748 号 (KMA748 /2021)
 - ・ 宗教大臣決定 2024 年第 944 号 (KMA 944 Tahun 2024) (食品飲料リスト改訂版)

ハラール認証義務化が免除される原料リスト

- ・ 法律でハラール認証義務化が免除されるポジティブリストが公表されている。
 - ・ 宗教大臣決定 2021 年 1360 号 (KMA 1360 /2021)

ハラール認証義務化のスケジュール

- ・ ハラール認証義務化は製品ごとに段階的に実施される。(政令 2024 年第 42 号)
- ・ なお、小規模・零細事業者は 2026 年 10 月 17 日まで準備期間が延期になり、輸入品のハラール認証規制は相互承認協定 (MRA) の体制が整い次第、遅くとも 2026 年 10 月 17 日までに規定されることになっている。(政令 2024 年第 42 号)

図 15 インドネシア BPJPH ハラール認証の義務化スケジュール

政令2024年第42号第160-161条、大統領令 2023 年第 6 号第13条

	ハラール認証義務化準備期限日																
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	
食品、飲料、食肉処理製品、食肉処理サービス	10月17日																
伝統医学、医薬部外品、健康補助食品			10月17日														
化粧品、化学製品、遺伝子組み換え製品			10月17日														
衣類、頭飾り、アクセサリー関連グッズ			10月17日														
家庭用医療品、家庭用機器、折衝関連製品、文房具 等			10月17日														
リスクAクラスの医療機器			10月17日														
市販薬・制限付き市販薬						10月17日											
リスクBクラスの医療機器						10月17日											
処方薬 (向精神薬を除く)											10月17日						
リスクCクラスの医療機器											10月17日						
リスクDクラスの医療機器																	10月17日
バイオ製品																	10月17日

第160条(政令2024年第42号)
 ・ 中規模および大規模な事業者 (外資系及び海外企業含む) が対象。(2024年10月17日までに対応)
 ・ 零細・小規模事業者は2026年10月17日までに対応。
 ・ 外国製品の食品、飲料、食肉加工品、食肉処理サービスに対するハラール認証の義務化は、ハラール認証の相互承認 (MRA) の体制が整い次第、遅くとも2026年10月17日までに規定される。

出所：矢野経済研究所作成

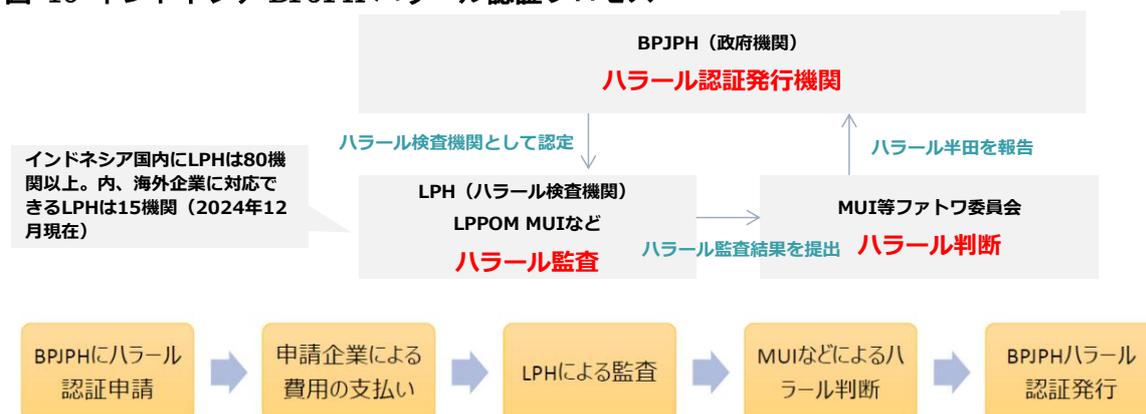
罰則規定について

- ・ ハラール製品保証法 2014 年第 33 号により義務付けられたハラール認証義務の実施を監督するために、BPJPH は 2024 年 10 月 18 日よりハラール製品保証の監督を行っている。その他、関係省庁、関係機関、地方自治体も BPJPH と調整・協力したうえでハラール製品保証 (JPH) 監督を行うとしている。(法律 2014 年第 33 号および政令 2024 年第 42 号により規定)
- ・ ハラール認証義務化に対応をしていない製品 (ハラール認証を取得するかハラールでないことを明示していない対象製品) について与えられる罰則は以下の 2 つ
 - ①文書による警告
 - ②製品の回収
- ・ また、BPJPH は、市民による違反製品の報告や苦情の受付も行う。(法律 2014 年第 33 号では、一般市民も JPH 監督の役割を担うとしている。)
- ・ 政令 2024 年第 42 号 (PP42) 第 170 条では、上記以外に、認証取得後の罰則として、罰金 (最大 20 億ルピア)、認証取り消しの罰則を規定している。いずれも違反レベル応じて段階的に実施される。

ハラール認証に関わる機関

- ・ 2019年10月17日より政府機関であるBPJPHがハラール認証を発行。
- ・ ハラール認証発行まで手続きには3つの組織が関与する。
- ・ 認証要件を満たしているかどうかの監査はBPJPHより認定を受けたLPH（ハラール検査機関）が実施する。LPHが監査した結果はMUI等のファトワ委員会でハラール判断が行われる。ファトワ委員会のハラール判断によりBPJPHがハラール認証を発行。

図 16 インドネシア BPJPH ハラール認証プロセス



（出所）BPJPH 長官決定 2022 年第 61 号（Kepkaban61/2022）を参考に矢野経済研究所作成

申請方法と必要書類

参照：政令 2024 年第 42 号（PP42/2024）および BPJPH ウェブサイト

- ・ ハラール認証申請は BPJPH のオンライン統合システム SIHALAL を通じて行う。
- ・ 申請では以下の書類・情報を SIHALAL にアップする。
- ・ 申請書
- ・ 登録フォーム（必要事項を記入）
- ・ NIB（事業者番号）
- ・ ハラールスーパーバイザー文書（任命書、ID カードコピー、履歴書）（ハラールスーパーバイザーはイスラーム教徒が要件となり、さらに中規模、大規模事業者、海外事業者の申請の場合はハラールスーパーバイザーの能力証明書と研修修了書も必要）
- ・ 製品名リスト
- ・ 製品と原料のマトリックス
- ・ SJPH（ハラール製品保証システム）マニュアル
- ・ Izin edar（BPOM 流通許可書） または SLHS（衛生証明書）（申請対象に該当するもの）

手続きにかかる時間

- ・ 政令 2024 年第 42 号では BPJPH が認証に支払いを受領してから 15 日から最長 25 日（国産品）もしくは 30 日（外国製品）で監査/検査手続きを終了するように規定されている。
- ・ 実際には申請事業者側の準備状況による。特に原料の説明文書の準備は原料の製造事業者の協力が必要なため、時間がかかる要因の一つとなっている。

ハラール認証の有効期限：なし（製法と原料の変更がない限り）（法律 2023 年第 6 号）

認証費用

- ・ ハラール認証費用には BPJPH 認証費用と LPH に支払う監査費用があり、通常、BPJPH からまとめて請求書が発行され、監査前に支払いを行う。

<BPJPH 認証費用>

- ・ 事業規模別に費用が設定されている。なお、外資系企業と海外企業は事業規模に関わらず大規模事業者の費用となる。
- ・ 証明書 1 件当たり（製品タイプごと）の費用

零細・小規模事業者	Rp300,000
中規模事業者	Rp5,000,000
大規模事業者（外資系、外国事業者含む）	Rp12,500,000

<監査費用（中規模～大規模事業者の場合）>

- ・ 監査費用は上限単価（人日）が設定されている。また、費用の算出方法も法律で規定されている。（1 工場で製品数が 50 製品以下の場合、監査費用は 2 人日。）

製品の種類

上限単価（人日）

加工食品、化学製品、微生物製品	Rp 6,468,750
フレーバー & フレグランス	Rp 7,652,500
遺伝子組換え製品	Rp 5,412,500
医薬品、化粧品、生物学的製剤	Rp 5,900,000
生物学的製剤（ワクチン）	Rp 21,125,000
肉由来製品（ゼラチン）	Rp 7,912,000
日用品・包装材	Rp 3,937,000
サービス	Rp 5,275,000
レストラン/ケータリング/食堂	Rp 3,687,500
と畜場/と畜サービス	Rp 3,937,000

出所：Kepkaban nomor 14 Tahun 2024/ Kepkaban nomor 22 Tahun 2024

インドネシアに輸入される外国製品のハラール認証手続き

- ・ インドネシアに輸入される外国製品のハラール認証は以下の 2 つの方法がある。
 - BPJPH ハラール認証を直接取得する。
 - 製造国の BPJPH 承認のハラール認証機関の認証を取得し、インドネシア国内の輸入代理店もしくは代理事務所を通じて BPJPH に登録申請し登録番号を取得する。登録料は 80 万ルピア。認証の更新ごとに更新登録手続きが必要。

ハラール研修

- ・ ハラールスーパーバイザーとハラール製品製造に従事する全従業員は「ハラール研修」を受けることがハラール製品保証システムの要求事項に規定されており、受講したもしくは実施した記録や証拠の保管も求められている。(BPJPH 長官決定 2023 年第 20 号)
- ・ ハラール研修は BPJPH (政府) 承認の研修機関で受講することができる。BPJPH 承認の研修機関は BPJPH ウェブサイトで確認することができ、2025 年 1 月現在で 23 機関が承認されている。
- ・ また、日本では BPJPH 承認のハラール研修機関 IHATEC のハラール研修日本語版を矢野経済研究所が提供している。毎年 5 回ほどオンライン形式で開催しており、主に日本でインドネシアのハラール認証を取得する工場の担当者や日本語でインドネシアのハラール研修を受講したい海外の担当者が参加している。詳細は矢野経済研究所のホームページで確認ができる。

(参考) IHATEC(BPJPH 公認)の研修機関研修の場合

研修	内容	費用/名
ハラールスーパーバイザー研修	研修と能力証明書のためのテスト含む。 オンライン、インドネシア語	Rp.4,700,000
同上	同上 対面研修の場合	Rp5,900,000
SKKNI に基づくハラールスーパーバイザー研修	ハラール製品保証システム要求事項を学ぶ。オンライン、インドネシア語	Rp.2,600,000
ハラールスーパーバイザー研修	オンライン、英語	USD 890

出所：IHATEC

5.3 シンガポール

- ・ シンガポールではハラール認証は義務ではない。
- ・ イスラーム法管理法（AMLA）に基づき、MUIS がシンガポールにおけるハラール認証を発行する唯一の法的権限を有している。シンガポールで承認されているハラール認証は MUIS もしくは MUIS から認定された外国ハラール認証機関の認証に限定される。
- ・ シンガポールでは、国内のマレー系ムスリムによる国内需要と海外からのインバウンド需要だけでなく、シンガポールに製造拠点のある工場で海外市場向けにハラール認証が積極的に取得されている。
- ・ MUIS は、シンガポールの主要輸出先で MUIS ハラール認証が受け入れられるよう積極的に覚書（MOU）/相互承認協定（MRA）を締結し相互承認という形で MUIS ハラール認証製品の受け入れ先（国）を増やしている。

機関名	MUIS (Majlis Ugama Islam Singapura) シンガポール・イスラーム宗教評議会 <英語名> Islamic Religious Council of Singapore
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化地域青年省（MCCY : Ministry of Culture, Community and Youth）傘下の法定機関（シンガポールで唯一のハラール認証が発行できる機関） ・ ハラール認証を管理し、シンガポールのハラール産業を規制する唯一の機関としての権限を与えられている。また、シンガポールのイスラーム教に関するあらゆる問題についてシンガポール大統領に助言する立場の機関となっている。
所在地	273 Braddell Road Singapore 579702
URL	https://www.muis.gov.sg/
Email	info@muissg.gov.sg
沿革	1968年：ムスリム法管理令（AMLA）第88A条に基づき設立 1978年：ハラール認証開始
ロゴ	

認証発行数
認証発行数 4,000 事業所以上に発行（国内事業者のみ：飲食店7割、製造業2割弱）
外国の認証機関との相互認定
101 機関（48カ国）内、日本の認証機関は6機関 *2024年8月現在

MUIS はシンガポールの輸出拡大のために主要輸出先国との MOU/MRA の締結を行っている。2023 年に中東のサウジアラビアの SFDA と UAE の MoIAT と MOU を締結しシンガポールのハラール認証製品を両国に輸出できる道筋をつけ、2024 年はインドネシア BPJPH とモロッコの関係機関 IMANOR と MOU を締結し MUIS ハラール認証製品を承認するイスラーム諸国を増やしている。
認証分野
High, Medium and Low Risk items (詳細は MUIS Halal Certification Conditions の Annex A: Types of Ingredients” of the Muis Halal Certification Conditions を参照)

承認している他国の認証機関 (一部)

地域	国	政府/民間	MUIS が承認している認証機関
東南アジア地域	マレーシア	政府	JAKIM
	インドネシア	政府	BPJPH
	タイ	民間 (政府公認)	CICOT
	ブルネイ	政府	MUIB
	フィリピン	民間	HDIP, HICCIP, IDCP
中東地域	サウジアラビア	政府	SFDA
	UAE	政府	MOIAT
	トルコ	民間 (政府公認)	GIMDES, KASCERT
日本		民間	JMA, JHA, JHF, JIT, NAHA, ICJ

規格・ガイドライン
<ul style="list-style-type: none"> ・ MUIS Halal Certification Conditions (タイプ別ハラール認証の条件/要求事項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂 : Eating Establishment Scheme ・ ケータリング、中央調理施設 : Food Preparation Area ・ 輸出入品 : Endorsement Scheme ・ 鶏肉処理場 : Poultry Abattoir Scheme ・ 加工食品 : Products/Whole Plant Scheme ・ 保管施設 : Storage Facility Scheme

7つのタイプのハラール認証スキーム (以下)

- ・ 飲食店、調理場、工場施設、製品、認証済輸出入品、食鳥処理場、倉庫

申請方法

- ・ 全てのハラール認証手続きは GoBusiness Licensing (オンラインポータルサイト) を通じて行われる。当システムの申請はシンガポール国内企業限定である。
- ・ MUIS は海外工場の認証は行わないが、グループ企業の Warees Halal Limited が海外工場向けに MUIS 基準によるハラール認証サービスを提供している。

図 17 シンガポール MUIS ハラル認証プロセス

STEP1	STEP2	STEP3
認証取得前の問い合わせ	ハラール認証の申請	ハラール認証手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● Email: info@muisc.gov.sg ● TEL: (65) 6812 6060 / (65) 6359 1199 ● 直接施設を訪ねたい場合: 23 Mayo Street Singapore 208323 	<ul style="list-style-type: none"> ● GoBusinessポータルからの申請: https://www.gobusiness.gov.sg/licenses/foodservices ● 認証費用トータルの40%の支払い ● 前提条件 <ul style="list-style-type: none"> (a) 有効なSFA/NEA/HSAライセンス (b) ハラルチームリーダー*とムスリム代表者がHalal Foundation Programme (レベル1) を受講していること。 *ハラールチームリーダーはムスリムでなくてもよい。 (c) 施設でのオペレーションが開始されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請内容はMUISハラール認証要件を遵守していることを確認・評価される。 ● 施設で実地監査が行われる。 ● 申請書の処理は、特急申請と通常申請のそれぞれについて、申請料を受領した日から7営業日以内と14営業日以内に開始される。
STEP4	STEP5	STEP6
ハラール認証	ハラール認証後	更新
<ul style="list-style-type: none"> ● ハラル証明書は、申請書が承認され、認証料の残額を受領された時点で発行される。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 抜き打ち検査が定期的実施される。 ● ハラル認証保持者は変更点があった場合GoBusinessで情報更新しなければならない。(ムスリムスタッフ、メニュー/商品、原材料、仕入先などに変更があった場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ハラル認証書保有者は、ハラール認証有効期限の60~120日前に更新申請書を提出するか、自動更新を選択する。

出所：Warees Halal で作成している MUIS 公表手続き（日本語は矢野経済研究所で仮訳）

支払いのタイミング

2段階に分けて支払いは行われる。

＜新規申請の場合＞

ステージ1：申請費用 100% + 認証費用 40%（申請費用の支払いは新規申請のみ）

ステージ2：残りの認証費用 60%

＜修正申請の場合＞

ステージ1：支払いなし

ステージ2：修正費用 100%（費用が発生した場合）

＜更新申請の場合＞

ステージ1：支払いなし

ステージ2：認証費用 100%

手続きにかかる期間

- 40-60 日（出所：GoBusiness Licensing ポータルサイト）申請費用の支払い日から 7~14 日以内に監査手続きが開始される。監査手続きにかかる期間は監査される企業の状況による。

ハラール認証の有効期限

- 1 年もしくは 2 年（MUIS のハラール評価によっては 2 年有効の認証申請が可能）

申請要件

- 【ハラール要件】使用される原材料はすべてハラールでなければならず、裏付けとなる書類で証明されなければならない

- ・ 【人事要件】 ハラル認証を申請する各施設には、最低 2～3 名のムスリムスタッフが雇用されていないといけない
- ・ 【システム要件】 シンガポール MUIS ハラル品質管理システムの 10 原則を遵守していること。

図 18 シンガポール MUIS ハラル認証のために必要な書類

一般	人材関連	ハラル関連	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・関係当局発行のライセンス（もし害虫駆除などの衛生面での問題がある場合、関係当局に速やかに報告が必要） ・フロアプラン（ホーカーや学校食堂の屋台を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・任命書* ・能力証明 ・研修参加証明 ・屠畜認証（家禽屠殺の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品やメニューリスト、製品ラベル ・原料リスト（一般アンケート*1、ラボ報告書*2、ハラル証明書（MUISまたはMUIS承認）含む） ・過去に確認された請求書原本および納品書原本の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の記録 ・同じ名称のチェーン店フランチャイズ店は同時の申請となるためその申告書 ・食肉処理記録（家禽屠畜場スキームの場合） ・健康証明書および無料販売証明書（認証済輸出入品の場合） ・ハラル定期検査報告書（ある場合） ・MUISとのやり取りの内容

出所：MUIS Halal Certificate Conditions Module2、MUIS より掲載許可を受けて掲載。日本語は矢野経済研究所の仮訳、詳細は MUIS に要確認。(info@muis.gov.sg)

認証費用

図 19 シンガポール MUIS ハラル認証にかかる費用（製品/工場の場合）

申請料（新規申請時のみ）

料金の種類	詳細	料金(GST適用前)	備考
通常料金	通常処理	\$159.00	申請料の支払いから14営業日以内に対応する。
エクスプレス料金	特急処理	\$340.00	申請料の支払いから7営業日以内に対応する。

認証料

認証スキーム	詳細	料金(GST適用前)	備考
製品	200平方メートルを超えない施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$750.00	選択した製品の認証を求める製造業者に適用される。
製品	200平方メートルを超え750平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル認証を発行する。	\$800.00	
	750平方メートルを超え2000平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$910.00	
	2000平方メートルを超える施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$1,210.00	
	製品の種類やブランドに対する特定のハラル認証マークの使用	\$40.00	
製品加工施設（工場全体）の運営	200平方メートルを超えない施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$795.00	製造施設全体の認証を求める製造業者に適用される。
工場全体	200平方メートルを超え750平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル認証を発行する。	\$870.00	
	750平方メートルを超え2000平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$980.00	
	2000平方メートルを超える施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$1,975.00	
	製品の種類やブランドに対する特定のハラル認証マークの使用	\$30.00	

出所：Fee Structure (MUIS)

図 20 シンガポール MUIS ハラル認証にかかる費用（食肉処理場/保管施設/輸出入品の場合）

料金の種類	詳細	料金(GST適用前)	備考
通常料金	通常処理	\$159.00	申請料の支払いから 14営業日以内 に対応する。
エクスプレス料金	特急処理	\$340.00	申請料の支払いから 7営業日以内 に対応する。

認証料

認証スキーム	詳細	料金(GST適用前)	備考
製品	200平方メートルを超えない施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$750.00	選択した製品の認証を求める製造業者に適用される。
製品	200平方メートルを超え750平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル認証を発行する。	\$800.00	
	750平方メートルを超え2000平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$910.00	
	2000平方メートルを超える施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$1,210.00	
	製品の種類やブランドに対する特定のハラル認証マークの使用	\$40.00	
製品加工施設（工場全体）の運営	200平方メートルを超えない施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$795.00	製造施設全体の認証を求める製造業者に適用される。
工場全体	200平方メートルを超え750平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル認証を発行する。	\$870.00	
	750平方メートルを超え2000平方メートルを超えない敷地に対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$980.00	
	2000平方メートルを超える施設に対する1年間のハラル証明書の発行	\$1,975.00	
	製品の種類やブランドに対する特定のハラル認証マークの使用	\$30.00	

出所：Fee Structure (MUIS)

図 21 シンガポール MUIS ハラル認証にかかる費用（飲食店/調理場の場合）

申請料（新規申請時のみ）

料金の種類	詳細	料金(GST適用前)	備考
通常料金	通常処理	\$159.00	申請料の支払いから 14営業日以内 に対応する。
エクスプレス料金	特急処理	\$340.00	申請料の支払いから 7営業日以内 に対応する。

認証料

認証スキーム	詳細	料金(GST適用前)	備考
食品小売店の運営			
EE - ホッカー (HAWKER)	ハラル証明書の発行は、屋台、ホーカーストール、非加熱食品を販売する屋台で、 床面積の合計が13平方メートルを超えないもの に対して1年間とする。	\$350.00	調理済み・未調理の食品を販売する屋台に適用
	総床面積が13平方メートルを超える食品、ホーカー屋台、未調理の食品を販売する屋台 に対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$565.00	
スナック / 製菓 / ペーカーリー	スナック、菓子、ペーカーリー（ガソリンスタンドを除く）に対する1年間のハラル証明書の発行	\$710.00	持ち帰り用のスナック、菓子、ペーカーリーショップで、飲食スペースがない場合。
EE-レストラン	総床面積が186平方メートルを超えない レストランに対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$775.00	自営の食堂を持つ食品店に適用される。
	総床面積が186平方メートルを超える レストランに対して、1年間のハラル証明書を発行する。	\$1,140.00	
EE-ハラルセクション	スーパーマーケットのハラルコーナーにおける1年間のハラル証明書の発行	\$710.00	スーパーマーケット内の指定エリアに適用
学校食堂	公立学校の食堂に1年間のハラル証明書を発行する。	\$60.00	公立学校内で営業する屋台に適用
短期店舗	バザー、見本市、貿易博覧会、その他類似の活動やイベントにおいて、 連続7日を超えない期間 、認証された施設以外で活動する認証保持者に対するハラル認証の発行。	\$75.00	バザー、博覧会等の臨時屋台で、その主たる敷地がハラル認証を受けている場合に適用される。
食品ステーション	レストラン内の食品ステーションに対する1年間のハラル証明書の発行	\$560.00	(i)最低限の調理しか行わない、(ii)外部のハラル認証厨房を持つレストランに設置されたフードステーションに適用される。
社員食堂の屋台	社員食堂の屋台に対して1年間のハラル証明書の発行	\$710.00	社員食堂で営業する屋台に適用
食品キオスク	ガソリンスタンド内のスナック、菓子、ペーカーリーに対する1年間のハラル証明書の発行。	\$364.00	ガソリンスタンドの持ち帰り用キオスクに適用

出所：Fee Structure (MUIS)

図 22 シンガポール MUIS ハラール認証にかかる費用（ケータリング/セントラルキッチンの場合）

申請料（新規申請時のみ）

料金の種類	詳細	料金(GST適用前)	備考
通常料金	通常処理	\$159.00	申請料の支払いから 14営業日以内 に対応する。
エクスプレス料金	特急処理	\$340.00	申請料の支払いから 7営業日以内 に対応する。

認証料

認証スキーム	詳細	料金(GST適用前)	備考
ケータリング施設/セントラルキッチン施設の運営			
FPA - セントラルキッチン (S)	186平方メートルを超えない 施設に対して、1年間のハラール証明書を発行する。	\$1,000.00	ケータリング会社およびセントラルキッチン施設に適用
FPA-セントラルキッチン (L)	186平方メートルを超える 施設に対する1年間のハラール証明書の発行	\$1,220.00	
FPA - プレスクール・キッチン	プレスクールの厨房設備に対する1年間のハラール証明書の発行	\$375.00	プレスクール・センター内の調理エリアに適用

出所：Fee Structure (MUIS)

ハラール能力評価証明証 (Halal Competency Assessment (HCA))

ハラール認証申請の際に、以下に該当する担当者はハラール能力評価 (HCA) 証明書が求められている。

認証スキーム	HCA が求められる担当者
飲食店	オーナー代表者、ムスリム従業員
その他	ハラールチームリーダー、ハラール・アシュランス・オフィサー (ハラールチームのムスリム担当者)

HCA (ハラール能力評価) は 90 分のテストで 70%以上の正解で合格となり、証明書 (Certificate) が発行され、5 年間有効となる。費用は SGD125/名である。自習用テキストが MUIS のウェブサイトからダウンロードできる (無料)。

ハラール研修

- ・ MUIS の子会社である Warees Halal Limited は MUIS 基準のハラール要求事項を学ぶ研修を提供している。オンライン研修で費用は SGD100~SGD525/名。

罰則規定

- ・ AMLA 第 88A 条 (5) : 評議会の許可なくハラール認証を発行したり、特定のハラール認証マークや偽造の模倣マークを使用したりした人は、違反により有罪となった場合、1 万ドル以下の罰金もしくは 12 カ月以下の禁固刑、またはその両方が科される。
- ・ MUIS ハラール認証条件 8.7: 要求事項に反する認証取得者に対して、MUIS は認証の停止や取り消しを行うことができる。

5.4 タイ

- ・ タイではハラール認証は義務ではない。タイ国内で唯一ハラール認証を発行できる認証機関は CICOT で、輸入ハラール原材料の認証は CICOT 承認である必要がある。
(Announcement of Halal Affaires Department, CICOT No. 4/2021)
- ・ タイを “The Kitchen Of The World” (世界の台所) にするという国策において、ハラール食品は重要な分野のひとつとして位置づけられており、特に海外市場を目指す国内食品製造業ではハラール認証を取得する事業者が多い。

機関名	CICOT (Central Islamic Committee of Thailand) タイ国中央イスラーム委員会
政府/民間	法定民間機関 (タイでハラール証明書を発行する責任と権限を持つ唯一の機関) で、ハラール認証だけでなく、巡礼、教育、寄付、福祉などのイスラーム教に関係する事業について管理監督する立場にあり、政府に助言も行う。
所在地	45 MOO 3 KLONGKAO RD., KLONGSIB, NONGCHOK Bangkok 10530
URL	https://www.halal.or.th/
Email	halal@cicot.org halal.khathawut@gmail.com info@cicot.org
沿革	1997 年イスラーム教に関する団体の運営が認可された「イスラーム教組織運営法」に基づき設立された組織。 1998 年 タイ工業省がコーデックス・ハラール規格をタイのハラール規格として採用 (参考: General guidelines for use of the term “Halal” of FAO 1997) 2001 年 CICOT により全国共通のハラール認証・認定基準を制定 2003 年 タイ政府のハラール-HACCP システムの開発開始の財政支援により、CICOT 傘下にタイ・ハラール標準協会が設立され、バンコクのチュラロンコン大学ハラール科学センターも設立される。 2009 年 CICOT はハラール業務管理とハラール製品の品質管理規定を発行し、ハラールロゴの使用における規則を策定。
ロゴ	

認証発行数
7,143 社 認証発行数: 10,141 (195,893 製品) *2025 年 1 月 CICOT ウェブサイト
外国の認証機関との相互承認

146 機関 (52 カ国) 内、日本の認証機関 6 機関 *2024 年 5 月 21 日 CICOT 公表リスト

承認している他国の認証機関 (一部)

地域	国	政府/民間	CICOT が承認している認証機関
東南アジア地域	マレーシア	政府	JAKIM
	インドネシア	政府	BPJPH
		民間	MUI
	ブルネイ	政府	MUIB
	フィリピン	政府	NCMF
民間		HDIP, AHIP, OHQC, HICCIP, IDCP, PUCOI	
中東地域	サウジアラビア	政府	SASO (サウジハラールロゴを承認)
	UAE	政府	ESMA (UAE ハラールロゴを承認)
		民間 (政府公認)	Gulf halal center, RACS Quality Certificates Issuing Services LLC International Halal Center
	トルコ	民間 (政府公認)	GIMDES, KASCERT
日本		民間	JMA, JHA, MPJA, JIT, NAHA, ARK Japan

規格・ガイドライン

CICOT の規則

- The management of Halal Affairs B.E. 2558(2015)
- The implementation/requirements for certification B.E.2559(2016)
- CICOT Regulations and Conditions (R-CICOT-01/2023 年 2 月 22 日)

申請方法

- CICOT は、全国 77 の県のうち 40 の県に「県イスラーム委員会」と呼ばれる地方組織を置いており、ハラール認証の申請は認証を受ける工場施設が立地する県のイスラーム委員会 (PIC) で受け付ける。工場施設の立地する県にイスラーム委員会がない場合は、中央イスラーム委員会(CICOT)が全て対応する。
- 2020 年 10 月 1 日より中央イスラーム委員会が監査を担当する地方県の工場は CICOT のオンラインシステム (www.halal.or.th) で申請することが可能。
- なお、タイ国外からの申請は基本的に受け付けていない。

認証プロセス

【STEP1】:CICOT への問い合わせ

ハラール認証を申請しようとする事業者は、生産工場が所在する県に県イスラーム委員会があるかどうかを確認し、県イスラーム委員会事務所に問い合わせをする。

県イスラーム委員会がない場合、中央イスラーム委員会がハラール認証を担当する。

【STEP2】：ハラール認証申請文書の準備

ハラール認証申請を希望する事業者は、以下の CICOT ハラール認証のルールや規則を理解し
たうえで、文書を準備する。

ハラールマニュアルやハラール認証ロゴに関する契約書などのハラール認証申請のための文書
フォーマットは CICOT のウェブサイトからダウンロードできる。

【STEP 3】ハラール認証申請文書の監査

認証申請書類を提出。CICOT ハラール担当部門が認証申請の正確性、完全性を確認する。提出
された書類に不備がない場合、CICOT より事業責任者に連絡し、7 営業日以内に不備のない書
類を返送する。

【STEP4】費用の支払い

通常、ハラール認証申請文書提出から 15 日以内にインボイスが発行される。事業者はインボイ
スにそって支払い手続きを行い、その支払いの証拠を CICOT に送る。

【STEP5】ハラール研修

検査日程の前にハラール研修「ハラール食品と産業のためのガイドライン」の研修を CICOT
ハラール担当部門の講師によって実施する。なお、当研修は、ハラール申請書類を提出する前
に受けることもできる。研修参加者には修了証が発行される。

【STEP6】監査計画

支払いが完了後、1～2 週間で監査スケジュールが設定される。

【STEP7】工場監査と認証

【STEP8】ラボ分析（必要な場合）

【STEP9】ハラール決定（監査実施後 10～15 日以内）

【STEP10】中央イスラーム委員会によるハラール認証ロゴの承認（委員会は毎月開催）

【STEP11】ハラール認証ロゴの使用が可能となる。

出所: CICOT ハラール認証申請の手続き（2019 年 7 月 15 日）、日本語訳は矢野経済研究所の仮訳

必要書類

- ・ ハラールマニュアル(製造フロー図含む)
- ・ ハラール監査依頼書
- ・ ハラール認証申請書
- ・ ハラールロゴ使用のための同意書
- ・ コンサルタント依頼書
- ・ ハラールロゴを使用する製品リスト
- ・ ハラール認証製品に使用する原材料リスト
- ・ ハラールロゴを使用するための認証コピー
- ・ 製造工程で使用される原材料のハラール認証コピーと PO（発注書）
- ・ 認定された外部機関による最終製品の安全性分析のコピー。
- ・ CICOT が認定した原材料および最終製品のハラール分析書のコピー（もしあれば）
- ・ ハラールロゴを使用した製品サンプルと製品ラベル、リスト内の全アイテム
- ・ 工場の地図/製造場所の概要

- ・ 法律上の施設の生産許可を証明する書類（2年ごとに更新文書の提出が必要）

手続きにかかる期間：約2カ月（工場の従業員数や製品の数による）

認証の有効期限：3年

認証費用

		小規模事業者 従業員数1-50	中規模事業者 従業員数51-100	大規模事業者 従業員数101以上
1. 監査費		パーツ	パーツ	パーツ
	新規/更新申請	10,000	15,000	20,000
	新規/更新申請 OEM	10,000	10,000	10,000
	承認されない場合（1監査当たり）	5,000	7,500	10,000
	製品追加	5,000	5,000	5,000
	製品追加 OEM	5,000	5,000	5,000
	交通費 都市県	2500	2500	2500
	交通費 地方県	距離による	距離による	距離による
	宿泊費	最大1200/部屋	最大1200/部屋	最大1200/部屋
2. ハラール認証発行費				
	タイ語	1,000	1,000	1,000
	英語	1,000	1,000	1,000
	アラビア語	1,000	1,000	1,000
3. 認証使用料				
	ハラールロゴ	500	500	500
	タイ語（アイテム当たり）	500	500	500
	英語（コピー当たり）	500	500	500
	アラビア語（コピー当たり）	500	500	500
	その他の言語（コピー当たり）	500	500	500
	4. 輸出向けのハラール認証（リスト当たり）	1,000	1,000	1,000
5. 監督者費用				
	事業者向けハラール保証監督者（毎年）		2000	
	事業者特別ハラール保証管理者（毎年）		4500~8000	
	ハラールと畜スーパーバイザー		18000~20000	
	ハラール保証管理者（事業者がOEM）		3000~4000	
その他の費用				パーツ
	研修費 1日 参加者：30-40名			20,000

出所：Rules The Central Islamic Council of Thailand On the implementation of entrepreneur certification and product certification and Fees B.E. 2559/Article 30 The fees and other expenses、日本語は矢野経済研究所で仮訳。

手続き費用 監査費用の例

- ・ 20,000 パーツ（大規模工場の場合）＋監査員旅費・宿泊費
- ・ 研修費用（1日、30～40人参加）：20,000 パーツ
- ・ コンサルティング費用（監督者費用）：2,000 パーツ/月×12カ月＝24,000 パーツ

罰則規定

CICOT ハラール担当部門は重大な損害や影響を与える問題が発生した場合やハラール認証の要求事項に従わない状況が発生した場合、ハラール認証者の取り消しを行う。

5.5 フィリピン

- ・ ハラール認証は義務ではない。
- ・ 国内販売と輸入についてはさまざまな民間認証機関の認証が存在し、特定の認証だけを承認するようなハラール認証の規制はない。
- ・ 輸出の領域については、ハラール認証機関の認定制度の規制がある。共和国法第 10817 号（2016 年 5 月）によりハラール製品として輸出する際は政府の認めたハラール認証機関の認証を求めており、現時点で 1 機関が認定を受けているが、輸出先国でフィリピンのハラール認証を使用できるようにするための制度の意味合いが強く、フィリピン国内で輸出向けのハラール認証を直接的取り締まる規制にはなっていない。
- ・ 2024 年 12 月 17 日に貿易産業省（DTI）が国家ハラール産業開発局（NHIDO : National Halal Industry and Development Office）を設立したと発表した。特に国内の零細・中小企業の製品がハラール認証を取得し世界市場で販売できるようハラール認証手続きと基準の簡素化に取り組むとしている。NHIDO はまた、「ハラールフレンドリー・フィリピン」キャンペーンを開始し、ハラール製品製造やサービスの拠点として海外に向けてフィリピンをアピールするとしている。（出所：<https://www.pna.gov.ph/articles/1240109>）

1. フィリピンから輸出されるハラール製品について

- ・ ハラール製品として輸出される製品は、PAB（貿易産業省フィリピン認定局）認定のハラール認証機関の認証を受け、当該製品の所轄官庁の登録が義務付けられる。（共和国法第 10817 号（Republic Act No.10817/ PHILIPPINE HALAL EXPORT DEVELOPMENT AND PROMOTION Act of 2016（2016 年 5 月））

輸出向けのハラール認証機関を認定する政府機関

認定機関	Department of Trade and Industry, Philippine Accreditation Bureau (PAB) 貿易産業省フィリピン認定局
URL	https://www.dti.gov.ph/pab/
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易産業省傘下のフィリピン国家基準の適合性評価機関認定を行う機関。PNS ISO/IEC 17011 に基づいて運営されている。 ・ 共和国法第 10817 号に基づき、ハラール食品の認証機関の認定も行っている。
海外からの承認	MOIAT (UAE) から認定機関として承認されており、PAB が認定したフィリピンの認証機関のハラール認証は UAE でも認められる。

PAB により認定されたハラール認証機関（食品、化粧品とトイレタリー分野）は 2025 年 1 月現在、Prime Certification and Inspection Asia Pacific Inc (PRIME) の 1 機関のみ。相互承認はインドネシア (BPJPH) を手続き中である。

フィリピンのハラール国家規格・ガイドライン

PNS 2067:2008 Amd. 1:2011	Halal food – General guidelines
PNS 2161:2021	Halal cosmetics and toiletries – General requirements
PNS 2184:2024	Halal Shampoo – Surfactant-based – Specification
PNS 2204:2024	Halal lotion and skin cream – Specification
PNS BAFS 101:2018	Halal agriculture and fisheries products
PNS BAFS 102:2018	Code of Halal slaughtering practices for ruminants
PNS BAFS 103:2018	Code of Halal slaughtering practices for poultry
PNS BAFS 139:2015	Halal feeds
PNS BAFS 259:2019	Code of Halal Goat Production

罰則規定

公正取引法、消費者保護法、著作権法、およびそれらの施行規則・命令、ならびに規制・基準設定機関の憲章の関連規定などによりハラールロゴの違反の際に適用され罰金やその他の罰則が科せられる可能性がある。(共和国法第 10817 号/Republic Act No. 10817)

2. フィリピン国内のハラール認証について

国内のハラール認証の規制はない。NCMF（フィリピン・ムスリム国家委員会）がハラール認証機関の認定を行っているが、NCMF 認定以外のハラール認証も存在する。

<NCMF 認定のハラール認証機関>

	NCMP認定のハラール認証機関	相互承認				PAB認定
		JAKIM	BPJPH	CICOT	MUIS	
1	HALAL DEVELOPMENT INSTITUTE OF THE PHILIPPINES, INC. HDIP	●	手続中	●	●	
2	Halal International Chamber of Commerce and Industries of the Philippines, Inc. HICCIP	●	手続中	●	●	
3	Prime Certification and Inspection Asia Pacific Inc PRIME		手続中			●
4	Alliances for Halal Integrity of The Philippines, Inc. AHIP			●		
5	Philippine Ulama Congress Organization Inc. MinHA			●		
6	Mindanao Halal Authority BUSC					
7	Basilan Ulama Supreme Council Foundation Inc. MASLAH A					
8	Maslaha Halal Certification Board, Inc. PHILCOSED					
9	Phil. Liguasan Marsh Conservation and Socio-Economic Development Inc., FIQHI					
10	Fiqhi and Halal Council of the Philippines, Inc.					

11 Muslim Mindanao Halal Certification Body MMHCB

12 Bangsamoro Provincial Consultative Council, BPCC
Incorporated -

<その他のハラール認証機関>

フィリピン国内でハラール認証発行数をもっとも多いハラール認証機関は IDCP で、ASEAN 主要国のハラール認証機関から相互認証されている。これまで国内外の 1,600 社以上にハラール認証を行い、日系企業含むグローバル企業の認証実績が豊富である。政府機関への認定手続きは途中まで行ったが、基準内容の一部で相違があり、現在までのところ認定に至っていない。

機関名	IDCP (Islamic Da'wah Council of the Philippines) フィリピン・イスラーム・ダアワ協議会
政府/民間	民間機関 <ul style="list-style-type: none"> フィリピン全土の 98 のムスリム団体からなる社会福祉開発省 (DSWD) からイスラーム宗教非政府組織 (NGO) として認定されている連盟組織。フィリピン国内でのハラール認証発行数をもっとも多い認証機関。 World Halal Council のメンバー
代表者	Atty. Abdul Rahman R.T. Linzag (President/CEO、Secretary General of World Halal Council)
所在地	<フィリピン> Suite 400-410 FUBC Bld., 413 Escolta St, Binondo Manila Philippines <海外> ハラール認証取得工場のモニタリングを行うサテライト事務所がある。 <ul style="list-style-type: none"> 日本サテライト事務所 (愛知県西尾市) 米国サテライト事務所 (テキサス州)
URL	https://www.idcphalal.org
Email	【問い合わせ/Inquiry】 : inquire@idcphalal.org 【申請/Application】 : applications@idcphalal.org 【コメント/Comments】 : clientcare@idcphalal.org
沿革	1981 年 : フィリピンのイスラーム教徒に関わる問題や課題に対処する目的でイスラーム教徒の全国的な宗教組織として設立された。具体的には、イスラーム教徒の個人や家族を対象とした教育やダアワ (布教) プログラム、イスラーム教徒の家族を対象とした経済支援、出版、その他、国内のキリスト教徒の多数派との関係を考慮し、イスラーム教徒としてのアイデンティティを無視したり放棄したりすることなく、平和的に共存できるようにすることを目的として設立。 1987 年 : 食品および非食品製品に対するハラール認証および認定を開始。

	<p>1995年：ハラール認証方針を策定。</p> <p>2000年：インドネシアとともに World Halal Council のメンバーとなり、IDCP は世界的にハラール業界で広く知られるようになった。</p> <p>2003年7月9日：フィリピン最高裁判所は、ハラール認証は宗教上の問題であるため政府が認証することはできないと裁定し、IDCP および同様の組織が公式なハラール認証機関であると認定。</p>
ロゴ	 

認証発行数	1,600社以上に約81,200の認証を発行している。
外国の認証機関との相互承認	海外の主要認証機関から直接承認を受けている。

IDCP を承認している他国の認証機関

地域	国	政府/民間	IDCP を承認している認証機関
東南アジア地域	マレーシア	政府	JAKIM
	インドネシア	政府	BPJPH (手続き中 SCHEDULED)
	シンガポール	政府	MUIS
	タイ	民間 (公認)	CICOT
	ブルネイ	政府	MUIB は外国ハラール認証機関と相互承認は行っていないが、IDCP の認証は受け入れられている。
中東地域	サウジアラビア	政府	なし NA
	UAE	民間 (公認)	なし NA 備考：ローカルパートナー有り (UAE 政府承認のハラール認証機関)
	トルコ	民間 (公認)	なし NA 備考：ローカルパートナー有り (トルコ政府承認のハラール認証機関)

規格・ガイドライン	<p>IDCP-ハラール保証管理システム (Halal Assurance Management System)</p> <p><オプション手続き></p> <p>マレーシア向け手続き</p> <p>UAE 向け手続き</p>
-----------	---

申請手続き

1. 申請意向書 (Letter of Intent) を郵便、fax もしくは email で送る。
2. 申請書と必要書類の提出 (email にて)
3. 申請書類の審査と監査費用の支払い
4. 監査ステージ 1 Stage 1 Audit: 監査のための必要文書が揃っているかどうか、監査のための必要な準備が揃っているかどうかを確認する
5. 監査ステージ 2 Stage 2 Audit: 実地監査の実施
6. 認証合意書と支払い
7. ハラール認証の発行

認証の有効期限：1~3年 (海外工場の場合は通常2年)

認証費用

申請手続き費用 (実地監査前に支払う費用)

項目	費用
監査ステージ 1 (提出文書の確認)	10,000 PHP
監査ステージ 2 (実地監査)	大規模 Large 70,000 PHP 中規模 Medium 45,000 PHP 小規模 Small 20,000 PHP 零細 Micro 10,000 PHP

※旅費 (国内外の渡航費・移動費)、宿泊費・食費は申請企業の支払いとなる。

ハラールライセンス費用 (年間)

PHP=2.77円とした場合

大規模 Large	30,000 PHP
中規模 Medium	20,000 PHP
小規模 Small	15,000 PHP
零細 Micro	5,000 PHP

認証費用 (製品ごと) (年間)

PHP=2.77円とした場合

大規模 Large	7,000 PHP
中規模 Medium	5,000 PHP
小規模 Small	3,000 PHP
零細 Micro	1,000 PHP

※事業規模と事業者分類

事業規模の定義は共和国法第 9501 号または Magna Carta for MSMEs による。また事業者の分類は NSO (国家統計局) の分類を採用。

5.6 ブルネイ

- ブルネイでは「ハラール認証・ラベル令改正版 2017 年」により国内の食品製造業および飲食業に携わる全ての事業者は事業開始から 6 カ月以内に MUIB ハラール認証または許可証を申請することが義務付けられている。(ただし、MUIB が定める要件や条件を満たさない事業者は、ハラール認証または許可証の申請が免除される。)
- 一方、輸入製品のハラール認証については、義務はなく、ハラール認証についても特定の認証機関の認証に限定するなどの制限はない。なお、2024 年 12 月の HFCD の直接取材では、MUIB は JAKIM、MUIS、BPJPH の 3 機関の発行するハラール認証は承認しており、この 3 つの認証については概ね受け入れられている。それ以外のハラール認証も、製品に含まれる原料と製造工程の確認を受けたうえで問題がなければ輸入可能であるとしている。

機関名	宗務省イスラーム法務局ハラール食品管理部門/MUIB 事務局 Halal Foods Control Division (HFCD) , Department of Syar'iah Affairs, Ministry of Religious Affairs (MORA)
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関。MUIB(Majlis Ugama Islam Brunei Darussalam) の事務局としてハラール認証の審査・発行を担当。 HFCD は以下の 2 つの法律の執行に従事している。 <ul style="list-style-type: none"> ● Halal Certificate and Label Order, 2005 ● Halal Meat Act, Chapter 183
所在地	Ground Floor, Ministry of Religious Affairs (Old Building) Jalan Elizabeth II, Bandar Seri Begawan, BS3510, Negara Brunei Darussalam
Email	international.halal@mora.gov.bn bkmh@mora.gov.bn
TEL	+673 7166222 (general whatsapp number) +673 2242570 (office)
SNS	Facebook: Bahagian Kawalan Makanan Halal, JHES, KHEU Instagram: @Halal.Bn
沿革	1998 年：ハラール食肉法 (CHAPTER 183) に基づいて、国内に輸入されるハラール食肉を管理する職務を遂行する権限を有する機関として設立。 2005 年：ハラール証明書・ラベリング令が公布。 2008 年：最初のハラール監査が実施される。
ロゴ	

ブルネイのハラール認証にかかわる機関と役割

Majlis Ugama Islam Brunei Darussalam (MUIB)
ブルネイ・イスラム宗教委員会



ハラールに関する規則と課題について対応する責任をもつ。

HALAL FOOD CONTROL DIVISION (HFCD)
ハラール食品管理部門



MUIB の事務局としてハラールに関する行政手続きを担う。

出所：Department of Syar'iah Affairs, Ministry of Religious Affairs, Brunei Darussalam

認証発行数
飲食店・食品施設：2,570 国内工場：402（10,374 製品） 海外工場：26（414 製品） MUIB から承認されているハラールと畜場 国内：18 施設 海外：マレーシア：10 施設、タイ：1 施設、インド：5 施設、豪州：11 施設 ※2024 年 11 月現在 （出所）HFCD
外国の認証機関との相互承認
ブルネイは、外国のハラール認証機関との相互承認は行っていない。HFCD は、ハラール認証申請手続きで、主に輸入製品のハラール適合性について、製品の原材料と製造工程に重点を置いて評価しているが、輸入品の発行済みのハラール認証に対して現時点では特に規制を設けていない。また、MUIB は JAKIM（マレーシア）、MUIS（シンガポール）、BPJPH（インドネシア）が発行するハラール認証を承認しており、これらの認証は概ね受け入れられるものと見なしている。 （出所）HFCD からの直接コメント（2024 年 12 月）

ブルネイのハラール規格・ガイドライン

PBD 24:2007 - Halal Food

PBD 26:2016 - Guidelines for Manufacturing & Handling of Halal Cosmetic Products

GD 24:2010 - Manufacturing & Handling of Halal Medicinal Products, Traditional Medicines & Health Supplements

BGC HALAL 1 - Guideline For Halal Certification

BGC HALAL 2 - Guideline For Halal Compliance

BGC HALAL 3 - Guideline For Certification of Halal Compliance Auditor

BGC HALAL 4 - Guideline For Halal Surveillance Audit

Halal Meat Act (Cap. 183) 1999 Revised 2016

Halal Certificate and Label Order, 2005 Revised 2020

1. 製造業と飲食店のハラール認証

ブルネイのハラール認証の申請者

ブルネイでハラール認証申請の義務の対象となるのは「国内の飲食店・給食施設と食品製造業（内服薬、サプリメントの製造業含む）」である。ブルネイ国外で製造され輸入される製品のハラール認証申請は義務ではない。

ハラール認証が義務となる事業者

Halal Certificate and Label Order, 2005 revised 2017 (ハラール認証・ラベル令改正 2017年)により、ブルネイ国内の飲食店・飲食サービスと食品製造事業者は、ハラール認証またはハラール許可証の申請が義務付けられた。これに従わない場合、8,000BND以下の罰金および/または2年間の懲役が科される。

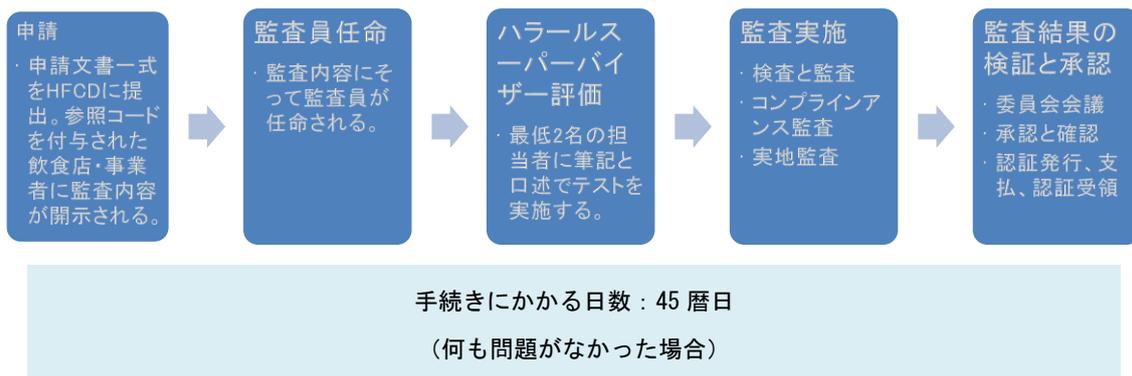
- Halal Certificate(ハラール認証)：飲食店・給食施設
- Halal Permit(ハラール許可証)：国内の食品製造業者。内服薬としての医薬品、サプリメント、伝統薬品の製造業者含む

ハラール認証が任意となる事業者

以下はハラール認証を任意で申請することが可能。

- 国外製造の食品事業者（事業者はブルネイに登録が必要）
- 医薬品（内服薬以外）
- 生活用品
- サービス（物流）

図 23 ブルネイ MUIB ハラール申請手続き（飲食店、食品製造業の場合）



出所：ブルネイ政府提供資料を日本語訳

認証の費用 (Halal Certificate and Halal Label Order revised 2020)

認証の種類	業界	有効期間	認証費用
ハラール認証	飲食店	3年	90BND
ハラール許可証	製造業	3年	<ul style="list-style-type: none"> - 許可証あたり 20 製品まで可能 - 事業規模と製品数で費用は異なる 5BND～ <ul style="list-style-type: none"> 零細（従業員 1-4 人） 5BND/製品 小規模（同上 5-19 人） 150BND/1-20 製品 中規模（同上 20-99 人） 300BND/1-20 製品 大規模（同上 100 人以上） 700BND/1-20 製品 多国籍企業 1000BND/1-20 製品

出所：Department of Syar'iah Affairs, Ministry of Religious Affairs, Brunei Darussalam

ハラール認証・許可証発行後の表示について

・ 【飲食店】:

ブルネイの飲食店は、ハラール認証書、ハラールスーパーバイザー証明書、ハラールラベルを施設内に消費者がはっきりと見えるように掲示することが義務付けられている。ハラールラベルはハラール認証書が有効である限り、ハラールスーパーバイザー証明書とともに施設内に掲示することが義務付けられている。

・ 【製造業】:

ブルネイの食品等のハラール許可証が要求される製造業については、ハラールロゴは、ハラール許可証が有効である限り、食品等の製品に貼付することが義務付けられている。

出所：HFCD からの直接コメント（2024年12月）

ハラール認証申請に必要な文書

1	Copy of Identity Card / Passport of Owners & Halal Food Supervisor
2	Owner's & Halal Food Supervisor's passport size photo (2 pieces each)
3	Halal Food Supervisors Health Certificate / Hospital acknowledgement letter
4	Copy of Company Miscellaneous License/Company Business License (if any and valid)
5	Copy of Business Registration Certificate (16/17) or Form X
6	Premises' Floor Plan (Sketch)
7	Map location of the place of business (Sketch)
8	List of products manufactured with their ingredients
9	Foods / Drinks product process flowchart and procedures
10	Relevant documents such as Hazard And Critical Control Point (HACCP) / Good
11	Manufacturing Practices (GMP) / Good Hygiene Practices (GHP) / International
12	Standard Organisation (ISO), etc.

出所：<https://www.gov.bn/Lists/Service/NewDisplay.aspx?ID=145>

ブルネイのハラール啓発と法令順守プログラム

2018年より、ハラール食品管理部門（HFCD）はハラールの研修やプログラムを積極的に実施している。イスラーム教と技術分野の専門家で構成される同部門は、地域および国のハラール法規と基準の順守について、個人や企業に教育を行うことを目的としている。

■ ハラール啓発プログラム/Halal Awareness Program

Program Peningkatan Kesedaran Mengenai Halal (PPKMH)

ハラール食品の調理の基本について、食品安全と衛生に重点を置いて参加者に教育することを目的とした研修。また、ハラールに関する実践や関連する問題についての重要な情報もカバーしている。

■ ハラール・スーパーバイザー・プログラム/ Halal Supervisor Program

Program Pengukuhan Penyelia Halal (PPPH)

ハラール認証を受けた施設内でのハラール食品の管理と提供を効果的に行うために担当者の能力を高めることを目的とした研修。参加者はハラール・スーパーバイザーとしての役割と責任を明確にし、ハラール認証の原則を遵守することの重要性を学ぶ。

■ ハラル・コンプライアンス・ワークショップ/ Halal Compliance Workshop

Bengkel Pematuhan Halal (BPH)

2022年から開催しており、現在、年4回開催している。実践的な活動、監査員によるロールプレイング、政府機関から講師を招いたブリーフィングなどが含まれる。このプログラムは、ハラル食品の調理に関する知識を習得したり見直したりするために、施設の所有者および/またはその代理人が参加する。さらに、良好な労働倫理、食品の安全性、衛生管理、ハラル問題に関する他の政府機関とその役割に関する重要な情報もカバーされている。

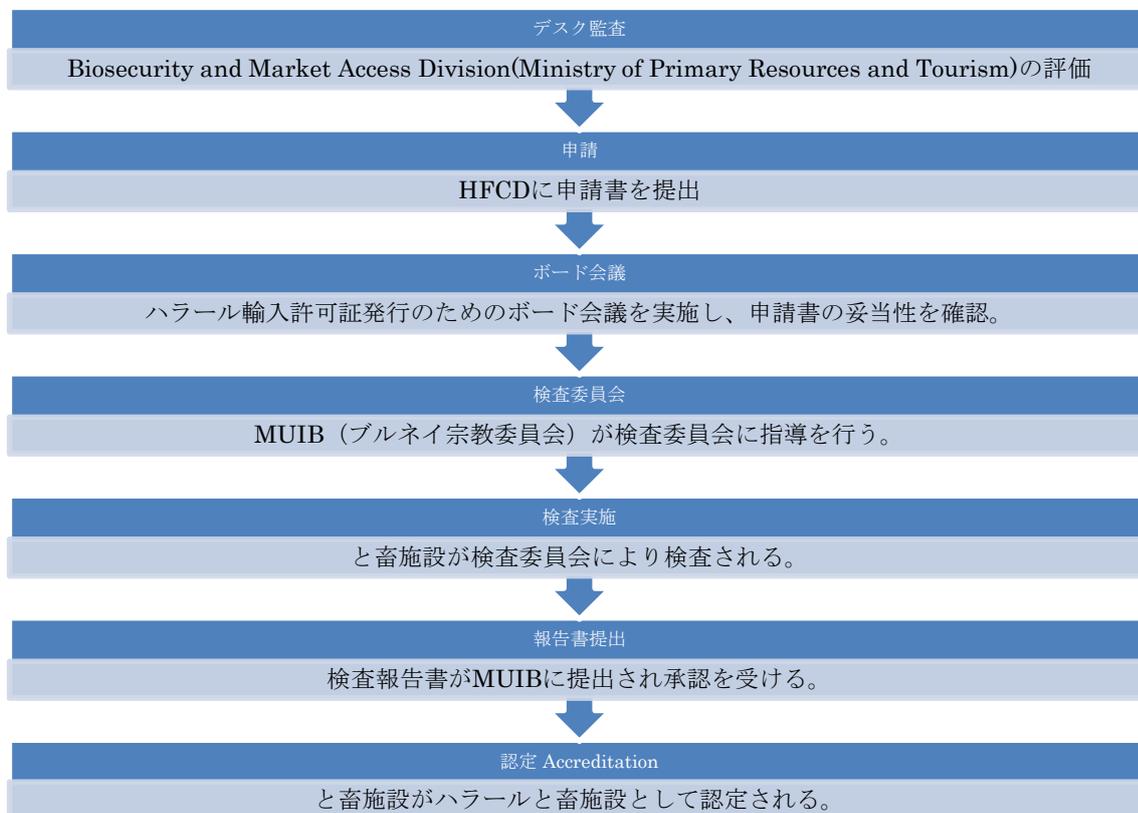
■ 不定期なハラル啓発プログラム/ Unscheduled Halal Awareness Program

HFCDは、学校、高等教育機関、政府機関など、さまざまな民間および政府機関から、ハラル関連の研修や説明会の依頼を日常的に受けている。これらのセッションでは、多様なテーマを取り扱っている。さらに、オーストラリア、中国、日本、インドネシア、マレーシアなど、さまざまな国からブルネイのハラル認証ロゴについて問い合わせを受けることが多く、その意義や適用方法について理解を深めようとしている海外の来訪者を HFCD は歓迎している。

2. と畜施設のハラル認証

Halal Meat Act, Chapter 183により、HFCDが「ハラル食肉」の管理・監督することが規定されており、国内および海外の食肉処理場および国境検問所での監視を行っている。また、HFCDは国内外のと畜施設のMUIBハラル認証手続きの担当窓口となっている。

図 24 ブルネイ MUIB ハラル海外と畜施設の承認手続き



出所：ブルネイ政府提供資料を日本語訳

図 25 ブルネイ MUIB ハラル食肉輸入手続き



出所：ブルネイ政府提供資料を日本語訳

図 26 ブルネイ MUIB ハラル性に関するモニタリング

スーパーバイズ	ラベリング	立ち合い	確認	分別	密封
<ul style="list-style-type: none"> 検査委員会により確実に要求通りのと畜方法が行われていることを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 動物が適切にハラールと畜されていない場合は食肉にNH (Non Halal) またはNB (Non Brunei) を表示しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> と畜された動物の食肉処理の立ち合い 	<ul style="list-style-type: none"> ブルネイに輸出する前の箱や包装に添付されているステッカーのサインと確認 	<ul style="list-style-type: none"> 食肉処理場の保管、包装、輸送、輸入、販売において、ハラール食肉が非ハラール食肉と分別されていることを確実にする。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関のシールは損傷や破損のない完全な状態であることを保証する。食肉が管理事務所/港に到着した時点で再確認する。

出所：ブルネイ政府提供資料を日本語訳

ブルネイ国内のと畜施設の認証手続き

<と畜認証>

- HFCD が実施する筆記試験および実技試験の受験が義務付けられている。(年間費用：10BND)

<サプライヤー許可証とハラール認証>

- と畜施設は、農業・農産品局 (DAA) による検査 (衛生、安全性、水路など) を受ける必要がある。
- 保管および輸送場所 (検査は DAA と HFCD の担当者により実施される)
- サプライヤー許可証の費用：30BND/年
- ハラール認証の費用：20BND/年

<ハラールラベル (と畜された食肉向け) >

- ハラールラベルは各包装箱に貼付する。(ハラール証明書は申請者負担)

<ハラールロゴの費用 (と畜された食肉向け) >

- 1 ロゴ当たり 0.02BND

- ・ ロゴには会社コード、シリアル番号、年号が含まれる。

罰則規定

- ・ ハラル証明書またはハラル許可証を申請しない者は違反となり、有罪判決を受けた場合、8,000BND を超えない罰金、2年を超えない期間の禁固刑、またはその両方が科され、継続的な違反の場合は、有罪判決後も違反が継続する1日ごとに100BND を超えない罰金が科される。（ハラル認証・ラベリング令 2017年改訂版）

5.7 サウジアラビア

- ・ サウジアラビアでは、輸入される食肉、加工肉、肉由来成分の入った製品もしくは入っている可能性のある製品、そしてハラルと表示する食品については全て SFDA Saudi Halal Center が認定した認証機関のハラル認証を求めている。以下のカテゴリーに該当する輸入食品が対象となる。

カテゴリー	製品事例
イスラーム法で許容される動物のハラルと畜された製品	冷凍または新鮮な枝肉全体とその部位、皮など。 (包装、カット以外の工程を経ていないもの)
加工肉、味付け肉、缶詰、乾燥肉	ひき肉、ハンバーガー、モルタデッラ（ソーセージ）、ホットドッグなど。
複合製品で肉、肉製品およびその抽出物、脂肪、ゼラチン、コラーゲン、動物由来レンネット、酵素を含む製品	パイ、ケーキ、ソース、ピザ、チョコレート、キャンディー、サプリメント、飲料、調理済み食品、スナック菓子など
ハラルラベル付き製品	パッケージに「ハラル」の文字またはロゴが表示されているすべての製品

出所：SFDA 通達 No. 10130/C(2024年4月11日)

罰則規定

- ・ 上記の規定に違反した場合は法的な措置が取られると SFDA 通達 No.1030/C に規定されているも具体的な罰則の内容の規定は明記されていない。

国内向けハラル認証について

- ・ これまで国内の製品のハラルロゴは禁止されていたが、2024年10月から解禁となり、国内の製造工場向けには、政府機関である SFDA Saudi Halal Center がハラル認証サービスを提供している。

機関名	SFDA Saudi Halal Center（サウジアラビア食品医薬品局）
政府/民間	政府機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内事業者向けにハラル認証を行うが、海外の事業者に対する認証は行っていない。 ・ 国内外のハラル認証機関の認定も行っている。 ・ 現在は SFDA（サウジアラビア食品医薬品局）の下部組織だが今後独立する予定となっている。

所在地	4904 Northern Ring Branch Rd Hittin Dist Unit Number:1 Riyadh 13513-7148
URL	https://halal.gov.sa/home
Email	info@halal.gov.sa
沿革	2018年設立 これまで複数の機関がハラール認証を行っていたが、ハラール認証権限を集約しハラール認証を行う機関として SFDA サウジハラールセンターが設立された。
ロゴ	(旧)  (新) ↓  今後、新規のロゴに移行予定。(現在移行期間)

外国の承認しているハラール認証機関
80以上の外国ハラール認証機関を承認(2025年1月現在) ※製造国の認証機関の認証しか認めないため、該当する分野の認証ができる機関がない場合、近隣の国で可能な機関を探し認証依頼をする必要がある。
承認分野
認証機関ごとに異なる。 ※ISO22000-3に準拠するカテゴリーを採用している。

承認している認証機関

政府系認証機関とは相互承認協定(MRA)を締結、民間の認証機関はSASO(サウジアラビア標準化公団)がGS0(*)基準に適合するハラール認証機関として認証した機関を指名する形で承認している。*GCC標準化機関

地域	国	政府/民間	承認形態	SFDA Saudi Halal Center が承認する認証機関
地域 東南アジア	マレーシア	政府機関	相互承認	JAKIM
	インドネシア	政府機関	相互承認	BPJPH
	シンガポール	政府機関	相互承認	MUIS
	タイ	民間(政府公認)	適合機関	CICOT

	フィリピン	民間（政府公認）	適合機関	Prime Certification And Inspection Asia Pacific Inc
中東地域	UAE	民間（政府公認）	適合機関	- RACS Quality Certificates Issuing Services - SGS Gulf Limited - Cotecna Inspection SA - Dubai Branch - Halal Center Quality Certification LLC - GULFTIC CERTIFICATION LLC - International Halal Certification
		民間	適合機関	- TUV SUD MIDDLE EAST LLC - Pioneers of Quality Systems and Certifications Dubai Branch
	トルコ	民間（政府公認）	適合機関	Halal Center Quality Certification Limited Company
		民間	適合機関	World Halal Trust Certification and Consultancy
日本		民間	適合機関	JIT

サウジアラビアのハラール規格・ガイドライン（GS0 の規格を国家規格に採用）

GS0 2055-1:2015 SFDA. FD/GS0 2055-1	HALAL FOOD - Part 1: General Requirements
GS0 2055-2:2021 SFDA. FD/GS0 2055-2	Halal products - Part 2: General Requirements for Halal Certification Bodies
GS0 2055-3:2021 SFDA. FD/GS0 2055-3	Halal products -Part 3: General Requirements for halal accreditation bodies accrediting halal certification bodies
GS0 2055-4:2021 SFDA. FD/GS0 2055-4	Halal Products- Part 4: Requirements for Halal Cosmetics and Personal care
GS0 2468:2021 SFDA. FD/GS0 2468	Halal food-Management system requirements for transportation of goods and/or cargo chain services
GS0 2469:2021 SFDA. FD/GS0 2469	Halal foods-Management system requirements for warehousing and related activities
GS0 2470:2021	Halal foods - Management system requirements for retailing

SFDA. FD/GSO 2470	
GSO 2578:2021	Halal feedstuff
GSO 2651:2021	Leather - Halal requirements for tanning leather
GSO 2652:2021	Halal Packaging - General Guideline
GSO 2670:2021	Halal products- Usage of animal bone, skin and hair- general guidelines
GSO 2680:2021	Halal medical device - General requirements
GSO 2703:2022	Islamic and Halal principles - Definitions and interpretations on terminology
GSO 2780:2024	Halal profession - General requirements
GSO 2781:2024	Halal Edible Gelatine - Requirements and Test Methods
GSO 2782:2024	Chemicals for use in potable water treatment - Halal requirements
GSO 993:2015	Gulf Technical Regulation Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules

国内事業者向けハラール認証手続きフロー

1. 会社名と活動内容を明記の上、ハラールセンターの E メールにハラール認証依頼を送信する。
2. ハラールセンターは、申請者の書類と申請料の支払い証明書を受領後、ハラールセンターのバックオフィスチームが審査し、申請者の適合性を評価し、その結果をハラールセンターから返信する。
3. 申請資格のあると判断された申請者に対し、ハラールセンターは監査費用を含む契約書を送付し、両者が署名する。
4. 監査チームが申請者の施設を訪問し、施設がハラールの基準に準拠していることを確認する。
5. 最後に、ハラール判定委員会の判定に基づき、承認された申請者にハラール証明書が発行される。

出所：SFDA ウェブサイト

ハラール認証費用：SAR3,750（1,000 米ドル）（2024 年 10 月 Saudi Halal Center 取材結果）

有効期限：有効期限は 1 年（2024 年 10 月 Saudi Halal Center 取材結果）

ハラール研修

GAC※で GSO 基準（サウジアラビア基準）のハラール研修を提供している。詳細は GAC のウェブサイトで確認できる。GSO ハラール基準を学ぶ研修はオンライン（英語）4 時間半で SAR1,500/名。（出所：GAC ウェブサイト）

※GCC Accreditation Center：湾岸 7 カ国の共通基準（GSO）の認定機関。サウジアラビア政府公認の認定機関でハラール認証機関の認定も行っている。日本でも 2 機関が GAC から認定を受けている。

5.8 UAE

- ・ ハラール認証は食肉及び肉加工品について必要で、産業・先端技術省（MoIAT）により認証を受けた認証機関が認証したハラールと畜施設で処理された商品のみ輸入が可能となる。
- ・ 政府は国ごとに認証機関を認定しているため、UAE 向け輸出に際しては、製造国や輸出国を確認する必要がある。
- ・ また、UAE で「ハラール認証」製品を販売する場合、MoIAT（産業・先端技術省）に登録されているハラール認証機関の認証が求められている。登録された国内外のハラール認証機関のリストは MoIAT のウェブサイトで公開されている。
- ・ UAE のハラール認証制度は、国家基準のハラール要件に従ったハラール製品の信頼性を構築することを目的としており、MoIAT に登録されたハラール認証機関は UAE の国家基準を満たした認証を発行するハラール認証機関となる。

所轄機関	産業・先端技術省 MoIAT (Ministry of Industry and Advanced Technology)
政府/民間	政府機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年7月に先端技術担当国務大臣室、ESMA（連邦基準化計測庁）、エネルギー・インフラ省産業部門の3つが合併し、MoIAT が設立された。MoIAT は UAE の製品の基準/規格策定、製品適合性評価機関の認定手続き、産業振興政策など行う。 ・ UAE のハラール製品の規制の実施も担当しており、ハラール認証機関の認定手続きを行う機関でもある。
URL	https://moiat.gov.ae/en/
ロゴ	 <p>UAE 国内でのハラールマークの添付は義務ではない。上記の UAE 統一ハラールロゴ（上記）の使用を希望する場合、MoIAT に登録されているハラール認証機関のハラール認証を取得したうえで、ハラールロゴの使用申請（有料）を MoIAT に行う。</p> <p>【参考】 UAE ハラールマーク発行数（2022年）：7585 食品：6581 化粧品&パーソナルケア製品：1004 出所：MoIAT ウェブサイト (https://moiat.gov.ae/en/programs/halal)</p>

MoIAT に登録されているハラール認証機関

2025年1月現在、国内外で約100機関のハラール認証機関が登録されている。認証機関により承認されているカテゴリが異なることから認証を取得したい製品の認証に対応が可能かどうか確認する必要がある。

※なお、輸入食肉及び肉加工品を除いてハラール認証の義務はない。

<東南アジア>シンガポール/MUIS、タイ/CICOT、フィリピン/Prime Certification And Inspection Asia Pacific、ベトナム/HCA Vietnam

<日本>JHA、JIT

<UAE 国内>RACS Quality Certificates Issuing Services、SGS Gulf Limited、Prime Certification And Inspection、COTECNA INSPECTION S A、GulfTIC Certification、International Halal Certification、HALAL CENTER QUALITY CERTIFICATION

UAE のハラール規格・ガイドライン

UAE. S GSO 2055-1:2015	HALAL FOOD - Part 1: General Requirements
UAE. S GSO 2055-2:2015	Halal products -- Part 2 : General Requirements for Halal Certification Bodies
UAE. S GSO 2055-3:2015	Halal Products - part 3 - Requirements for Halal Accreditation Bodies Accrediting Halal Certification Bodies
UAE. S 2055 - 4	Halal Products- Part 4: Requirements for Cosmetics and Personal care
UAE. S GSO 2468:2015	Halal foods - Management system requirements for transportation of goods and/or cargo chain services
UAE. S GSO 2469:2015	Halal foods - Management system requirements for warehousing and related activities
UAE. S GSO 2470:2015	Halal foods - Management system requirements for retailing
UAE. S 993:2022	Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules
UAE. S 5024: :2018-	Halal Hospitality Services
UAE. S GSO 713	Hygienic Regulations For Poultry Processing Abattoirs And Their Personnel
UAE. S GSO 21	Hygienic Regulations for Food Plants and Their Personnel
UAE. S GSO 9	Labelling of Prepackaged Food Stuffs
UAE. S 192:2019	Additives Permitted for Use in Foodstuffs
UAE. S CAC 192	General Standard for Food Additives
UAE. S MRL 1 :2019	Maximum Residue Limits (MRLs) for Pesticides in agricultural and food products
UAE. S 1016:2017	Microbiological Criteria For Food Stuffs

ハラール管理に関する法規制

- ・ Cabinet Decree No. (10) for 2014 On UAE Regulations for Control on Halal Products
- ・ (本規則の規定は、製品に関する生産およびサービスを含むすべてのハラール製品に適用される。)
- ・ Board of Directors Decision (36) for the year 2014 regarding the national halal mark (ハラールマークの規制)

- Chairman of the Board's Decision No. (37) for the year 2014 on the adoption of the list of registered abattoirs (と畜場の規制)

罰則規定

Cabinet Decree No.10 2014 の第 7 条（手続きと罰則）にて、違反製品に対して発行されたハラール認証の取り消しまたは撤回、および市場からの不適合品の撤去、原産国への返送または破棄の措置が課せられ、その手続きで発生した費用は違反した事業者や機関の負担となると規定されている。また、内容によっては連邦法 2001 年第 28 号およびその改訂法で規定されているより厳しい罰則も適用される。

MoIAT に登録されている UAE のハラール認証機関の事例

機関名	Gulftic Certification LLC
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> MoIAT 登録の民間ハラール認証機関であり、UAE の製品適合性スキームである ECAS および EQM の製品適合性評価機関。 製品適合性評価サービスの対象は、食品だけでなく、化粧品、化学製品、電化製品、IT 関連機器、建設資材など幅広く対応している。 UAE 含む GCC 諸国向けのハラール製品の適合性評価および認証サービスも提供。UAE だけでなく、サウジアラビアでもハラール認証機関として承認されている。
所在地	<p>Office No: G02, UAE Enterprises Building, Airport Road, Garhoud, Dubai, United Arab Emirates.</p> <p><海外拠点></p> <ul style="list-style-type: none"> サウジアラビア、カタール、ヨルダン、エジプト、トルコ、英国、ロシア、中国、パキスタン、インド、フィリピン ハラール認証ではロシア企業の顧客が多く、現在はロシア国内に拠点を設けて対応している。 また、フィリピンでのハラール認証依頼も多いが、認証監査はフィリピンのローカルパートナーに委託している。
URL	https://www.gulftic.com/
Email	info@gulftic.com
沿革	2014 年：ドバイで設立
ロゴ	 <p>また、当機関でハラール認証を取得すると、UAE ハラールロゴの使用申請が可能となる。</p>

参照しているハラール認証の規格・ガイドライン

- ①. 食品 GSO 2055-1:2015 HALAL FOOD - Part 1: General Requirements
- ②. と畜 UAE.S 993:2022 Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules
- ③. 化粧品 GSO 2055-4:2021 Halal Products- Part 4: Requirements for Halal Cosmetics and Personal care
 - 食品と化粧品は GSO の基準が UAE の基準を満たしているため GSO の基準を採用している。一方、と畜の基準は GSO と UAE とは異なるため、UAE 独自の基準を採用。
 - その他、加工食品であれば食品添加物 (UAE192)、食品の残留農薬規定 (UAE MRL1)、食品に含まれる微生物産物の規定 (UAE1016) などが参照される。
 - ハラール認証手続きは ISO17065 の基準を採用している。

ハラール認証手続きフロー

＜申請から認証発行まで＞

1～5 で最短で 21 日、6 カ月以内に手続きが終了しない場合は最初から手続きをやり直す必要がある。

1. 申請
2. 監査費用の支払い (基本的に請求金額の 100%の支払い)
監査に入る前、原材料のハラール性を説明する文書の指導を受けて準備する。
3. 監査ステージ 1 (書類監査)
4. 監査ステージ 2 (実地監査)
5. 監査結果の確認と認証の最終判断/発行

＜認証発行後＞

1. 初年度末頃：サーベイランス監査の実施
2. 2 年目末頃：サーベイランス監査実施)
3. 3 年目、認証有効期限の遅くとも 1 カ月前までに更新申請・監査手続きを行う。

ハラール認証の有効期限：3 年

監査費用について

※UAE 国内の工場監査の場合の標準的な費用

実際には、企業規模、製品数、工場数、その他の関連する状況により費用は異なる。

初回申請での基本費用	13,500 AED
サーベイランス監査費用 (初年度)	5,000 AED
サーベイランス監査費用 (2 年目)	5,000 AED
更新費用 (3 年目) (初回の基本費用の 60%)	8,100 AED

当該認証機関で取得できるハラール認証の範囲

- ・ 食肉・食鳥処理
- ・ 乳製品 (牛乳、チーズ、ヨーグルト)
- ・ 飲料産業 (ジュース、ソフトドリンク)

- ・ スナック菓子（チップス、クラッカー）
- ・ 菓子・チョコレート
- ・ 医薬品・栄養補助食品
- ・ 化粧品・パーソナルケア製品
- ・ 食品原料（小麦粉、砂糖、香辛料）
- ・ レストラン・外食産業
- ・ 食品包装・製造機械

ハラール研修

- ・ ハラール基準に準拠するために、ハラール製造の責任者は正式なハラール研修を受けたことを証明する必要がある。
- ・ GulfTIC は、認証申請企業のために必要なハラール研修を有料で提供している。認証申請企業の担当者 1 名は無料となるなど認証申請企業担当者の受講には若干の費用的な優遇措置がある。その他、MoIAT の承認している認定機関（Emirates International Accreditation Center や GAC など）でもハラール研修を提供している。
- ・ 研修は、ハラールに関する原則や実施についての知識と理解を深めることを目的とした教育プログラムで、食品の生産、準備、取り扱い、認証プロセスなど、ハラール要件のさまざまな側面を取り上げる。

日本企業へのアドバイス

- ・ 中東地域でハラール製品の販売を検討する場合は、ハラール認証を申請する前に、まずは認証取得が必須か確認するとともに、GSO の基準と販売する国の基準を確認することをお勧めする。ハラール認証の基準は、湾岸協力会議（GCC）の規格基準を定める機関 GSO があり、GSO 基準か、独自基準か、それぞれの国ごとに異なる。UAE の場合、GSO 基準が UAE 基準を満たしている場合は GSO を参照し、GSO が UAE の基準を満たさない場合は UAE の基準を採用する傾向がある。
- ・ また、製品の要求事項については、製品の基準（食品、化粧品、医薬品など）、原料の基準（添加物の基準など）、そしてハラール認証の基準があり、それぞれについて事前に確認することをお勧めする。
- ・ そして、販売する国の所轄官庁で手続きに関する規制と要求事項を確認する。UAE の場合は、MoIAT とドバイ市政庁のウェブサイトで確認でき、必要に応じて直接問い合わせもできる。ハラール認証は MoIAT 登録の認証機関がハラール認証を行うので、MoIAT のリストでハラール認証機関を探す。
- ・ ハラール認証機関に認証申請される前に、上記のことを可能な範囲で確認しておく手続きが比較的スムーズにいく場合が多いのでお勧めである。

5.9 トルコ

- ・ ハラール認証は義務ではない。
- ・ ただし、2023 年 6 月 4 日よりトルコ政府が認めているハラール認証以外はトルコ市場では認められない。（法律第 7060 号改訂版）

- ・ また、トルコ政府（HAK）より認定されているカテゴリーのハラール認証のみが認められるため、ハラール認証の有効性については、認定されている認証機関だけでなく、承認されているカテゴリーも確認する必要がある。
- ・ なお、「輸入製品」については、2024年1月1日より施行された「ハラール適合証明書付き製品の輸入に関する規則」により、トルコ国内市場に提供される製品に「ハラール表示、ハラールブランド、ハラールスタンプ、またはハラールである記述」がある場合、そのハラール適合性評価はHAKによって認定（認可）された機関であることが求められるようになっている。

認定機関	ハラール認定機関 Halal Accreditation Agency（HAK） トルコ国内で唯一のハラール評価認定機関
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> - 政府機関：貿易省の関係機関(Affiliated Body of MoT) <p>トルコおよび海外におけるハラール認証の分野専門機関。トルコで唯一、ハラール適合性評価機関を認定する機関。</p> <ul style="list-style-type: none"> - ハラール適合性評価機関の認定はSMIIC※の規格にそって行っている。 <p>※SMIIC（The Standards and Metrology Institute for the Islamic Countries）</p> <p><HAKの主な業務・役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ハラール認定 ● ハラール基準（OIC/SMIIC）研修 ● ハラール品質インフラの分野でトルコを後押し ● ハラールに関する国際協力 <p>注）基準策定や市場の監視はHAKの役割の対象外。</p>
事業内容	<p><サービス・活動内容>認定、研修、国際協力、プロモーション活動</p> <p><認定の分野>製品・サービス分野のハラール認証、ハラールに従事する人材の能力認証、ラボ（ハラール性を試験する検査所）認証、技能試験を実施機関の認証（ハラールコンプライアンスの目的）</p>
所在地	Mustafa Kemal Mahallesi Şehit Öğretmen Şenay Aybüke Yalçın Caddesi (2120.Cadde) No:12 06530 Çankaya/ANKARA
URL	https://english.hak.gov.tr/
Email	info@hak.gov.tr
沿革	2017年11月18日法制度上設立（法律第7060号により） 2019年 認定開始

HAKが認定した認証機関※数 ※Halal Conformity Assessment Body (HCAB)
<p>食品分野：国内外で計54機関（2025年1月7日現在）規格：OIC/SMIIC 1:2019</p> <p>トルコ：計20機関</p> <p>東南アジア：計2機関（LPPOM MUI（インドネシア）、CICOT（タイ））</p> <p>東アジア：計3機関（JHA（日本）、KMF（韓国）、HCS（中国））</p> <p>その他：計25機関（アゼルバイジャン4機関、オランダ4機関、ブラジル3機関、英国3機関、豪州2機関、スペイン2機関、その他11機関）</p> <p>化粧品：国内外で計8機関 規格：OIC/SMIIC 4:2018</p>

トルコ：計 6 機関

東南アジア：計 1 機関（LPPOM MUI（インドネシア））

その他：計 1 機関（パキスタン）

飲食提供サービス：計 3 機関（トルコの機関のみ）

観光サービス：計 4 機関（トルコの機関のみ）

輸送・倉庫サービス：計 1 機関（トルコの機関のみ）

ハラール活動に関わる人材の能力認証：計 3 機関（トルコの機関のみ）

ハラール試験を実施する検査所の認証：計 16 機関（トルコの機関のみ）

*2025 年 1 月 7 日現在 出所：HAK ウェブサイト

トルコのハラール規格・ガイドライン

OIC/SMIIC1:2019	General Requirements for Halal Food
OIC/SMIIC2:2019	Requirements for Bodies Providing Halal Certification
OIC/SMIIC3:2019	Requirements for Halal Accreditation Bodies Accrediting Halal Conformity Assessment Bodies
OIC/SMIIC4:2018	Halal Cosmetics-General Requirements
OIC/SMIIC6:2019	Particular requirements for the application of OIC/SMIIC1 to places where Halal food and beverages are prepared, stored and served
OIC/SMIIC9:2019	Halal Tourism Services-General Requirements
OIC/SMIIC17-1:2020	Halal Supply Chain Management System-Part1: Transportation-General Requirements
OIC/SMIIC17-2:2020	Halal Supply Chain Management System-Part2: Warehousing-General Requirements
OIC/SMIIC17-3:2020	Halal Supply Chain Management System-Part3: Retailing-General Requirements
OIC/SMIIC 18:2021	Halal Quality Management System -Requirements
OIC/SMIIC 22:2021	Halal Edible Gelatine -Requirements and Test Methods
OIC/SMIIC23:2022	Feeding Stuffs for Halal Animals-General Requirements
OIC/SMIIC24:2020	General Requirements for Food Additives and Other Added Chemicals to Halal Food
OIC/SMIIC33:2020	Example of a Certification Scheme for Halal Products
OIC/SMIIC34:2020	General Requirements for Bodies Operating Certification of Persons Involved in the Halal Related Activities
OIC/SMIIC35:2020	General Requirements for the Competence of Laboratories Performing Halal Testing
OIC/SMIIC36:2020	General Requirements of Proficiency Testing for Halal Purposes
OIC/SMIIC37:2022	Halal Products-Usage of Animal Bone, Skin and Hair-General Guidelines
OIC/SMIIC50-1:2022	Halal Pharmaceuticals-Part1-General Requirements
OIC/SMIIC57:2022	Conformity Assessment-General Requirements for the Operation of Various Types of Bodies Performing Halal Inspection

ハラール研修

オンラインでも実施されており、OIC/SMIIC のハラール基準を学ぶことができる。詳細は HAK ウェブサイトで確認できる。基本的にトルコ語による研修となる。

HAK から認定を受けている主なトルコのハラール認証機関

機関名	International Conformity Assessment Service Inc. (TSE GLOBAL)
認定範囲	と畜・食肉加工、常温保存製品の加工、バイオケミカル製品
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> 政府系適合性評価機関、産業技術省傘下で、TSE（トルコ規格院）100%の子会社。石油関連施設や自動車産業などの技術評価認定および検査活動を主におこなっている。 2020年にトルコで最初にハラール適合性評価機関として認定される。 米国向けに ISO17020 と ISO17021 の認定も受けている。 ハラールについては、TSE の次なる認定業務の柱として 2018 年よりハラール認証を開始している。
所在地	Dudullu OSB Mahallesi 3. Cadde, No: 13 34776 Ümraniye - İstanbul / Türkiye <海外拠点> アゼルバイジャン、モルドバ
URL	https://www.tseglobal.com.tr/
Email	kurumsal@tseglobal.com.tr
沿革	<p>2014年：設立（国内市場の需要に対応するだけでなく今後は海外市場にも対応していくために TSE Global は設立された。）</p> <p>2018年：ハラール認証開始</p> <p>2020年：トルコで最初に HAK からハラール認証機関の認定を受ける</p> <p>2021年：HAK 認定のハラール認証業務開始</p>
ロゴ	

認証発行数または社数

2020年に HAK から認定を受けて以降、これまでに約 50 社にハラール認証を行っている。うち、15～20%が海外企業（欧州や拠点のある中央アジアの企業が中心）1社当たりでの認証製品数が多い場合もある。（1つのブランドで 80 製品以上認証を発行、9つのブランドで約 500 製品に認証発行など）

認証の有効期限：3年（ただし、1年に1回サーベイランス監査を実施する。）

認証費用：ハラール認証費用は毎年1回支払いを行う。（まとめてではなく）有効期限3年で3回に分けて支払いを行う。

ハラール認証のための研修について：

- ・ OIC/SMIIC 基準では、ハラール研修は義務となっているので、ハラール認証を受ける製品の企業の担当者は必ず受講する必要がある。
- ・ 参加人数や内容や申請企業によって費用は異なる。

- ・ 研修参加人数には最低 5 名必要。
- ・ これまでの研修はほとんどオンラインだったが、対面も可能。
- ・ 認証申請するかどうかわからない段階でも研修を受けることも可能。言語は英語などトルコ語以外も可能だが、現在までのところ、日本語での研修は行ったことがない。

ムスリム従業員の要求事項について：

- ・ OIC/SMIIC 基準では製造工程で動物の解体の作業を含まないかぎりイスラーム教徒の従業員は必要ない。(ハラールの考え方では、動物解体はイスラーム教徒が行う必要があるとしている。)

日本企業へのアドバイス：

- ・ OIC/SMIIC のハラール基準は、「製品」に対する基準となっている。
- ・ ハラール認証では 2 つのコンセプトが求められる。ハラールだけでなくタイプ（アラビア語で衛生的、清潔という意味）のコンセプトが求められる。少なくとも国際基準 ISO22000 の食品安全管理の基準を満たしている必要がある。
- ・ そして、製品の原材料のハラール性が重要である。イスラーム教の教えにそったハラール原料が求められる。

機関名	Szutest Compliance Assessment Inc. (SZUTEST)
認定範囲	と畜・食肉加工、傷みやすい動物性または植物性製品加工、常温保存製品の加工、食品向け包装資材の製造
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の製品適合性評価機関。 ・ 主要業務は CE 認証（欧州市場向けにリスクがあると判断されている製品の安全性を保証する認証を行っている。食品分野は入っていない。） ・ 主に製造/サービス・ファイナンス・医療分野で対応している。 ・ ハラール認証業務の規模は SZUTEST の中では小規模となる。
所在地	<p>Tatlısu Mahallesi, Akif İnan Sk. No:1, 34774 Ümraniye/İstanbul <拠点> 国内に 5 つの拠点、海外に 10 の代理事務所がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内：イスタンブール（本社）、アンカラ、イズミール、ウシャク、カスタモヌ ・ 海外：ブルガリア、ドイツ、韓国、中国、インドネシア、パキスタン、ロシア、マルタ 等
URL	https://www.szutest.com/ https://www.szutest.com/halal-certification/
Email	info@szutest.com.tr
沿革	<p>2005 年：設立</p> <p>2020 年 12 月に HAK からハラール適合性評価機関の認定を受ける。</p> <p><ハラール適合性評価機関の認定を受けた背景></p>

	過去 10 年間でハラール認証の必要性が増している。ハラール認証は製品の信用につながるため、トルコではハラール認証が今後重要となってくる。
ロゴ	

ハラール認証発行数または社数
2020 年 12 月から現在まで (2024 年 11 月 1 日) 認定を受けた企業は 20 社 9 割は国内企業、1 割が海外企業 (イタリア、エジプト、パキスタンなど)。

監査基準

OIC / SMIC 1: 2019 と ISO の規格とシャリーア (イスラーム法) に準拠しているかどうかで監査を行う。

認証プロセス

健康・衛生・品質・設備においてイスラーム法/教えに準拠しているかどうかの監査を行う。

1. 申請書類の評価
2. 監査の実施(認証監査は 2 段階で実施)
3. 認証プロセスは、主に 3 つのテーマで評価される。(以下)

STEP1:申請書評価

申請事業者の申請書と企業情報を詳細に評価する。(製品、添加物、仕入先の内容確認、アルコール、ノンハラール成分等のチェックを行う) 審査の結果、適切であると評価された事業者は SZUTEST と「認証サービス契約書」を取り交わす。

<申請フォームで記入する内容>

- ・ 会社所在地、担当者名、従業員数、製造工程とライン数 (ハラールに関連するところのみ)、下請け生産がある場合はその情報 (ハラールに関連するところのみ)、海外生産拠点 (ハラールに関連するところのみ)
- ・ 製品リスト (どの製品の認証を受けたいか)
- ・ 製品カテゴリー (C I、II、ISO22000-3 (ガイドライン) に準拠するカテゴリー)

STEP2:監査実施段階

2 段階において事業者の組織情報に沿って計画された期間内に監査が実施される。

監査チームには、イスラーム問題専門家およびハラール監査人が含まれる。OIC/SMIC 基準に準拠したハラール製品を生産する事業者の能力が、現場で監査される。

STEP3:認証手続き

監査に合格した事業者の情報は、イスラーム問題専門家を含む「認証委員会」に提出される。イスラーム教の要求事項や食品安全の要求事項などの手続きが詳細に評価され、不適合事項がすべて正しく解消されていると委員会が判断した場合、「ハラール認証」が発行される。

認証手続きにかかる時間：通常平均して1～2カ月

有効期限：3年（毎年サーベイランス監査が実施される。）

認証費用：（認証費用の目安）費用は従業員数や製品数などにより異なる。従業員規模50名の工場の場合の認証費用は約2,500ユーロ（約420,575円）*ユーロ=168.23円の場合

ハラール認証に関するアドバイザリー業務：

認証機関が行うと利益相反になるためSZUTESTではアドバイザリー業務は行っていない。別の機関でアドバイザリー業務を行っている。

機関名	Food and Necessary Goods Control and Certification Research Association (GİMDES) 食品・必需品の検査と認証の研究協会
認定範囲	食肉、ミルク、卵及び蜂蜜を得るための動物の飼育、作物、穀物類、豆類の農業、常温保存製品の加工、バイオケミカル製品、化粧品（化粧品向け原料含む）
政府/民間	<ul style="list-style-type: none"> 民間：ムスリム消費者のためにハラールかつ健康的な食品を探し、市場と消費者の両方の保証として、それらの製品にハラール証明書を提供することを主な目的としたハラール認証機関。World Halal Councilのメンバーでもある。 <p><ハラール認証以外の活動内容> ハラール国際会議や国際フェアを主催、ハラールワークショップやセミナー、ウェブサイトや定期行物を通じたハラール啓蒙・情報提供活動、国内外のムスリム向けチャリティー、孤児支援および寄付活動、食品科学技術分野の人材教育活動、ハラール認証製品をオンライン上で紹介販売活動 （出所：CIMDESウェブサイト）</p>
代表者	Dr. Huseyin Kâmi Büyükozer (GİMDES President)
所在地	Giyim Sanatkarları İş ve Ticaret Merkezi 2. Ada A Blok Kat:7 No:701 İ.O.S.B. Başakşehir, İSTANBUL /TÜRKİYE 34490
URL	https://www.halalcertificationturkey.com/
Email	elman.necefzade@gimdes.org irtibat@gimdes.org
沿革	2005年：設立 2009年：ハラール認証開始。
ロゴ	 

--	--

認証発行数または社数
GIMDES はこれまでに 1,000 社以上に認証を行っている。現在、500 社近くの認証企業、780 ブランド、2 万種類以上の製品が GIMDES のハラールおよびタイプ（アラビア語で衛生的、清潔という意味）認証を取得。内、99%は国内企業。海外企業は、ロシア、欧州、シンガポール、マレーシアなど。

GIMDES を承認している他国の認証機関

地域	国	政府/民間	GIMDES を承認している認証機関
東南アジア地域	マレーシア	政府	JAKIM
	インドネシア	政府	BPJPH (手続き中 SCHEDULED)
	シンガポール	政府	MUIS
	タイ	民間 (公認)	CICOT
	フィリピン	民間	*輸入品のハラール認証規制なし。 IDCP
	ブルネイ	政府	*輸入品のハラール認証規制なし。 GIMDES の認証は原料のハラール性の確認を受けたうえで受け入れられる。
中東地域	サウジアラビア	政府	なし NA
	UAE	民間 (公認)	なし NA
	トルコ	民間 (公認)	トルコ政府 (HAK) から認定されている。

監査基準

OIC/SMIIC の基準をクリアしたうえで、それよりも厳しい独自の基準を採用している。GIMDES の基準は GIMDES のウェブサイトで開催している。

日本企業へのアドバイス

- ・ 販売する前に販売先の国の消費者の価値観や志向をきちんと確認する必要がある。トルコでは豚肉やアルコール飲料への法規制があり、事前に確認が必要。
- ・ トルコは 9 割がイスラーム教徒で、基本的にハラール製品を消費している。また、ハラール認証について輸入規制があるのできちんと確認したうえで、販売する必要がある。

6. ハラール認証制度の動向

6.1 関連・関係機関・ハラール関連法規制

- ASEAN 主要国および中東・トルコでは、輸入品におけるハラール認証の規制を強化してきている一方、国内市場でのハラール認証の取得、その表示義務化を推進する国はインドネシアだけである。
- サウジアラビア、UAE, トルコは、東南アジアと異なる部分があるため、対象国の承認するハラール認証制度を確認したうえで対応する必要がある。

マレーシア

所轄官庁	ハラール関連規制
<p>JAKIM (マレーシア・イスラーム開発局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ハラールという取引表示を使用することができる製品・サービスを定義。(以下がハラールと表示することができる要件) <ol style="list-style-type: none"> イスラーム法によると畜を経っていない動物由来品を含んでない イスラーム法による不浄なものを含んでない イスラーム法による酩酊をさせるものではない イスラーム法で禁止されている人体由来成分を含んでない 健康を害するものではない イスラーム法による不浄なものに汚染された設備で製造されていない 製造工程で a)や b)の条件を満たしていないものと接触していない また、食品や製品に関するサービス（物流、倉庫、原料加工、食品製品提供、小売りなど）でハラールといった場合は、イスラーム法に従った食品や製品のサービスであることを意味する <p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則に違反し、有罪判決を受けた場合、違反行為を犯した者は 100 万リングット以下の罰金もしくは 3 年以下の懲役、またはその両方が科される。2 回目以降の違反に対しては 500 万リングット以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役、またはその両方が科される。一方、同じ違反を犯した法人に対する罰則は、500 万リングット以下の罰金に処される。 <p>Trade Description(Definition of Halal) Order 2011</p> <ul style="list-style-type: none"> JAKIM または JAKIM State Islamic Religious Council (Jabatan Agama Islam Negeri (JAIN))から認証されておらず、指定のロゴ（以下）を表示していない食品や製品はハラールであるということができない。



	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食品・製品については、JAKIM/MAIN の認証もしくは JAKIM より承認された外国認証機関から認証されたものがハラールと表示できる。JAKIM 承認の外国認証機関の認証を受けた製品はその外国認証機関名を製品に表示させる。 <p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則に違反し、有罪判決を受けた場合、違反行為を犯した者は 10 万リンギット以下の罰金もしくは 3 年以下の懲役、またはその両方が科される。2 回目以降の違反に対しては 250,000 リンギット以下の罰金もしくは 5 年以下の懲役、またはその両方が科される。一方、同じ違反を犯した法人に対する罰則は、25 万リンギット以下の罰金に処される <p>Trade Description (Certification and Marking of Halal) Order 2011</p>
DVS (農業・食糧安全保障省獣医サービス局)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食肉はマレーシアが承認した輸出国のハラール認証が必要。 MAKLUM BALAS MEDIA (DVS, 2023 年 6 月 2 日)

インドネシア

所轄官庁	ハラール関連規制
BPJPH (ハラール製品保証実施機関)	<ul style="list-style-type: none"> 食品飲料、化粧品、医薬品等の対象製品はハラール認証を取得するかハラールでないことを明記しなければならない。ハラール製品保証法 2014 年第 33 号(2014 年 10 月) ハラール認証を取得した製品はハラールラベルの表示が義務付けられるが、「販売が限定される製品 (BtoB 製品)」は表示義務が免除される。政令 2024 年第 42 号(2024 年 10 月)
BPOM (国家医薬品食品監督庁)	<ul style="list-style-type: none"> ハラールでない表示の規制 <ul style="list-style-type: none"> 製品が「豚由来品もしくは豚由来品と製造設備を共有する製品」の場合は、「BPOM 法令 2018 年第 31 号」の規定にある豚のイメージのラベルを使用する。 製品が「アルコール飲料」の場合は、「BPOM 長官令 2016 年第 14 号」の規定にあるようにアルコール飲料名とアルコール度数と「21 歳未満または妊娠中の女性の飲酒は禁止」の文言を表示する。 その他の製品はそれぞれの所轄官庁 (加工食品の場合は BPOM) に相談のうえ、対応する。
BPJPH	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラールかハラールでないか明確にしていない事業者に対しては以下の罰則が科せられる。

	<ul style="list-style-type: none"> - レターによる警告（法令順守を促すレター） - 製品の回収 <ul style="list-style-type: none"> ・ ハラル認証取得に違反があった場合は違反レベルにより罰則が決定され、段階的に実施される <ul style="list-style-type: none"> - レターによる警告、罰金（最大 20 億ルピア）、認証取り消し、製品の回収 <p>政令 2024 年第 42 号(2024 年 10 月)</p>
--	---

シンガポール

所轄官庁	ハラル関連規制
MUIS（シンガポール・イスラム宗教評議会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ イスラム法管理法（AMLA）に基づき、MUIS がシンガポールにおけるハラル認証を発行する唯一の法的権限を有している。 <p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MUIS の許可なくハラル認証を発行したり、特定のハラル認証マークや偽造の模倣マークを使用したりした人は違反により有罪となった場合、1 万ドル以下の罰金もしくは 12 カ月以下の禁固刑、またはその両方が科される。AMLA 第 88A 条 (5) ・ 要求事項に反する認証取得者に対して、MUIS は認証の停止や取り消しを行うことができる。MUIS ハラル認証条件 8.7

タイ

所轄官庁	ハラル関連規制
CICOT（タイ国中央イスラム委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハラル認証製品を製造するために使用する輸入ハラル原材料の認証は CICOT 承認のハラル認証である必要がある。 <p>Announcement of Halal Affaires Department, CICOT No. 4/2021</p> <p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CICOT ハラル担当部門は重大な損害や影響を与える問題が発生した場合やハラル認証の要求事項に従わない状況が発生した場合、ハラル認証者の取り消しを行う。 <p>CICOT Regulations and Conditions (R-CICOT-01/2023 年 2 月 22 日)</p>

フィリピン

所轄官庁	ハラル関連規制
PAB（貿易産業省フィリピン認定局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィリピンから輸出されるハラル認証製品の認証は PAB に認定を受けた認証機関でなければならない。 <p>共和国法第 10817 号/Republic Act 10817 (2016 年 5 月)</p>
PAB 等	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正取引法、消費者保護法、著作権法、およびそれらの施行規則・命令、ならびに規制・基準設定機関の憲章の関連規定などにより

	<p>ハラールロゴの違反の際に適用され罰金やその他の罰則が科せられる可能性がある。</p> <p>共和国法第 10817 号/Republic Act 10817 (2016 年 5 月)</p>
--	--

ブルネイ

所轄官庁	ハラール関連規制
HFCD (宗務省イスラーム法務局ハラール食品管理部門) /MUIB (ブルネイ・イスラーム宗教委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 「国内の飲食店・給食施設と国内の食品製造業（内服薬、サプリメントの製造業含む）」はハラール認証申請が義務となっている。 <p>Halal Certificate and Label Order Amendment2017</p>
DAA(農業・農産品局) HFCD/MUIB	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食肉はブルネイ政府から承認されたハラール施設でと畜されなければならない。 Halal Meat Act, Chapter 183/1999 Revised 2016
HFCD	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハラール証明書またはハラール許可証を申請しない者は違反となり、有罪判決を受けた場合、8,000BND を超えない罰金、2 年を超えない期間の禁固刑、またはその両方が科され、継続的な違反の場合は、有罪判決後も違反が継続する 1 日ごとに 100BND を超えない罰金が科される。 <p>Halal Certificate and Label Order Amendment2017</p>

サウジアラビア

所轄官庁	ハラール関連規制
SFDA Saudi Halal Center	<ul style="list-style-type: none"> 輸入される食肉、加工肉、肉由来成分の入った製品もしくは入っている可能性のある製品、そしてハラールと表示する食品については全て SFDA Saudi Halal Center が承認した認証機関のハラール認証である必要がある。 <p>SFDA 通達 No.10130/C(2024 年 4 月 11 日)</p>
SFDA Saudi Halal Center	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反した場合は法的な措置が取られる。 <p>SFDA 通達 No.10130/C(2024 年 4 月 11 日)</p>

UAE

国	所轄官庁	ハラール関連規制

UAE	MOCCAЕ (気候変動・環境省)	<ul style="list-style-type: none"> 輸入食肉については MOCCAЕ により承認を受けたハラールと畜施設で承認を受けた食肉カテゴリーのみ輸入が可能。 <p>MOCCAЕ ウェブサイト</p>
	MoIAT (産業・先端技術省)	<p>ハラール管理に関する法規制</p> <ul style="list-style-type: none"> Cabinet Decree No. (10) for 2014 On UAE Regulations for Control on Halal Products (本規則の規定は、製品に関する生産およびサービスを含むすべてのハラール製品に適用される。) Board of Directors Decision (36) for the year 2014 regarding the national halal mark (ハラールマークの規制) Chairman of the Board's Decision No. (37) for the year 2014 on the adoption of the list of registered abattoirs (と畜場の規制)
	MoIAT	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 違反製品に対して発行されたハラール認証の取り消しまたは撤回、および市場からの不適合品の撤去、原産国への返送または破棄の措置が課せられ、その手続きで発生した費用は違反した事業者や機関の負担となると規定されている。また、内容によっては連邦法 2001 年第 28 号およびその改訂法で規定されているより厳しい罰則も適用される。 <p>Cabinet Decree No.10 2014</p>

トルコ

所轄官庁	ハラール関連規制
-HAK (貿易省の関連機関) -貿易省	<ul style="list-style-type: none"> トルコ国内で販売されるハラール製品の認証は HAK が認定したハラール認証機関によるものでなければならない。 <p>法律第 7060 号改訂版(2023 年 6 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> HAK が認定した認証機関のリストは税関と共有され、トルコに輸入される製品のハラール認証も同様の規制を受ける。 <p>ハラール適合認証製品の輸入に関する規則(2023 年 4 月発行 2024 年 1 月施行)</p>
HAK	<p>【罰則規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税関検査で製品包装にハラールロゴや文言が検出された場合、税関はさらなる評価のためにそれを HAK に報告する。 不適合とみなされた製品は、原産地へ返送されるか、第三国へ輸送されるか、所有者の費用負担で破棄される。 <p>ハラール適合認証製品の輸入に関する規則(2023 年 4 月発行 2024 年 1 月施行)</p>

6.2 最近の動向

相互承認締結状況

ハラール認証は国ごとに認証機関ごとに異なるが、相互承認もしくはMOUなどにより、双方の認証を認めることで世界的に普及が進んでいる。特にイスラーム教徒が多数派である各国は「輸入品」に対するハラール認証の監視体制を強化する方向性にあり、ハラール認証製品として販売する場合は対象市場/国で承認されたハラール認証かどうか確認が必要である。

ASEAN 諸国の相互承認状況

- JAKIM（マレーシア）、BPJPH（インドネシア）、MUIS（シンガポール）、CICOT（タイ）の4機関はいずれも他の3機関と相互承認状況となっており、その他世界各国の民間の認証機関を承認している。（概ね世界50カ国、100機関ほどがこの4機関に承認申請を行っている。）
- MUIB/HFCD（ブルネイ）は海外のハラール認証機関の承認は行っていないが、海外の認証機関の規制も課していない。なお、2024年12月のHFCDへの直接取材では、MUIBはJAKIM、MUIS、BPJPHが発行するハラール認証を承認しており、これらの認証は概ね受け入れられるものと見なしているとコメントしている。
- フィリピン貿易産業省PABはMoIATの承認する認定機関となっており、PAB認定の認証機関のハラール認証はUAEで承認される。また、国内の民間独立系認証機関ではJAKIM、BPJPH、MUIS、CICOTとそれぞれ直接相互承認手続きを行い、認証機関独自の認証を東南アジアの隣国で受け入れられる体制を整え、それ以外の地域についても、ローカルパートナー（ハラール認証機関や製品適合性評価機関など）との連携により、顧客企業の要望に応じて世界各国の認証手続きが可能な体制を整えているところもある。各国で承認されているフィリピン認証機関は各国の承認認証機関リストで確認ができる。海外の主要政府系ハラール認証機関に承認されているフィリピンのハラール認証機関はIDCP、HDIP、HICCIP、Prime Certificationなどがある。

表 26 ASEAN 諸国の相互承認状況

国	認証機関	領域別認証機関		海外認証機関
		国内	輸入/海外	承認状況
マレーシア	JAKIM	同左	JAKIM または JAKIM 承認海外機関	88 機関/49 カ国
インドネシア	BPJPH	同左	BPJPH または BPJPH 承認海外機関	137 機関/46 カ国 *手続き中含
シンガポール	MUIS	同左	MUIS 承認海外認証機関	101 機関/48 カ国
タイ	CICOT	同左	CICOT 承認海外認証機関	146 機関/52 カ国
フィリピン	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
ブルネイ	MUIB/ HFCD	同左	海外のと畜施設は MUIB/HFCD、 その他の製品は規制なし	規制なし

（出所）各種調査を基に矢野経済研究所作成

中東地域・トルコの相互承認状況

- サウジアラビアの承認する海外ハラール認証機関については、民間の認証機関（CICOT など）はサウジアラビア国家基準（GSO 基準）の適合機関として承認し、政府系認証機関（JAKIM、BPJPH、MUIS など）については政府間の MOU による相互承認合意で承認している。
- UAE では、国内外の認証機関で UAE 国家基準認定をうけた認証機関を承認し、MoIAT 登録リストに掲載している。なお、UAE 国内のハラール認証機関の中には各機関の判断で直接 BPJPH（インドネシア）に相互承認申請を行っているところがある（GULFTIC, HCQC, IHC の 3 機関、BPJH ウェブサイト情報）。さらに、MoIAT のハラール認証機関の要求事項の変更により、2025 年 12 月末を期限とした再登録手続きが求められているハラール認証機関が多いことから、来年（2026 年）以降登録ハラール認証機関が変更となる可能性がある。今年から来年にかけて UAE 向けにハラール認証の取得を検討しているところは、2026 年以降も有効なハラール認証かどうかハラール認証機関に確認したうえで手続きをすることをお勧めする。
- トルコは認定制度によりハラール認証機関を規制しているが、政府機関は事業者のハラール認証発行手続きには関与しない。また、UAE のような国家統一ハラールマークもなく、認証機関はそれぞれ異なるハラール証明書とハラールマークを発行する。トルコ政府のハラール認定機関（HAK）が直接国内外の認証機関で申請があったところをトルコ国家基準認定（OIC/SMIIC 基準）で承認する。一方、トルコ国内のハラール認証機関の中には ASEAN 主要国の政府系ハラール認証機関に各認証機関の判断で直接相互承認申請をしているところがある。例えばトルコの GIMDES, KASCERT の 2 機関は JAKIM に承認されており、マレーシア向けにトルコ製品で GMIDES もしくは KASCERT のハラール認証は承認される状況となっている。一方、JAKIM 認証もこのトルコの 2 機関のいずれかの認証を使用する手続きをすることでハラール認証製品としてトルコへ輸出することが可能となると想定される。

表 27 中東諸国・トルコの相互承認状況

国	認証機関	領域別認証機関		海外認証機関
		国内	輸入/海外	承認状況
サウジアラビア	SFDA Saudi Halal Center	同左	SFDA Saudi Halal Center 承認認証機関	約 80 機関
UAE	MoIAT 承認認証機関	同左	同左	国内外で約 100 機関 (内、1 割弱が UAE 国内の機関)
トルコ	HAK 認定承認認証機関	同左	同左	国内外で約 70 機関 (内、約半数がトルコ国内の機関)

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

6.2-1 政府機関のインセンティブ（マレーシア）

国の投誘致政策に、ハラール工業団地が組み込まれており、マレーシアのハラール認証製品製造に従事する事業者向けの優遇措置がある。

A. ハラル食品生産に対する優遇措置

ハラル食品製造に出資して、MS1500:2019 に準拠した、JAKIM ハラル認証を既に取得している企業は、5 年間に発生した適格資本的支出の 100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。この控除で各賦課年度の法定所得の 100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

B. ハラル工業団地運営者に対する優遇措置

ハラル工業団地への投資を増やすため、ハラル工業団地運営企業は、下記の優遇措置の対象となる。

10 年間の法定所得の 100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の 7 連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。5 年以内に発生した適格資本的支出の 100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の 100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

C. ハラル産業従事者に対する優遇措置

指定されたハラル工業団地におけるプロジェクトの実施を申し出た企業は、下記の優遇措置の対象となる。

5 年以内に発生した適格資本的支出 100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の 100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。または、奨励されたハラル製品の開発と製造に使用される原材料に対する輸入税と販売税の免除。HACCP、GMP、コーデックス委員会 (FAO と WHO による食品規格ガイドライン)、衛生標準作業手順などの国際品質基準と、養豚肉の食品トレーサビリティなど輸出市場向け規制への準拠のために要した支出に対する二重控除。

D. ハラル物流管理企業に対する優遇措置

マレーシアにおけるハラル産業およびハラルのサプライチェーンを促進するため、ハラル製品の物流管理企業には下記の優遇措置が与えられる。

5 年間にわたる法定所得の 100%に対する免税措置。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の 7 連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

5 年以内に発生した適格資本的支出の 100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の 100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

出所：MIDA | Malaysian Investment Development Authority (マレーシア投資開発庁)

6. 2-2 ハラール活用に向けた促進策（マレーシア）

マレーシアのハラール産業振興を担う政府系ハラール開発公社（HDC）が開発する「ハラール・マレーシア（HALMAS）」認定のハラール工業団地は、HDCによる以下のような独自の優遇措置が適用される。

- ・ 10年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除、もしくは、輸出売上高に対する5年間の所得税免税
- ・ ハラール製品の開発や製造に使用される原材料の輸入関税と売上税の免除
- ・ HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）、適正製造規範（GMP：Good Manufacturing Practice）、コーデックスなど、国際的な食品衛生管理や品質管理の規格・基準の取得、輸出先の輸入規制への対応にかかる支出に対する二重控除

マレーシア国内には、ペナン、ペラ、ジョホールなど10州に、HDCの要件を満たす「ハラール・マレーシア（HALMAS）」認定を受けたハラール工業団地が14カ所あり、315社が入居している。

HDCによると、マレーシアは他国と比較して自然災害が少なく、東南アジアの中心に位置するため、国内での製造販売のみならず、インドネシアやタイ、シンガポールなど近隣国へのハラール製品の輸出にメリットがあるという。また、マレーシアをハラールハブとして位置づけ、アラブ首長国連邦（UAE）などムスリム人口の多い中東諸国へ輸出する動きもみられる。ハラール工業団地は、安定した電力と上下水道の供給などインフラ環境も整備されている。

7. ハラール能力証明/研修の要求事項

表 28 ハラール研修概要（ASEAN 諸国）

国	要求事項	研修提供機関・費用事例
マレーシア	3年に1回研修の受講が必要。 (JAKIM 要求事項)	JAKIM 承認の研修機関 RM 210～3000/名
インドネシア	ハラールスーパーバイザーはハラール管理能力証明として研修と証明書（4年有効）が必要。 (BPJPH 要求事項)	BPJPH 承認の研修機関 Rp.250万～590万/名
シンガポール	ハラール能力証明書（HCA）（5年間有効）の保有が義務付けられている。 (MUIS 要求事項)	Warees Halal Limited（MUIS 子会社） SGD 100～525/名
タイ	ハラール認証手続きの中にハラール研修が組み込まれている。	CICOT THB 20,000（30～40名）
フィリピン	認証機関別の規定による。	認証機関
ブルネイ	と畜認証では HFCD が実施する筆記試験および実技試験の受	HFCD のと畜認証費用例 年間費用：BND10/名

	<p>験が義務付けられている。 (HFCD 資料 2024 年 12 月)</p> <p>その他、製造業向けのハラール 研修は 2022 年より毎年、年 4 回開催している「Halal Compliance Workshop」など。</p>	
--	--	--

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

表 29 ハラール研修概要 (中東諸国・トルコ)

国	要求事項/規格・ガイドライン	研修提供機関・費用
サウジアラビア	ハラール能力証明の手段として 研修がある。	SFDA サウジハラールセンター GAC (認定機関) SAR1,500/名
UAE	ハラール基準に準拠するため に、ハラール製造の責任者は正 式なハラール研修を受けたこと を証明する必要がある。 (Gulftic Certification ヒアリ ング 2024 年 11 月)	認証機関 EIAC、GAC など (認定機関)
トルコ	OIC/SMIIC の基準で、ハラール 研修は義務となっている。ハラール 認証を受ける製品の企業の 担当者は必ず受講する必要が ある。(TSE Global ヒアリング 2024 年 10 月)	認証機関 HAK (認定機関)

(出所) 各種調査を基に矢野経済研究所作成

8. 日本企業の事例紹介

8.1 オタフクソースマレーシア

企業名	OTAFUKU SAUCE MALAYSIA SDN. BHD.
代表者	河野聖人
所在地	No. 61, Jalan 5/KU6, Kawasan Perindustrian Sungai Puloh, 42100 Klang, Selangor.
設立年	2016年4月
事業規模	従業員数 27名（うち出向者4人） 資本金 3,620万リンギット 売上高 1,250万リンギット
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> - お好みソース、焼そばソース、たこ焼ソースなどハラール調味料の製造・販売・輸出 - お好みソースだけでなく、寿司をはじめとした日本食に使用する様々な調味料の開発・製造・販売を行っている。マレーシアの事業では、飲食業界向けに開発するPB製品の調味料も行っている。
WEB	https://www.otafukusauce.com/e/
SNS	https://www.facebook.com/otafukusaucemalaysia/ https://www.instagram.com/otafuku_sauce_malaysia/
問い合わせ	sales@otafukusauce.com.my
ハラール認証	JAKIM (HALAL MS1500 1 028 - 12/2016)
その他の認証	HACCP, MeSTI
輸出先	インドネシア、中東、日本、フィリピン、香港、シンガポールなど (約80%がインドネシア向け)
ハラール認証製品の特長	<ul style="list-style-type: none"> - 販売チャネル：レストラン向けが90% スーパーなどで売られている商品のほかに、飲食店で使用されているPB製品を製造しており、飲食店からサンプル・レシピをもらうなどし商品開発を行っている。 - 販売国・地域：マレーシア、インドネシアが中心
ハラール認証の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> - 最初にハラール認証を取得した年：2017年3月 - ハラール専用工場（当社工場で製造する製品は全てハラール認証の取得が可能だが、顧客の要望で認証の取得をあえてしない製品もある。） - ハラール管理体制：毎年監査が実施されるため、ハラールエグゼクティブ（マレーシアのムスリム担当者）が対応している。 - 約100製品でハラール認証を取得している。

1. ハラル認証を取得した背景・きっかけ

従来からムスリム消費者が食べられない日本食品が多いという状況があった中、金融機関からの紹介で、ハラル認証の回転すしチェーンの運営会社であるテクスケム・リソーイズと合弁会社を設立し、寿司関係の調味料を供給できるシナジー効果も期待できることからマレーシアに進出しハラル認証を取得することになった。

2. ハラル認証手続き

- ハラル認証の取り組みでは合弁パートナー企業のハラル管理チームからも支援を受ける。
- ハラル認証を取得するには、通常半年から1年の期間を要する。3カ月の稼働実績の後に申請を行い、その後、認証機関による書類審査と現場審査を受け承認後に認定となり、ハラル認定証やハラルマークが付与される。
- 2016年11月にお好みソースなど16品目の認証申請を開始。
- マレーシア人スタッフが中心となり不備の無いマレー語の申請文書の作成や、監査への適切な対応、綿密なハラル認証機関との折衝を行う。滞りなく手続きを進めるためには重要な対応である。
- また、日本の担当者によりハラル認証機関に2度のプレゼンを行った。企業概要、ハラル市場進出の目的の説明や、お好み焼きをはじめとする実際のメニューの試食を行うことで、認証機関の信頼を得た。
- ハラル認証の申請が集中しているため、認証取得には時間がかかりがちだが、社員が一致団結して対応した結果、工場稼働から約6か月後、無事にハラル認証が取得できた。

3. ハラル認証での課題、苦労している点

○原料

日本で製造した商品ではムスリム市場での流通が難しい。厳格なムスリムに安心して使用してもらうためには、「ハラル認証」を取得する必要がある、そのためには原材料から見直す必要があった。他にも、お好みソースにふさわしいデーツの探索、新しい原材料がハラル認証を得ているかの確認、旨味を出すための原材料の配合について試行錯誤した。旨味は、肉系原材料などは使用できないため、代わりに、魚介系の旨味を中心にいくつもの原材料を組み合わせることで味を近づけた。日本と同じお好みソースの味ながら、マレーシア人の嗜好も加味して出来上がったソースは甘めのお好みソースとなった。

日本で製造している商品は、お好みソースでいえば40～50種類ほどの原料が使われているが、ハラルタイプの商品はハラル原料の制限もあり30種類以下の原料で製造されている。

4. 現在のハラル認証の状況

- ハラル製品製造：JAKIMの承認を受けているハラル製造工場にて製品を製造している。当工場にて製造した製品は申請すればJAKIMハラル認証を取得できる。現在約100製品がJAKIMのハラル認証を取得している。

- ハラル管理体制：毎年監査が実施されるため、ハラルエグゼクティブが対応している。ハラルエグゼクティブは、マレーシア人のムスリムでハラル品質管理の経験がある中途採用の社員である。
- ハラル認証の更新頻度：2年に1回更新
- ハラル認証手続きにかかる時間：通常2～3カ月かかる。政府の指針では30日以内となっているが現状それより時間がかかる。監査結果の判断をする会議が1カ月に1回開催されており、この会議のタイミングを逃すと時間がかかる。また、担当する監査員によっても更新手続きにかかる時間が異なる。
- ハラル認証の費用：更新費用は更新1回当たりRM800/回

5. ハラル認証を取得したことによる効果・メリット

- 以前に比べると、ハラルに対する目が厳しくなってきたと感じている。マレーシアの外食産業では、ハラル認証の製品を最初から使用したいというニーズがある。ハラル認証を取っていないレストランにおいても、ハラル認証製品だと安心感があるということで、ハラル製品のニーズがある。
- マレーシアでは日系流通チェーンやコンビニのデリカは概ねハラル対応されており、ハラル調味料のニーズがある。
- お好みソースがハラル認証を取得したことで、ソースも含めてハラルのお好み焼きを楽しめるようになった。あるスーパーマーケットでは、30店舗以上で、惣菜としてお好み焼きが販売され、大ヒットメニューになっている。
- また、このハラル認証を契機に、現地のローカルな食文化に合わせた調味料開発にも注力していく道筋ができた。

6. 中東地域におけるハラル製品戦略について

- ドバイには3年前から主にレストラン向けにローカルの輸入卸売業者を通じて製品を販売している。日本の取引先である商社から中東向けの販売先（輸入卸売業者）の紹介を受けた。また、その卸売業者を通じて、サウジアラビアにも当社の製品が販売されていると聞いている。製品はマレーシアで販売しているものをそのまま輸出しており、外食産業が主な販売先である。
- 当社は、末端の顧客に、直接、製品の使用方法を伝えるきめ細かい指導を営業方針としている。そのため、海外拠点（マレーシア）から出張ベースで対応可能な範囲に営業地域が限定される。
- 2024年はUAEのドバイで開催されるガルフード（Gulfood）に出展し、2025年もブースを出す予定である。展示会の参加により末端顧客との接点を期待している。今後は、NBだけでなくPB製品事業も拡大していくため、セールスエージェントとも契約し、中東市場を開拓していく。
- 市場で流通している製品がハラルであることが当然の中東地域では、ハラル性を保証するハラル認証そのものに対する関心は高くないが、ローカルの輸入業者にとっては「原料のリスクがない（豚由来成分や酒類が含まれない等）」という意味で取り扱うにあたって安

心感を与えるのに役立つと考えられる。UAE では、韓国のコチュジャンにアルコール成分が入っていたため、輸入できず、韓国に送り返されたと聞いており、中東の輸入業者にとってはハラール原料で製造されたことを保証するハラール認証があると安心して取り扱いができる。

- 一方、サウジアラビアでは、認証の更新のたびに登録申請が必要なハラール認証は、輸入手続きに時間を取るため、認証を外すよう輸入業者から要請があった。
- 当社のマレーシア工場は JAKIM からハラール認証を取得できるハラール原料のみを使用する工場のため、ハラール認証の有無にかかわらず、中東の輸入業者にとって「リスクのある原料がない製品」として安心して当社の製品を購入できる。

8.2 ビアードパパ運営シンガポール法人

企業名	MUGINOHO GLOBAL PTE. LTD. (DAY TO LIFE ホールディングスの 100%子会社)
所在地	Level 2 No. 16 Wan Lee Road Singapore 627946
設立年	2014年4月
事業規模	従業員数 130名 売上高 2000万SGD
事業内容	海外事業統括拠点 1) 海外のFCパートナーへの営業支援、トレーニング等 2) 海外のビアードパパの直営店展開 3) 海外向け冷凍生地製造と輸出（海外FCパートナー向け） 4) 海外における新規事業開発 2022年にリヴ・ゴーシュ・パティスリー（ケーキの製造販売）の事業譲渡を受け、シンガポール国内で事業展開。
WEB	https://beardpapa.global/
ハラール認証	MUIS PRODUCT SCHEME
その他の認証	ISO 22000
輸出先	11カ国・地域 マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、中国、香港、台湾、韓国、スリランカ、米国
ハラール認証製品・サービス	- ビアードパパの世界各国の店舗向けシュークリーム製品の原料が MUIS ハラール認証を受けている。 - シンガポールの店舗については現在取得を検討中。 ※ビアードパパの概要 シュークリーム専門店チェーン 主要購買層：ファミリー層

	製品の価格帯：200～300円 ※各国の物価に合わせる
ハラール認証の取り組み・体制	<ul style="list-style-type: none"> - 最初にハラール認証を取得した年：2016年 - 認証を取得している製品は生地とカスタード、その他、別フロア（ハラール認証製品とは接触しない環境）でハラール認証を取得していないケーキを製造している。 - 建物の2階フロアでハラール認証製品の製造を行い、3階フロアでケーキ（アルコール含む）を製造している。なお、当該工場は生地の製造を500万個/月、一方ケーキの製造は2万個/月で、生地の製造がメインの工場である。 -

1. ハラール認証を取得した背景・きっかけ

2014年以前は、日本から直接原料を輸出していた。2014年にシンガポールの製造拠点を開設したことで、需要が大きかったインドネシアやマレーシア向けに、ハラール認証が必要となったため、ハラール認証取得することになった。シンガポールは東南アジア各国の顧客と近く、製造拠点としてFCパートナーからの評価も高い（特に品質面でのブランド力がある）。また、関税や法人税が抑えられるメリットもある。

2. ハラール認証での課題、苦労している点

○原料
日本の原材料はハラール対応されていないことが多く、ハラール認証では使用できない原料が多い。ハラール認証のためには新たな調達先を見つける必要があるところの負担は大きい。生地は問題ないが、クリーム向けのハラール原料の調達は容易ではない。
また、イスラーム教で豚とアルコール飲料の使用が禁止されていること以外に、原料の使用では細かい要求事項がある。例えば、上白糖の漂白に使用される骨がハラールでない場合はこの上白糖はハラール原料として使用できない。このような原料の要求事項はハラール認証に取り組む以前にはわからなかった内容である。その他、ゼラチンの由来やエタノールの含有量など複雑な規定には苦労した。

○その他
情報が不足していたため、最初にハラール認証に取り組んだ際は手間と時間がかかった。最初のハラール認証手続きでは準備からハラール認証取得までに10カ月ほど時間を要した。基本的に自ら動いて関係機関などに確認していく必要があるが、シンガポールではジェトロや大使館に相談でき、問題解決のためにMUISの担当者を紹介してもらったこともある。

3. 現在のハラール認証の状況

○ハラール製品製造：生地とカスタードでハラール認証取得。現在、シンガポールの店舗での取得も検討中。

○ハラール管理体制：ハラール品質管理はムスリム従業員が1名（ハラール認証の要求事項）、ハラール管理担当者は日本人担当者が1名、会社としては、2名のムスリム従業員を雇用（ハラール認証の要求事項）

シンガポールのハラール認証機関/MUIS は最近ハラール認証取得している企業・工場に対して細かく管理指導するようになってきている。最近、ハラール管理者と品質管理の担当者には能力テストを課すようになった。

- ハラール認証の更新頻度：毎年更新
- ハラール認証の費用：認証更新費用：SGD600
- その他、MUIS にネットワークのあるエージェントから手続きにおける支援を受けている。費用は更新当たり SGD1000

4. ハラール認証を取得したことによる効果・メリット

- 売上が上がる効果が期待される。現在、シンガポールでは店舗のハラール認証取得を検討している。ローカルの関係者からの話ではハラール認証を取得して売上が二桁で伸びた店舗もあるとのことである。ハラール認証を取得すると、限られたハラール認証の店舗をもとめてムスリム顧客が増え、多くの場合、複数人で来店するため、来店客数が増えることが期待される。

5. ハラール製品戦略について

- 日本と同等の品質と味を広めることを目指している。その中で、東南アジアは当社にとって有望な市場であり、イスラーム教徒が多いことからハラール認証を取得することで多くの顧客を獲得でき売上が伸びることができると考えている。
- 中東については、ドバイに FC パートナーが出店したが、複数店舗の展開がうまくいかず、現在撤退している。新たな FC パートナーが見つければ再進出の可能性もある。

8.3 日系食品メーカーA

製造拠点	Melaka, Malaysia
設立年	2009年
事業内容	調味料の製造・販売
ハラール認証	JAKIM
その他の認証	FSSC 22000、HACCP
輸出先	シンガポール、ブルネイ、南西アジア諸国
ハラール認証製品の 特長	<ul style="list-style-type: none"> - 主要購買層：都市部の中間所得層 - 販売チャネル：小売、オンライン、HORECA 等 - 販売国・地域：マレーシア、シンガポール、ブルネイ、南西アジア諸国
ハラール認証の取り 組み	<ul style="list-style-type: none"> - 最初にハラール認証を取得した年：2010年 - ハラール工業団地にてハラール産業開発公社（HDC）の支援を受け、工場及びハラール認証を取得。 -

1. ハラル認証を取得した背景・きっかけ

ムスリム消費市場を成長市場、有望市場ととらえ、売上を伸ばしていくためグループとして取り組むことにした。また、企業理念「世界の食と健康に貢献する」を実践するためにムスリム消費者に食の安全性を保証できるハラル認証を取得した。

2. ハラル認証での課題、苦労している点

○原料

最終製品に大きく影響するのが原料である。日本では、イスラーム教で禁止されている豚由来原料や酒由来原料を無制限に使用できる中で商品開発がされるため、日本で開発された食品をハラル原料だけで日本と同じ味を再現するのは容易ではないことが多い。

また、認証機関によって基準や手続きなどが異なる中で、都度、使用する原料を検討調整する企業努力が求められる。

○製品デザイン・表示

パッケージのデザインにおいても、ハラルの規制がある。日本で問題ないデザインでもハラルでは使用できないケースもあり、認証機関に相談し許可を得ながら対応する必要がある。

○その他

イスラーム教の考え方や背景、言葉や文化など日本とは異なることが多いため、配慮しながら対応するための時間と労力を要する。

3. 現在のハラル認証の状況

- ハラル製品製造：ハラル団地で製造しているため、製品は全て JAKIM ハラル認証を取得している。
- ハラル管理体制：ムスリムの従業員が担当。社内には、ハラルを管理するコミッティ（委員会）を設置している。また、マレーシア国家サポート（JAKIM の支援）があり、都度必要に応じてハラルに関する相談を行っている。
- ハラル認証の更新頻度：2年に1回更新
- ハラル認証の費用：認証費用：RM 2,000（2年間で）、手続き費用：RM20/回、研修費用：RM150～300/名

4. ハラル認証を取得したことによる効果・メリット

- 中東や東南アジアなどのイスラーム教徒の多い市場向けに営業がしやすくなった。
- 日系を含む非ムスリム国産ブランド製品の場合、ハラル認証を取得することでムスリム消費者に安心感を与える効果がある。
- MIHAS（マレーシア国際ハラル展示会）でもアンワル首相自身でハラル製品は健康的な製品であると宣伝していることから、ハラル認証製品は健康によいというイメージを浸透させようとしており、世界的な食品分野における健康志向が追い風となる可能性がある。

5. 中東地域におけるハラール製品戦略について

- ムスリム消費者の市場である中東地域ではハラール製品であることが必須となる。
- 但し、中東におけるハラール認証は輸入時にハラール認証が成されるため、国内に流通している商品は全てハラールという認識になっており、認証ロゴの効果については要検証。
- ハラールロゴについては、大半のムスリム消費者の間においてこだわりはないと想定されるが、認知度の低い日系食品の場合、ハラール認証を取得しハラールロゴを添付することで現地のムスリム消費者に安心感を与えることができると想定される。また、敬虔なムスリム信者の場合はより権威あるハラール認証を求める可能性もある。
- 市場に近い製造拠点の方が輸送時間とコストを抑えることができるという意味で、マレーシアは中東地域向け輸出拠点として有望である。また、マレーシア政府がハラール認証システム構築に協力している背景から、今後政策的に支援や優遇政策が出てくる可能性がある。
- ハラール食品求められる中東地域で、「ラーメン」や「すし」などの日本食の認知度が少しずつ向上している。日本食の普及は、日系の食品の需要を後押し、中東地域への輸出拡大の後押しとなると想定される。

9. 東南アジアから中東地域への輸出拡大のための要件

9.1 東南アジアから中東地域へ輸出する優位性とは

- イスラーム諸国であるマレーシアやインドネシアで製造されたハラール製品は、ハラールのコンセプトや要件を理解しているという意味で、イスラーム教徒が少数派の国に比べて受け入れやすい傾向があると言われており、また、マレーシアとインドネシアは国としてハラール認証の普及に積極的に取り組んでおり、ハラール認証の専門知識のある人材も豊富にいることからハラール認証を取得しやすい環境がある。さらに、マレーシアでは、ハラール工業団地の整備やハラール認証取得事業者向けの税制優遇を実施するなど、ハラール認証促進のための支援が充実している。
- 一方、シンガポールやタイは、輸出拡大を目指し、自国のハラール認証が中東諸国で承認されるための手続を積極的に進めている。現在、MUIS(シンガポール)とCICOT(タイ)が発行するハラール認証は、サウジアラビアとUAEでも使用することができる。CICOTについてはトルコでもトルコ基準のハラール認証機関として承認されておりそのハラール認証をトルコ向け製品に使用することができる。

9.2 ハラール認証は必要かどうか？

- サウジアラビアとUAEでは、肉及び肉加工品を除きハラール認証は義務ではない。
- イスラーム教の信仰が一般的な国では、販売されているものはハラールであることが当然と考えている。
- 現在、ハラール認証について規制があるのは主に輸入食品の分野のハラール認証である。サウジアラビアとUAEは輸入食肉と肉加工品にハラール認証を求めており、サウジアラビアは追加して輸入食品で動物由来成分を含むものについてもハラール認証を求めている。
- サウジアラビアとUAEへ輸出を検討する場合、取得にかかる費用と時間も加味した上で、企業として取得の要否を適切に考えるべきである。

9.3 ハラール認証を取得しない選択について

マレーシアでJAKIMのハラール認証を取得している日系企業のヒアリングの中で、サウジアラビア向けの製品にはあえてハラール認証を取得していない場合があるとの事例があった。それは、ハラール認証の更新ごとに登録手続きが必要なため、認証があることで輸入手続きに余計時間がかかってしまうため、食品の賞味期限の関係で、ローカルの輸入代理店からの要請もあり認証を取得しなかったとのことである。ただし、製造工場はハラール認証工場で、製品はハラール認証製品と同じハラール品質とのことである。

本レポートに関するお問い合わせ先：
マレーシア輸出支援プラットフォーム
(ジェトロ クアラルンプール事務所)
TEL : 603-2171-6100
E-mail : MAK@jetro.go.jp